

小学校体育指導の手引

令和3年3月

愛知県教育委員会

はじめに

近年、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境が、大きく、また急速に変化し、10年後、20年後の社会を予測することは困難な時代となっているとされています。

このような時代にあって、学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められています。

これらを背景として、学習指導要領が改訂され、小学校では令和2年度、中学校では令和3年度から全面実施されます。学校体育は、心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる大きな使命を担っています。そこで、愛知県教育委員会では、平成30年度に作成委員会を設置し、学習指導要領の改訂に対応すべき資料の作成をすすめてまいりましたが、委員の皆様への献身的な御尽力により、ここに「小学校体育指導の手引」を発刊することができました。

今後は各学校において、指導資料として活用し、授業改善・充実に努め、学校の実情と生徒の実態、時代の要請に即した効果的な保健体育指導が展開されることを期待するものであります。

おわりに、本書の作成に当たり、委員として御協力いただきました関係の皆様への御労苦に対しまして、心より敬意と感謝の意を表する次第であります。

令和3年3月
愛知県教育委員会

目 次

第1章 学習指導要領の改訂

1 改訂の概要

- (1) 改訂の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 体育科，保健体育科改訂の趣旨・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 改訂の要点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

2 体育科の目標及び内容

- (1) 教科の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (2) 教科の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- (3) 指導内容の体系化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 各学年の目標と内容

1 各学年の目標

- (1) 第1学年及び第2学年の目標・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 第3学年及び第4学年の目標・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (3) 第5学年及び第6学年の目標・・・・・・・・・・・・・・ 7

2 体づくり運動系

- (1) 運動の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- (2) 学習指導要領の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

3 器械運動系

器械・器具を使つての運動遊び（低）

- (1) 運動の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 学習指導要領の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

器械運動（中）（高）

- (1) 運動の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 学習指導要領の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

4 陸上運動系

走・跳の運動遊び（低） 走・跳の運動（中）

- (1) 運動の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 学習指導要領の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

陸上運動（高）

- (1) 運動の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- (2) 学習指導要領の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

5 水泳運動系

水遊び（低） 浮く・泳ぐ運動（中）

- (1) 運動の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) 学習指導要領の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

水泳運動（高）

- (1) 運動の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- (2) 学習指導要領の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

6	ボール運動系	
	ゲーム（低）（中）	
	（1）運動の特性	12
	（2）学習指導要領の内容	12
	ボール運動（高）	
	（1）運動の特性	12
	（2）学習指導要領の内容	12
7	表現運動系	
	表現リズム遊び（低）	
	（1）運動の特性	13
	（2）学習指導要領の内容	13
	表現運動（中）（高）	
	（1）運動の特性	13
	（2）学習指導要領の内容	13
8	保健	
	健康な生活（第3学年）	14
	体の発育・発達（第4学年）	14
	心の健康（第5学年）	14
	けがの防止（第5学年）	14
	病気の予防（第6学年）	14

第3章 学習指導

1 指導計画の作成

（1）指導計画作成の留意点	15
（2）単元配列をする上での留意点	15

2 単元指導計画（作成例）

（1）体づくり運動	16
（2）ゲーム・ボール運動	21
（3）保健	26

第4章 指導の評価と改善

1 評価の考え方

（1）評価の意義	32
（2）評価の観点の整理	33
（3）学習評価	34
（4）指導と評価の一体化	36
（5）児童の意欲を喚起し、指導の改善に生かす評価	36
（6）児童にとっての評価	36
（7）評価の方針等の児童との共有	36
（8）教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力の評価	37
（9）評価を行う場面や頻度	37
（10）障害のある児童など特別な配慮を必要とする児童に係る評価	37

2	評価の手順	
(1)	指導と評価のための具体的な手順	38
(2)	毎時間の観点別評価の進め方	40
(3)	総括的評価の考え方	40

第5章 総則「体育・健康に関する指導」

1	体育・健康に関する指導のねらいと内容	
(1)	学校における食育の推進	43
(2)	体力の向上に関する指導	44
(3)	心身の健康の保持増進に関する指導	45
2	教育課程実施上の配慮事項	
(1)	主体的・対話的で深い学びの実現に向けて	46
(2)	児童の発達を支える指導の充実	46
(3)	障害のある児童などへの指導	47

第6章 特別活動

特別活動と体育の関連

(1)	学級活動	48
(2)	児童会活動	50
(3)	クラブ活動	52
(4)	学校行事	54

第7章 安全教育と安全管理

1	運動時の事故の実態と要因	
(1)	学校管理下における事故の発生状況	57
(2)	事故発生の要因	57
2	学校安全の推進	
(1)	安全教育	58
(2)	安全管理	58
3	運動時の安全に関する指導	
(1)	体育授業における安全に関する指導	59
(2)	運動部活動における安全に関する指導	59
(3)	体育的行事における安全に関する指導	60
(4)	各運動種目における指導上の留意点	61
4	体育施設等の安全管理	
(1)	安全管理のねらい	63
(2)	安全管理の種類と方法	63
(3)	安全管理の評価と改善	64

5	熱中症の予防	
(1)	熱中症とは	66
(2)	熱中症予防の原則	66
(3)	熱中症を予防する指導上の留意点	67
(4)	熱中症で倒れた場合の対応	67
6	落雷事故の防止	
(1)	落雷事故の教訓	68
(2)	避雷の原則	68
(3)	落雷事故を未然に防ぐ指導上の留意点	69
7	事故発生時の対応	
(1)	応急手当（救急法）	70
(2)	心停止への対応（心肺蘇生法と AED）	71
(3)	学校の救急連絡体制	75
8	学校事故のケーススタディ	
(1)	運動中の事故事例	76
(2)	運動中の事故の判例	78
(3)	学校事故における教師の注意義務と留意点	79

参考資料

1	学校体育 Q & A	80
2	引用・参考文献	83
3	作成委員名簿	84

第1章 学習指導要領の改訂

1 改訂の概要

(1) 改訂の経緯

新しい時代にふさわしい学習指導要領等の在り方について、平成26年11月に文部科学大臣から、中央教育審議会に諮問を行った。中央教育審議会においては、2年1か月にわたる審議の末、平成28年12月21日に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下「平成28年12月の中央教育審議会答申」という。）を示した。

平成28年12月の中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、その枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

(2) 体育科、保健体育科改訂の趣旨

ア 答申において指摘された課題

習得した知識及び技能を活用して課題解決することや、学習したことを相手に分かりやすく伝えること等に課題があること、運動する子供とそうでない子供の二極化傾向が見られること、子供の体力について、低下傾向には歯止めが掛かっているものの、体力水準が高かった昭和60年ごろと比較すると、依然として低い状況が見られることなどの指摘がある。また、健康課題を発見し、主体的に課題解決に取り組む学習が不十分であり、社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育が必要との指摘がある。

イ 改訂の基本的な考え方

小学校、中学校及び高等学校を通じて、「体育科、保健体育科では、これらの課題を踏まえ、心と体を一体としてとらえ、生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成することを重視する観点から、運動や健康に関する課題を発見し、その解決を図る主体的・協働的な学習活動を通して、『知識・技能』、『思考力・判断力・表現力等』、『学びに向かう力・人間性等』を育成することを目標として示す。」としている。

「体育科、保健体育科における学習過程については、これまでも心と体を一体としてとらえ、自己の運動や健康についての課題の解決に向け、積極的・自主的・主体的に学習することや、仲間と対話し協力して課題を解決する学習等を重視してきた。これらを引き続き重視するとともに、体育科、保健体育科で育成を目指す『知識・技能』、『思考力・判断力・表現力等』、『学びに向かう力・人間性等』の資質・能力の三つの柱を確実に身に付けるために、その関係性を重視した学習過程を工夫する必要がある。」としてい

る。

「体育科、保健体育科の指導内容については、『知識・技能』『思考力・判断力・表現力等』『学びに向かう力・人間性等』の育成を目指す資質・能力の三つの柱に沿って示す」とするとともに、体育については、「児童生徒の発達の段階を踏まえて、学習したことを実生活や実社会に生かし、豊かなスポーツライフを継続することができるよう、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように示す必要がある。」としており、保健においては、「健康な生活と疾病の予防、心身の発育・発達と心の健康、健康と環境、傷害の防止、社会生活と健康等の保健の基礎的な内容について、小学校、中学校、高等学校を通じて系統性のある指導ができるように示す必要がある。」としている。

ウ 改善の具体的事項

- ① 運動領域においては、「運動の楽しさや喜びを味わうための基礎的・基本的な『知識・技能』『思考力・判断力・表現力等』『学びに向かう力・人間性等』の育成を重視する観点から、内容等の改善を図る。また、保健領域との一層の関連を図った内容等について改善を図る。
 - ・ 全ての児童が、楽しく、安心して運動に取り組むことができるようにし、その結果として体力の向上につながる指導等の在り方について改善を図る。その際、特に、運動が苦手な児童や運動に意欲的でない児童への指導等の在り方について配慮する。
 - ・ オリンピック・パラリンピックに関する指導の充実については、児童の発達の段階に応じて、ルールやマナーを遵守することの大切さをはじめ、スポーツの意義や価値等に触れることができるよう指導等の在り方について改善を図る。」としている。
- ② 保健領域においては、「身近な生活における健康・安全についての基礎的・基本的な『知識・技能』『思考力・判断力・表現力等』『学びに向かう力・人間性等』の育成を重視する観点から、内容等の改善を図る。その際、自己の健康の保持増進や回復等に関する内容を明確化するとともに、『技能』に関連して、心の健康、けがの防止の内容の改善を図る。また、運動領域との一層の関連を図った内容等について改善を図る。」としている。
- ③ 体力の向上については、心身ともに成長の著しい時期であることを踏まえ、「体づくり運動」の学習を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、様々な基本的な体の動きを身に付けるようにするとともに、健康や体力の状況に応じて体力を高める必要性を認識できるようにする。また、「体づくり運動」以外の運動に関する領域においても、学習した結果としてより一層の体力の向上を図ることができるようにする。

(3) 改訂の要点

- ① 運動領域においては、生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、スポーツとの多様な関わり方を場面に応じて選択し、実践することができるよう、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の育成を重視し、目標及び内容の構造の見直しを図ること。
- ② 「カリキュラム・マネジメント」及び主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進する観点から、発達の段階のまとまりを考慮し、各領域で育成することを目指す具体的な内容の系統性を踏まえた指導内容の一層の充実を図ること。
- ③ 運動やスポーツとの多様な関わり方を重視する観点から、体力や技能の程度、年齢や性別及び障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができるよう指導内容の充実を図ること。その際、共生の視点を重視して改善を図ること。
- ④ 生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する基礎を培うことを重視し、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」[学びに向かう力、人間性等]の内容の一層の明確化を図ること。
- ⑤ 保健領域においては、生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を育成することができるよう、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」に対応した目標、内容に改善すること。
- ⑥ 自己の健康の保持増進や回復等に関する内容を明確化し、「技能」に関連して心の健康、けがの防止の内容の改善を図るとともに、運動領域との一層の関連を図った内容等について改善すること。

2 体育科の目標及び内容

(1) 教科の目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

上記の目標は、(1)～(3)の目標が相互に密接な関連をもちつつ、体育科の究極的な目標である「生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することを目指すこと」を示している。

学校教育法では、小学校において「義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施す」ことや「生涯にわたり学習する基盤が培われるようにする」ことが規定されており、今回の改訂においては、この視点をより明確に示した。

また、その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全についての理解と、基本的な動きや技能を身に付けるようにする「知識及び技能」、運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う「思考力、判断力、表現力等」、運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う「学びに向かう力、人間性等」の三つの目標が相互に密接な関連をもっていることを示すとともに、体育科の重要なねらいであることを示したものである。

(2) 教科の内容

ア 運動領域

運動領域においては、発達の段階のまとまりを考慮するとともに、基本的な動きや技能を身に付け、運動を豊かに実践していくための基礎を培う観点から、発達の段階に応じた指導内容の明確化・体系化を図った。各学校においては、育成を目指す資質・能力の系統を踏まえ、「何を教えるのか」とともに、「どのように指導するか」を整理し、学習を進めることが求められる。

内容の構成を基本的に、従前に引き続き低・中・高学年の三段階で示すことにより、各学年での運動の取り上げ方や年間計画においても弾力性をもたせることができるようにした。このことは、個に応じた多様な学習を積極的に行うことを目指したことによるものである。

これらの領域では、児童が発達の段階に即した易しい運動に取り組み、自己に適した課題を見付けたり、仲間と競争したり協働したりすることによって、もっと運動をしたい、できるようになりたい、勝ちたいなどの欲求を充足し、楽しくできるようにすることが大切である。

イ 保健領域

保健領域については、身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容を重視し、健康な生活を送る資質や能力の基礎を培う観点から、小学校においては、これまでの内容を踏まえて、「健康な生活」「体の発育・発達」「心の健康」「けがの防止」及び「病気の予防」の五つの内容とした。

体育科の内容構成は次表のとおりである。

表 1-1 体育科の内容構成

	第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
運動領域	【体つくりの運動遊び】	【体つくり運動】	【体つくり運動】
	体ほぐしの運動遊び	体ほぐしの運動	体ほぐしの運動
	多様な動きをつくる運動遊び	多様な動きをつくる運動	体の動きを高める運動
	【器械・器具を使つての運動遊び】	【器械運動】	【器械運動】
	固定施設を使つた運動遊び		
	マットを使つた運動遊び	マット運動	マット運動
	鉄棒を使つた運動遊び	鉄棒運動	鉄棒運動
	跳び箱を使つた運動遊び	跳び箱運動	跳び箱運動
	【走・跳の運動遊び】	【走・跳の運動】	【陸上運動】
	走の運動遊び	かけっこ・リレー 小型ハードル走	短距離走・リレー ハードル走
	跳の運動遊び	幅跳び 高跳び	走り幅跳び 走り高跳び
	投の運動遊び※	投の運動※	投の運動※
	【水遊び】	【水泳運動】	【水泳運動】
	水の中を移動する運動遊び	浮いて進む運動	クロール
	もぐる・浮く運動遊び	もぐる・浮く運動	平泳ぎ
			安全確保につながる運動
	【ゲーム】	【ゲーム】	【ボール運動】
	ボールゲーム 鬼遊び	ゴール型ゲーム※ ネット型ゲーム ベースボール型ゲーム※	ゴール型※ ネット型 ベースボール型※
【表現リズム遊び】	【表現運動】	【表現運動】	
表現遊び リズム遊び	表現 リズムダンス	表現 フォークダンス	
保健領域		【保健】	【保健】
		健康な生活 体の発育・発達	心の健康 けがの防止 病気の予防

(3) 指導内容の体系化

表 1-2 12年間の指導内容

		各種の運動の基礎を培う時期						多くの領域の学習を経験する時期			卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるようにする時期		
		小学校				中学校		高等学校					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	入学年次	次の年次	それ以降
運動領域等	体つくりの運動遊び	体つくり運動		体つくり運動		体つくり運動		体つくり運動		体つくり運動		体つくり運動	
	器械・器具を使つての運動遊び	器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動		器械運動	
	走・跳の運動遊び	走・跳の運動		陸上運動		陸上競技		陸上競技		陸上競技		陸上競技	
	水遊び	水泳運動		水泳運動		水泳		水泳		水泳		水泳	
	表現リズム遊び	表現運動		表現運動		ダンス		ダンス		ダンス		ダンス	
	ゲーム	ゲーム		ボール運動		球技		球技		球技		球技	
						武道		武道		武道		武道	
保健領域等		保健				保健		保健					
								体育理論					
年間授業時数等	102時間	105時間	105時間	105時間	90時間	90時間	105時間	105時間	105時間	体育 3年間で7~8単位 保健 1単位 保健 1単位			

第2章 各学年の目標と内容

1 各学年の目標

体育科の各学年の目標は、体育科の目標を踏まえて第1学年から第6学年までに育成することを、第1学年及び第2学年、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年の低・中・高学年の三段階で示している。これは、児童の発達の段階を考慮するとともに、体育の学習指導に弾力性をもたせることに配慮したものである。教科の目標が体育科の目指す方向を示しているのに対して、学年の目標は、各学年における体育科の学習指導の方向をより具体的に示したものである。

学年の目標の構成は、第1学年及び第2学年、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年のいずれにおいても三項目で構成している。

最初の項目である(1)は、運動や健康についての「知識及び技能」に関する目標を示している。(2)は、運動や健康についての課題を見付け、その解決の方法や活動について思考し判断し、考えたことを他者に伝える「思考力、判断力、表現力等」に関する目標を示している。(3)は、積極的に運動に取り組む態度、協力や公正の態度、健康・安全に関連する態度などの「学びに向かう力、人間性等」に関する目標を示している。また、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年の三番目の項目である(3)は、健康で安全な生活を営む資質・能力を育てるなどの保健領域に関連した目標を合わせて示している。

(1) 第1学年及び第2学年の目標

- (1) 各種の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、基本的な動きを身に付けるようにする。
- (2) 各種の運動遊びの行い方を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動遊びに進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、健康・安全に留意したりし、意欲的に運動をする態度を養う。

(1)は、「知識及び技能」に関する目標であり、各種の運動遊びの楽しさに触れることを通して、その行い方を知るとともに、それらの基本的な動きを身に付けること及び体力を養うことを意図している。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」に関する目標であり、各種の運動遊びを安全に楽しむための活動の仕方やルールなどを児童の力に応じて工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養うことを意図している。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」に関する目標であり、運動やスポーツの価値のうち、公正、協力、責任、参画、健康・安全等に関する態度及び意欲的に運動遊びをする態度を養うことを意図している。



(2) 第3学年及び第4学年の目標

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方及び健康で安全な生活や体の発育・発達について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己の運動や身近な生活における健康の課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで努力して運動をする態度を養う。また、健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進んで取り組む態度を養う。

(1)は、「知識及び技能」に関する目標であり、各種の運動の楽しさや喜びに触れることを通して、その行い方や健康な生活及び体の発育・発達について理解するとともに、それらの基本的な動きや技能を身に付けること及び体力を養うことを意図している。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」に関する目標であり、自己の運動や健康に関する課題を見付け、その解決方法を工夫するとともに、それについて考えたことを他者に伝える力を養うことを意図している。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」に関する目標であり、運動やスポーツの価値である、公正、協力、責任、参画、共生、健康・安全等に関する態度及び意欲的に運動をする態度を養うことを意図している。

(3) 第5学年及び第6学年の目標

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方及び心の健康やけがの防止、病気の予防について理解するとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能及び健康で安全な生活を営むための技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己やグループの運動の課題や身近な健康に関わる課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む態度を養う。

(1)は、「知識及び技能」に関する目標であり、各種の運動の楽しさや喜びを味わうことを通して、その行い方や心の健康、けがの防止及び病気の予防について理解するとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能及び健康で安全な生活を営むための技能を身に付けること及び体力を養うことを意図している。

(2)は、「思考力、判断力、表現力等」に関する目標であり、自己やグループの運動の課題や健康に関する自己の課題を見付け、その解決方法を工夫するとともに、それについて自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養うことを意図している。

(3)は、「学びに向かう力、人間性等」に関する目標であり、運動やスポーツの価値である、公正、協力、責任、参画、共生、健康・安全等に関する態度及び意欲的に運動をする態度を養うことを意図している。



2 体づくり運動系

表2-1 運動領域の内容 ※ゴシック太字は新たに加わった内容

学年	体づくり運動系<平成20年版>	体づくり運動系<平成29年度版>
1・2	<体づくり運動> 体ほぐしの運動 多様な動きをつくる運動遊び	<体づくりの運動遊び> 体ほぐしの運動 遊び 多様な動きをつくる運動遊び
3・4	<体づくり運動> 体ほぐしの運動 多様な動きをつくる運動	<体づくり運動> 体ほぐしの運動 多様な動きをつくる運動
5・6	<体づくり運動> 体ほぐしの運動 体力を高める運動	<体づくり運動> 体ほぐしの運動 体の動き を高める運動

(1) 運動の特性

体づくり運動系は、体を動かす楽しさや心地よさを味わい運動好きになるとともに、心と体との関係に気付いたり、仲間と交流したりすることや、様々な基本的な体の動きを身に付けたり、体の動きを高めたりして、体力を高めるために行われる運動である。

(2) 学習指導要領の内容

ア 体ほぐしの運動（遊び）

「体ほぐしの運動（遊び）」は、いろいろな手軽な運動遊びを行い、体を動かす楽しさや心地よさを味わうことを通して、自己の心と体の変化に気付いたり、みんなで関わり合ったりする運動である。

イ 多様な動きをつくる運動遊び、多様な動きをつくる運動、体の動きを高める運動

第1学年及び第2学年………「多様な動きをつくる運動遊び」

第3学年及び第4学年………「多様な動きをつくる運動」

第5学年及び第6学年………「体の動きを高める運動」

低・中学年においては、発達の段階から体力を高めることを学習の直接の目的とすることは難しいが、将来の体力の向上につなげていくためには、この時期に様々な基本的な体の動きを培っておくことが重要である。

なお、この「多様な動きをつくる運動（遊び）」には、従前の「基本の運動」の内容として示されていた「力試しの運動（遊び）」及び「用具を操作する運動（遊び）」を含むものとした。

また、「体の動きを高める運動」については、「体の柔らかさ及び巧みな動きを高めるための運動に重点を置いて指導する」ことが「内容の取扱い」に示されている。

「体づくりの運動遊び」及び「体づくり運動」については、2学年間にわたって指導することが従前どおり「内容の取扱い」に明示されている。

3 器械運動系

表 2-2 運動領域の内容 ※ゴシック太字は新たに加わった内容

学年	器械運動系<平成 20 年版>	器械運動系<平成 29 年度版>
1・2	<器械・器具を使つての運動遊び> 固定施設を使つた運動遊び マットを使つた運動遊び 鉄棒を使つた運動遊び 跳び箱を使つた運動遊び	<器械・器具を使つての運動遊び> 固定施設を使つた運動遊び マットを使つた運動遊び 鉄棒を使つた運動遊び 跳び箱を使つた運動遊び
3・4	<器械運動> マット運動 鉄棒運動 跳び箱運動	<器械運動> マット運動 (回転系・巧技系) 鉄棒運動 (支持系) 跳び箱運動 (切り返し系・回転系)
5・6		

器械・器具を使つての運動遊び (低)

(1) 運動の特性

「器械・器具を使つての運動遊び」は、様々な動きに楽しく取り組み、基本的な動きや知識を身に付けたときに喜びに触れ、その行い方を知ることのできる運動遊びである。

(2) 学習指導要領の内容

「器械・器具を使つての運動遊び」の学習指導では、それぞれの器械・器具の条件の下で、回転、支持、逆さの姿勢、ぶら下がり、振動、手足での移動などの基本的な動きができるようになったり、遊び方を工夫したりこれらを友達に伝えたりすることが課題になる。

器械運動 (中) (高)

(1) 運動の特性

「器械運動」は、技を身に付けたり、新しい技に挑戦したりするときに楽しさや喜びに触れたり、味わったりすることができる運動である。また、より困難な条件の下でできるようになったり、より雄大で美しい動きができるようになったりする楽しさや喜びがある運動である。

(2) 学習指導要領の内容

「器械運動」の学習指導では、低学年で経験して身に付けた体の動かし方や運動感覚を、中・高学年の技の学習に生かすように学習過程を進めることが大切である。また、全ての児童が技を身に付ける楽しさや喜びを味わうことができるよう、自己やグループの課題を見付け、その課題の解決の仕方を考えたり、練習の場や段階を工夫したりすることが大切である。

4 陸上運動系

表2-3 運動領域の内容 ※ゴシック太字は新たに加わった内容

学年	陸上運動系<平成20年版>	陸上運動系<平成29年版>
1・2	<走・跳の運動遊び> 走の運動遊び, 跳の運動遊び	<走・跳の運動遊び> 走の運動遊び, 跳の運動遊び
3・4	<走・跳の運動> かけっこ・リレー, 小型ハードル走 幅跳び, 高跳び	<走・跳の運動> かけっこ・リレー, 小型ハードル走 幅跳び, 高跳び
5・6	<陸上運動> 短距離走・リレー, ハードル走 走り幅跳び, 走り高跳び	<陸上運動> 短距離走・リレー, ハードル走 走り幅跳び, 走り高跳び

各学年において、児童の実態に応じて「**投の運動（遊び）**」を加えて指導することができる。

走・跳の運動遊び（低） 走・跳の運動（中）

(1) 運動の特性

「走・跳の運動遊び」及び「走・跳の運動」は、走る・跳ぶなどについて、友達と競い合う楽しさや、調子よく走ったり跳んだりする心地よさを味わうことができ、また、体を巧みに操作しながら走る、跳ぶなどの様々な動きを身に付けることを含んでいる運動（遊び）である。

(2) 学習指導要領の内容

「走・跳の運動遊び」及び「走・跳の運動」の学習指導では、走ったり跳んだりする動き自体の面白さ・心地よさを引き出す指導を基本にしながら、体力や技能の程度にかかわらず競走（競争）に勝つことができたり、勝敗を受け入れたりするなどして、意欲的に運動（遊び）に取り組むことができるように、楽しい活動の仕方や場の工夫をすることが大切である。

陸上運動（高）

(1) 運動の特性

「陸上運動」は、走る、跳ぶなどの運動で、体を巧みに操作しながら、合理的で心地よい動きを身に付けるとともに、仲間と速さや高さ・距離を競い合ったり、自己の課題の解決の仕方や記録への挑戦の仕方を工夫したりする楽しさや喜びを味わうことのできる運動である。

(2) 学習指導要領の内容

「陸上運動」の学習指導では、合理的な運動の行い方を大切にしながら、競走（争）や記録の達成を目指す学習活動が中心となるが、競走（争）では勝敗が伴うことから、できるだけ多くの児童に勝つ機会が与えられるように指導を工夫するとともに、その結果を受け入れることができるよう指導することが大切である。一方、自己の能力に適した課題をもち、適切な運動の行い方を知り、記録を高めることができるようにすることが大切である。

5 水泳運動系

表2-4 運動領域の内容 ※ゴシック太字は新たに加わった内容

学年	水泳系<平成20年版>	水泳運動系<平成29年度版>
1・2	<水遊び> 水に慣れる遊び 浮く・もぐる遊び	<水遊び> 水の中を移動する運動遊び もぐる・浮く運動遊び
3・4	<浮く・泳ぐ運動> 浮く・泳ぐ運動	<水泳運動> 浮いて進む運動 もぐる・浮く運動
5・6	<水泳> クロール, 平泳ぎ	<水泳運動> クロール, 平泳ぎ, 安全確保につながる運動

※ 水中からのスタートを指導する。

※ 水泳場の確保が困難で水泳運動系を扱えない場合でも、水遊びや水泳運動などの心得については必ず指導する。

※ 学校の実態に応じて「背泳ぎ」を加えて指導することができる。

水遊び（低），浮く・泳ぐ運動（中）

(1) 運動の特性

「水遊び」及び「浮く・泳ぐ運動」は、水中を動き回ったり、もぐったり、浮いたりする心地よさを楽しむ運動である。それぞれの児童の能力にふさわしい課題に挑み、活動を通して水の特性について知り、水に慣れ親しむことで課題を達成する喜びを味わうことができる運動である。

(2) 学習指導要領の内容

「水遊び」及び「水泳運動」の学習指導では、仲間との競争やいろいろな課題に取り組むことで、学習を進めながら水に慣れ親しむことや、浮いたり、泳いだりすることの楽しさや心地よさを味わうことができるようにすることが大切である。

水泳運動（高）

(1) 運動の特性

「水泳運動」は、心地よく泳いだり、泳ぐ距離を伸ばしたりすることに楽しさや喜びを味わうことができる運動である。また、「安全確保につながる運動」を適切に行うことが大切である。

(2) 学習指導要領の内容

「水泳運動」の学習指導では、児童一人一人が自己やグループの能力に応じた課題をもち、その解決の方法を工夫し、互いに協力して学習を進めながら、水泳運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにすることが大切である。とりわけ技能面では、手と足の動きに呼吸を合わせながら泳ぐことや、背浮きや浮き沈みをしながら、安定した呼吸を伴い浮くことが重要な課題となる。

6 ボール運動系

表2-5 運動領域の内容

学年	ボール運動系<平成20年版>	ボール運動系<平成29年版>
1・2	<ゲーム> ボールゲーム, 鬼遊び	<ゲーム> ボールゲーム, 鬼遊び
3・4	<ゲーム> ゴール型ゲーム, ネット型ゲーム ベースボール型ゲーム	<ゲーム> ゴール型ゲーム, ネット型ゲーム ベースボール型ゲーム
5・6	<ボール運動> ゴール型, ネット型, ベースボール型	<ボール運動> ゴール型, ネット型, ベースボール型

※ 中学年「ゴール型ゲーム」については、味方チームと相手チームが入り交じって得点を取り合うゲーム及び陣地を取り合うゲームを取り扱うものとする。

高学年「ベースボール型」は、学校の実態に応じて取り扱わないことができる。

ゲーム（低）（中）

(1) 運動の特性

「ゲーム」は、勝敗を競い合う運動をしたいという欲求から成立した運動であり、主として集団対集団で競い合い、仲間と力を合わせて競争することに楽しさや喜びを味わうことができる運動である。

(2) 学習指導要領の内容

「ゲーム」の学習指導では、仲間と協力してゲームを楽しくする工夫や楽しいゲームをつくり上げることが重要な課題となる。集団で勝敗を競うゲームでは、規則を工夫したり作戦を立てたりすることを重視しながら、基本的なボール操作とボールを持たないときの動きを身に付け、ゲームを一層楽しめるようにすることが学習の中心となる。また、公正に行動する態度、特に勝敗をめぐる正しい態度や行動がとれるようにすることが大切である。

ボール運動（高）

(1) 運動の特性

「ボール運動」は、ルールや作戦を工夫し、集団対集団の攻防によって仲間と力を合わせて競争する楽しさや喜びを味わうことができる運動である。

(2) 学習指導要領の内容

「ボール運動」の学習指導では、互いに協力し、役割を分担して練習を行い、各内容の型に応じた技能を身に付けてゲームをしたり、ルールや学習の場を工夫したりすることが学習の中心となる。また、ルールやマナーを守り、仲間とゲームの楽しさや喜びを共有することができるようにすることが大切である。

7 表現運動系

表2-6 運動領域の内容

学年	表現運動系<平成20年版>	表現運動系<平成29年度版>
1・2	<表現リズム遊び> 表現遊び, リズム遊び	<表現リズム遊び> 表現遊び, リズム遊び
3・4	<表現運動> 表現, リズムダンス	<表現運動> 表現, リズムダンス
5・6	<表現運動> 表現, フォークダンス	<表現運動> 表現, フォークダンス

※ 低学年「表現リズム遊び」では、簡単なフォークダンスを含めて指導することができる。

中学年「表現運動」ではフォークダンスを、高学年「表現運動」では、リズムダンスを地域の実態に応じて加えて指導することができる。

表現リズム遊び（低）

(1) 運動の特性

「表現リズム遊び」は、身近な動物や乗り物などの題材の特徴を捉え、そのものになりきって全身の動きで表現したり、軽快なリズムの音楽に乗って踊ったりする楽しさに触れることのできる運動遊びである。また、友達と様々な動きを見付けて踊ったり、みんなで調子を合わせて踊ったりする楽しさに触れることのできる運動遊びである。

(2) 学習指導要領の内容

「表現リズム遊び」の学習指導では、中学年からの表現運動につながる即興的な身体表現能力やリズムに乗って踊る能力、コミュニケーション能力などを培えるようにする。そのためには、児童の身近で関心が高く、具体的で特徴のある動きを多く含む題材や弾んで踊れる軽快なリズムの音楽を取り上げるようにし、様々なものになりきりやすく、律動的な活動を好む児童の特性を生かした学習指導の進め方を工夫することが大切である。

表現運動（中）（高）

(1) 運動の特性

「表現運動」は、自己の心身を解き放して、イメージやリズムの世界に没入してなりきって踊ることが楽しい運動であり、互いのよさを生かし合って友達（仲間）と交流して踊る楽しさや喜びに触れる（を味わう）ことのできる運動である。

(2) 学習指導要領の内容

「表現運動」の学習指導では、児童一人一人が踊りの楽しさや喜びに十分に触れることがねらいとなる。そのためには、児童の今もっている力やその違いを生かせる題材や音楽を選ぶとともに、多様な活動や場を工夫して、一人一人の課題の解決に向けた創意工夫ができるようにすることが大切である。

8 保健

健康な生活（第3学年）

「健康な生活」では、健康の状態は、主体の要因や周囲の環境の要因が関わっていること、健康に過ごすには、1日の生活の仕方が深く関わっていることを学ぶ。そのためには、生活環境を整えることなどが必要であり、健康に生活するための課題を見付け、その解決に向けて考え、表現することを中心として構成している。

体の発育・発達（第4学年）

「体の発育・発達」では、体は年齢に伴って変化すること、思春期になると体に変化が起こり、異性への関心も芽生えることを中心に学ぶ。また、体がよりよく発育・発達するために、課題を見付け、その解決に向けて考え、それを表現するための学習を中心として構成されている。

心の健康（第5学年）

「心の健康」では、様々な生活経験を通して年齢に伴って発達する心について扱う。心と体は相互に影響し合うこと、さらに、不安や悩みの対処について理解し、課題解決に向けて思考して判断するとともに、それらを表現することを中心として構成されている。

けがの防止（第5学年）

「けがの防止」では、交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがなどを取り上げ、けがの起こり方とその防止、環境を安全に整えることの重要性も扱い、簡単な手当が行えるようにすることも示されている。また、けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現することも入れて構成されている。

病気の予防（第6学年）

「病気の予防」では、病気の予防には、病原体を体の中に入れないことや、適切な運動や偏りのない食事をとるなど、病原体に対する体の抵抗力を高めること及び望ましい生活習慣を身に付けることが必要であること、また、喫煙、飲酒、薬物乱用等の行為は、健康を損なう原因となること、さらに、地域において保健に関わる様々な活動が行われていることなどの知識と病気の予防に関する課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を中心として構成されている。

第3章 学習指導

1 指導計画の作成

(1) 指導計画作成の留意点

指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- ① 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、体育や保健の見方・考え方を働かせ、運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決のための活動を選んだり工夫したりする活動の充実を図ること。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう留意すること。
- ② 一部の領域の指導に偏ることのないよう授業時数を配当すること。二つの学年を一つの単位として、その中で各運動種目の単元構成や年間配当、時間配当を工夫していく。
- ③ 保健に配当する授業時数は、第3学年及び第4学年間で8単位時間程度、また、第5学年及び第6学年間で16単位時間程度とすること。
- ④ 保健については、効果的な学習が行われるよう適切な時期に、ある程度まとまった時間を配当すること。
- ⑤ 低学年においては、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
- ⑥ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- ⑦ 道徳科などとの関連を考慮しながら、特別の教科道徳の内容について、体育科の特質に応じて適切な指導をすること。

(2) 単元配列をする上での留意点

児童や施設・設備の状況を鑑み、2学年間のどの時期に取り上げることが効果的である内容か踏まえた上で、単元の組み合わせ方を工夫する。特に、低学年の「体づくりの運動遊び」では、体ほぐしの運動遊びと多様な動きをつくる運動遊びにおいて、取り上げる運動遊びが似通ってくることも考えられるため、各々のねらいを明確にして意図的に取り扱うことが必要である。体づくり運動については、準備運動等で行うような形態、いわゆる「帯単元」として扱うのではなく、単独の単元として組み立てることを考えていく。また、他の単元と組み合わせる場合には、組み合わせた単元の運動に関連させた「体ほぐしの運動（遊び）」及び「多様な動きをつくる運動（遊び）」、体の動きを高める運動を取り上げる工夫により、児童の運動への意欲を高められるような配慮を行うこともできる。

また、「体の動きを高める運動」については、体の柔らかさ及び巧みな動きを高めることに重点をおいて指導し、じっくりと運動に取り組む時間を確保したい。

2 単元指導計画（作成例）

(1) 体づくり運動

1 単元名 「めざせ、体力アップ」第5学年 体づくり運動

2 単元の目標

- (1) 体づくり運動の行い方を理解するとともに、体を動かす心地よさを味わったり、体の動きを高めたりすることができるようにする。（知識及び運動）
- (2) 自己の体の状態や体力に応じて、運動の行い方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えることができるようにする。（思考力、判断力、表現力等）
- (3) 運動に積極的に取り組み、約束を守り、助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に気を配ったりすることができるようにする。（学びに向かう力、人間性等）

【ポイント】

- ・ 単元の目標は、学習指導要領本文を参考に、各学校において設定する。
- ・ 単元目標の語尾は「～することができるようにする」と表記する。

	知識及び運動	思考力、判断力、 表現力等	学びに向かう力、 人間性等
第1学年及び第2学年	運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、体を動かす心地よさを味わったり、基本的な動きを身に付けたりすること。 (ア) 体ほぐしの運動遊びでは、手軽な運動遊びを行い、心と体の変化に気付いたり、みんなで関わり合ったりすること。 (イ) 多様な動きをつくる運動遊びでは、体のバランスをとる動き、体を移動する動き、用具を操作する動き、力試しの動きをすること。	体をほぐしたり多様な動きをつくりたりする遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。	運動遊びに進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、場の安全に気を付けたりすること。
第3学年及び第4学年	運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を知るとともに、体を動かす心地よさを味わったり、基本的な動きを身に付けたりすること。 (ア) 体ほぐしの運動では、手軽な運動を行い、心と体の変化に気付いたり、みんなで関わり合ったりすること。 (イ) 多様な動きをつくる運動では、体のバランスをとる動き、体を移動する動き、用具を操作する動き、力試しの動きをし、それらを組み合わせること。	自己の課題を見付け、その解決のための活動を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。	運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、場や用具の安全に気を付けたりすること。
第5学年及び第6学年	運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、体を動かす心地よさを味わったり、体の動きを高めたりすること。 (ア) 体ほぐしの運動では、手軽な運動を行い、心と体との関係に気付いたり、仲間と関わり合ったりすること。 (イ) 体の動きを高める運動では、ねらいに応じて、体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を高めるための運動をすること。	自己の体の状態や体力に応じて、運動の行い方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。	運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に気を配ったりすること。

3 当該単元における単元の評価規準（学習活動に即した評価規準）

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
単元 の 評 価 規 準	①体ほぐしの運動や体の動きを高める運動の行い方について、知っていることを言ったり、書いたりしている。 ②体ほぐしの運動では、心と体に関係し合っていることや、自他の心と体に違いがあることについて言ったり、書いたりしている。 ③体の動きを高める運動では、体力の必要性や体の動きを高めるための運動をすることができる。	①体の動きを高める運動について、自己の心と体の状態や体力に応じて運動の課題や行い方を選んでいる。 ②体をほぐしたり体の動きを高めたりするために、自己やグループで考えた運動の行い方を他者に伝えている。	①体ほぐしの運動や体の動きを高める運動に積極的に取り組もうとしている。 ②運動の行い方について仲間の気付きや考え、取組のよさを認めようとしている。 ③運動する場や用具の安全に気を付けて運動している。

【ポイント】

- ・ 単元の評価規準は、学習指導要領解説の例示を参考に、設定する。
- ・ 評価規準の語尾は、「～できる」（技能）、「～している」（知識、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の「健康・安全」）、「～しようとしている」（主体的に学習の取り組む態度の「健康・安全」以外）と表記する。
- ・ 「思考・判断・表現」については、「思考・判断」の評価規準と「表現」の評価規準に分けて設定する。
- ・ 「主体的に学習に取り組む態度」については、愛好的態度、公正、協力、責任、参画、共生、健康・安全の各項目に分けて設定する。

4 指導と評価の計画（7時間）								
単元の目標	知識及び運動	体づくり運動の行い方を理解するとともに、体を動かす心地よさを味わったり、体の動きを高めたりすることができるようにする。						
	思考力、判断力、表現力等	自己の体の状態や体力に応じて、運動の行い方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えることができるようにする。						
	学びに向かう力、人間性	体づくり運動に積極的に取り組み、約束を守り、助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に気を配ったりすることができるようにする。						
学習の流れ	時	1	2	3	4	5	6	7
	0	オリエンテーション 体ほぐしの運動、体の動きを高める運動について行い、動きと方法を知る。 ・学習内容の確認 ・安全の約束の確認 ・場の準備や片付けの仕方の確認	○「体ほぐしの運動」 一人・二人・グループでの体ほぐしの運動 ・3人組地藏倒し（信頼ゲーム） ・風船バレー		用具（はちまき、ボール、なわ、輪等）を使った体ほぐしの運動 ・新聞紙スクーター		・以心伝心ゲーム	
	15		○「体の動きを高める運動」 めあてⅠ いろいろな動きにトライ！ いろいろな基本的な動きに挑戦し、体の動きを高めるための課題を見付けよう。		めあてⅡ もっと楽しくトライ！ 自分が高めたい体の動きから、取り組みたいコースを選び、工夫した動きを取り入れ、体の動きをさらに高めよう。			
	45		＜巧みさアップコース＞ ・シグナルジョグ ・バランス崩し ・バランスウォーク ・いろいろなラダー ・30秒早なわ跳び		＜柔らかさアップコース＞ ・板目を使ってストレッチ ・人間知恵の輪 ・前屈玉ひろい（開脚） ・リンボー		＜力強さアップコース＞ ・アザラシ ・手押し車（じゃんけん） ・人運び（おんぶ） ・ハンドウォーク（連結跳び箱）	
評価の重点	知	① 観察・学習カード	② 観察・学習カード				③ 観察・学習カード	総括的評価
思			① 観察・学習カード	(2) 学習カード	② 観察・学習カード			
態	(1) 観察	③ 観察	① 観察	② 観察・学習カード	(2) 観察・学習カード			
単元の評価規準	知	①体ほぐしの運動や体の動きを高める運動の行い方について、知っていることを言ったり書いたりしている。 ②心と体が関係し合っていることや、自他の心と体に違いがあることについて言ったり書いたりしている。 ③体の動きを高める運動では、体力の必要性や体の動きを高めるための運動をすることができる。						
思	①体の動きを高める運動について、自己の心と体の状態や体力に応じて運動の課題や行い方を選んでいく。 ②体をほぐしたり体の動きを高めたりするために自己やグループで考えた運動の行い方を他者に伝えている。							
態	①体ほぐしの運動や体の動きを高める運動に積極的に取り組もうとしている。 ②運動の行い方について仲間の気付きや考え、取組のよさを認めようとしている。 ③運動する場や用具の安全に気を付けて運動している。							
※ 知…「知識・技能」， 思…「思考・判断・表現」， 態…「主体的に学習に取り組む態度」								

5 展開（例）

(1) 本時の目標（3時間目／7時間中）

- ・ 体の動きを高める運動について、自己の心と体の状態や体力に応じて運動の課題や
行い方を選んでいる。（思考力、判断力、表現力等）
- ・ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動に積極的に取り組もうとしている。（学び
に向かう力、人間性等）

(2) 展開

: めあて : 発問・指示

分	●学習内容・活動	指導上の留意点（○指導 □支援・配慮 ◆評価規準）
導入 2分	●場の準備をしよう。 ・役割に合わせて場の準備をする。 ・挨拶・健康観察をする。	○（交流と運動量）教師も運動を行い、学習の雰囲気 を和らげる。 □児童が体や心の状態の変化を感じ取れるように、活 動中に仲間の体の柔らかさや動きの素早さなどを見 ることを伝える。
5分	●体ほぐしの運動をしよう。 ・ペアでストレッチ・体でじゃんけん ・3人地蔵倒し ・風船バレー	◆【態①】体ほぐしの運動や体の動きを高める運動に 積極的に取り組もうとする。（観察）
展開 30分	●本時のめあてを確認しよう。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">3つのコースで、いろいろな動きに挑戦し、体の動きを高めるための課題を見付けよう。</div> ●3つのコースでいろいろな動きに挑戦し よう。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">巧みさアップコース ・シグナルジョグ ・バランス崩し ・バランスウォーク ・いろいろなラダー ・30秒早なわ跳び（両足→片足）</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">柔らかさアップコース ・板目ストレッチやブリッジ ・人間知恵の輪 ・前屈玉ひろい（開脚） ・リンボー</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">力強さアップコース ・アザラシ ・手押し車 ・人運び（おんぶ） ・ハンドウォーク</div>	□時間を決め、3つのコースをローテーションして運動 に取り組ませる。 □自分の体力の課題を意識して運動することを助言す る。 □運動中に、自分や仲間の体の様子を確認したり、自分 の体力について気付かせたりする声かけを行う。 □活動中に児童が工夫した動きについては、賞賛し、 動きに広がり生まれるように全体に伝える。 ○仲間との競い合いだけに児童の意識が向かないよう にし、個々の能力に応じて無理のない高さや幅から始 めることを伝える。 ○力強い動きを正確に行うために、 <u>始めのうちは、速 さではなく、丁寧に一つ一つの運動に取り組むこと を伝える。</u> ◆【思①】体ほぐしの運動や体の動きを高める運動に ついて、自己の心と体の状態や体力に応じて運動 の課題や行い方を選んでいる。（観察・学習カー ド）
まとめ 5分	●学習を振り返り、次時の内容と課題を確 認しよう。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">3つのコースで、いろいろな動きに挑戦して見つかった自分の体の動きを高めるための課 題は何でしょう。</div>	□体力テストの結果等も活用して、自分の体力を把握さ せ、体の動きを高める。
3分	●場の片付けをしよう。 ・役割に合わせて場の片付けをする。 ・けがの確認・挨拶をする。	○次時は、自分の高めたい体の動きから、取り組みたい コースを選び学習を進めること、工夫した動きを取り 入れて、体の動きを高める学習を行うことを伝える。

6 学習カード（例）

「めざせ！体力アップ」学習カード NO1			
月 日 曜		5年 組 番 名前()	
内容	時間	2	3
<巧みさアップコース>		めあて	めあて
シグナルジョグ	バランス崩し		
バランスウォーク	いろいろなラダー		
30秒早なわとび			
<柔らかさアップコース>		めあて	めあて
ストレッチ	人間知恵の輪		
前屈玉拾い(開脚)			
リンボー			
<力強さアップコース>		めあて	めあて
アザラシ	手押し車		
人運び(おんぶ)			
ハンドウォーク			
今日のふり返り			

「めざせ！体力アップ」学習カード NO2			
月 日 曜		5年 組 番 名前()	
内容	時間	5	6
<コース>		めあて	めあて
①			
②			
③			
<コース>		めあて	めあて
①			
②			
③			
<コース>		めあて	めあて
①			
②			
③			
今日のふり返り			

(2) ゲーム・ボール運動

1 単元名 「第5学年 キャッチバレーボール –ネット型ゲーム–」

2 単元の目標

- (1) ネット型ゲームの行い方を理解するとともに、ボール操作と、位置取りをするなどの動きによって、ボールを操作するチームの連携プレイによる簡易化されたゲームや、自陣から相手コートに向かって相手にボールを返球する簡易化されたゲームをすることができるようにする。(知識及び技能)
- (2) ルールを工夫したり、自己やチームの特徴に応じた作戦を選んだりするとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えることができるようにする。(思考力、判断力、表現力等)
- (3) ネット型の簡易化されたゲームや練習に積極的に取り組み、ルールを守り助け合って運動をしたり、勝敗を受け入れたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に気を配ったりすることができるようにする。(学びに向かう力、人間性等)

【ポイント】

- ・ 単元の目標は、学習指導要領本文を参考に、各学校において設定する。
- ・ 本文に示された内容は、各領域において育成を目指す資質・能力であるため、学習指導要領の趣旨等に基づく指導上の目標と捉えることができる。
- ・ 単元目標の語尾は、「～することができるようにする」と表記する。

3 当該単元における単元の評価規準（学習活動に即した評価規準）

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
単元の評価規準	①簡易化されたネット型ゲームの行い方について、言ったり、書いたりしている。 ②ボールをつないだり、相手コートに打ち返したりする方法について言ったり、書いたりしている。 ③ボールの方向に体を向けて、その方向に素早く移動することができる。 ④味方が受けやすいようにボールをつなぐことができる。 ⑤片手、両手を使って相手コートにボールを打ち返すことができる。	①誰もが楽しくゲームに参加できるように、プレイヤーの人数、コートの広さ、プレイの制限、得点の仕方等のルールを選んでいる。 ②味方が受けやすいようにボールをつなぐことについて考えたことや、自己や仲間が行っていた動き方の工夫を、友達に伝えたり、書き出したりしている。 ③自分や相手のチームの特徴に応じた位置取りの工夫について、考えたことを友達に伝えたり、書き出したりしている。	①ルールやマナーを守り、勝敗を受け入れ、仲間と助け合ってゲームや練習に取り組もうとしている。 ②ゲームや練習の際に、使用する用具などを片付けたり場の整備をしたりするとともに、用具の安全に気を配っている。

【ポイント】

- ・ 内容のまとめりごとの評価規準と指導計画における児童の活動を考慮し、児童の学びの姿としてより具体化した評価規準を作成する。
 - ・ 各観点とも複数個に細分した評価規準を想定するが、順序性を示すものではないことに留意する。
 - ・ 「知識・技能」については、知識の評価規準と技能の評価規準に分けて設定する。
- ※ 「知識」について、低学年においては、活動の様子から「知識」が表出された姿として見取る場合も想定されるため、「～について言ったり、実際に動いてみたりしている」と表現する場合もある。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトバレーボールやブレルボールを基にした簡易化されたゲームの行い方について、言ったり、書いたりしている。 ・ バドミントンやテニスを基にした簡易化されたゲームの行い方について、言ったり、書いたりしている。 ・ 自陣のコート（中央付近）から相手コートに向けサービスを打ち入れることができる。 ・ ボールの方向に体を向けて、その方向に素早く移動することができる。 ・ 味方が受けやすいようにボールをつなぐことができる。 ・ 片手、両手もしくは用具を使って、相手コートにボールを打ち返すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 攻守に応じて動くことができる範囲を設けてプレイの制限をするなどのルールを選んでいる。 ・ チームの特徴に応じた作戦を選び、自己の役割を確認している。 ・ 簡易化されたネット型のゲームで、自己や仲間が行っていた動き方の工夫を、動作や言葉、絵図、ICT 機器を用いて記録した動画などを使って、他者に伝えている。 ・ 簡易化されたベースボール型のゲームで、自チームや相手チームの守備位置のよさについて、動作や言葉、絵図、ICT 機器を用いて記録した動画などを使って、他者に伝えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴール型、ネット型、ベースボール型の簡易化されたゲームや練習に積極的に取り組もうとしている。 ・ ルールやマナーを守り、仲間と助け合おうとしている。 ・ ゲームを行う場の設定や用具の片付けなどで、分担された役割を果たそうとしている。 ・ ゲームの勝敗を受け入れようとしている。 ・ ゲームや練習の中で互いの動きを見合ったり、話し合ったりする際に、仲間の考えや取組を認めようとしている。 ・ ゲームや練習の際に、使用する用具などを片付けたり場の整備をしたりするとともに、用具の安全に気を配っている。

4 指導と評価の計画（8時間）

単元の目標	知識及び技能	ネット型ゲームの行い方を理解するとともに、ボール操作と、位置取りをするなどの動きによって、ボールを操作するチームの連携プレイによる簡易化されたゲームや、自陣から相手コートに向かって相手にボールを返球する簡易化されたゲームをすることができるようにする。							
	思考力, 判断力, 表現力等	ルールを工夫したり、自己やチームの特徴に応じた作戦を選んだりするとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えることができるようにする。							
	学びに向かう力, 人間性等	ネット型の簡易化されたゲームや練習に積極的に取り組み、ルールを守り助け合って運動をしたり、勝敗を受け入れたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に気を配ったりすることができるようにする。							
学習の流れ	時	1	2	3	4	5	6	7	8
	0	オリエンテーション	健康観察・本時のねらいの確認・準備運動						
	15	<ul style="list-style-type: none"> 学習内容の確認 安全の約束の確認 場の準備や片付けの仕方の確認 	レシーブゲーム	ボールに慣れる運動（個人） レシーブゲーム（チーム）			大会（リーグ戦） 審判，計時，得点等の係を分担		
45	試しのゲーム	試しのゲーム ゲーム→ルールの工夫 の話合い	課題の確認と解決の練習 （ボール操作） 味方にパスをつなぐ （山なりのレシーブ）	味方が返球しやすい （山なりのトス）	課題の確認と解決の練習 （位置取り） プレーがしやすい コート位置				
	整理運動・学習の振り返り・次時の確認							単元の振り返り	
評価の重点	時	1	2	3	4	5	6	7	8
	知	① 学習カード ③ 観察		③ 観察	② 観察 学習カード	④ 観察		⑤ 観察 学習カード	観察・学習力 総合的評価
	思		① 発言 学習カード	② 観察 学習カード		③ 観察 学習カード			
態	① 観察			② 観察		① 観察 学習カード	② 観察		
単元の評価規準	知	①簡易化されたネット型ゲームの行い方について言ったり，書いたりしている。 ②ボールをつないだり相手コートに打ち返す方法について言ったり，書いたりしている。 ③ボールの方向に体を向けて，その方向に素早く移動することができる。 ④味方が受けやすいようにボールをつなぐことができる。 ⑤片手，両手を使って，相手コートにボールを打ち返すことができる。							
	思	①誰もが楽しくゲームに参加できるように，プレイヤーの人数，コートの広さ，プレイの制限，得点の仕方などのルールを選んでいる。 ②味方が受けやすいようにボールをつなぐことについて，考えたことや自己や仲間が行っていた動き方の工夫を友達に伝えたり，書いたりしている。 ③自分や相手のチームの特徴に応じた位置取りの工夫について，考えたことや自己や仲間が行っていた動き方の工夫を友達に伝えたり，書いたりしている。							
	態	①ルールやマナーを守り，勝敗を受け入れ，仲間と助け合ってゲームや練習に取り組もうとしている。 ②ゲームや練習の際に，使用する用具などを片付けたり場の整備をしたりするとともに，用具の安全に気を配っている。							

※ 知…「知識・技能」，思…「思考・判断・表現」，態…「主体的に学習に取り組む態度」

5 展開 (例)

(1) 本時の目標 (5時間目/8時間中)

- ・ サーブをレシーブしたり, レシーブをキャッチしたりしやすい位置取りが分かり, ゲームで分かったことを発揮することができる。(知識及び技能)
- ・ プレーがしやすい位置取りについて, 自分や仲間のできていることやできていないことについて, 気付いたことを書いたり, 仲間に伝えたりすることができる。(思考力, 判断力, 表現力等)

(2) 展開

: めあて : 発問・指示

分	●学習内容・活動 (予想される児童の反応)	指導上の留意点 (○指導 □支援・配慮 ◆評価規準)
導入 7分	<p>●場の準備をしよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボール・コート・器具の準備をする。 ・ 集合, 整列, 健康観察, 準備運動をする。 <p>●ボールに慣れる運動をしよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボールを投げ上げて手をたたいて捕る。 ・ ボールを投げ上げて回って捕る。 <p>●チームでレシーブゲームをしよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンダーハンドパスだけでなく, 片手や両手でレシーブしてもよい。 ・ 1人がボールを投げ, 残りの児童は列になり順番にレシーブする。 ・ ワンバウンドで2分, ノーバウンドで2分行う (1分で投げる役を交代する)。 	<p>○1人1個ボールを持つので, すばやく安全にボールを取りに行くようにする。</p> <p>○回数を競わせるなど, ゲーム性をもたせてもよいが, 一つ一つの動きを丁寧に行うように留意する。</p> <p>□足が開かない児童には目印等を示し, またぐように助言する。</p> 
展開 33分	<p>●前時の学習を振り返り, 本時のめあてを確認しよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山なりのボールが捕りやすかった。 ・ 相手のサーブをレシーブできなかった。 <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px;">コートのどこにいとプレイがしやすいか見つけよう。</p> <p>●ゲーム①をしよう。</p> <p>ゲームのルール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サーブは山なりのボールを投げ入れる。 ・ サーブと返球されたボールはワンバウンドしてからレシーブしてよい。 ・ レシーブされたパスは手でキャッチしてからトスをする。 ・ 2分ごとにコート进行ローテーションする。 <p>●ゲーム①の振り返りをしよう。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">コートのどこにいとプレイがしやすいだろう</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サーブや返球をワンバウンドさせるなら後ろにいたほうがいい。 ・ 4人とも後ろにいたり, 近づきすぎたりしないほうがいい。 <p>●ゲーム②をしよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゲーム①の振り返りをもとにチームで作戦を立て, ゲーム②を行う。 	<p>○前時の学習内容を振り返り, 本時に生かすことができるようにする。</p>  <p style="text-align: center;">練習や水分補給 バドミントンコート</p> <p>○ゲームのない2チームは練習や課題の確認をさせる。</p> <p>◆【思】プレイがしやすい位置取りについて考えたり気付いたことを書いたり, 伝えたりしている。(観察, 学習カードの記述)</p> <p>□チームの作戦をゲームで発揮するのが難しい児童にはゲームを止めて位置取りを助言する。</p> <p>◆【技】プレイがしやすい位置取りについて, ゲームで分かったことを発揮することができる。(観察)</p>
まとめ 5分	<p>●本時の学習を振り返ろう。</p> <p>●場の片付けをしよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役割に合わせて場の片付けをする。 ・ けがの確認・挨拶をする。 	<p>○チームで話し合い, 個人の振り返りカードを記入する。</p>

6 学習カード（例）

キャッチバレーボール ふり返りカード



名前 _____

◎・・・よくできた ○・・・できた △・・・あと少し

ふり返ること								
自分から何回も運動ができましたか。								
仲間と協力して運動ができましたか。								
準備や片付けがすすんでできましたか。								
ルールを守って取り組みましたか。								
仲間の意見を聞いたり，考えたことを伝えたりしましたか。								
楽しかったですか。								



○ めあてについてのふり返りを書こう。

時間	ふり返るめあて
1	キャッチバレーボールの運動のしかたやゲームの仕方でわかったこと ※ 授業で提示しためあてを上段に記入させる。
2	みんなが楽しむことができるルールの工夫
3	味方にパスをつなぐときは、どんなボールがよいか

(3) 保健

1 単元名 「病気の予防」第6学年

2 単元の目標

- (1) 病気の予防について、課題を見付け、その解決に役立つ基礎的な事項を理解することができるようにする。(知識)
- (2) 病気の予防をするために、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それら表現することができるようにする。(思考力、判断力、表現力等)
- (3) 病気の予防について、健康や安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組むことができるようにする。(学びに向かう力、人間性等)

【ポイント】

- ・ 単元の目標は、学習指導要領本文を参考に、各学校において設定する。

単元の目標「(3)」は、保健領域に「学びに向かう力、人間性等」の内容が示されていないことから、第5学年及び第6学年の目標のうち、保健に関係する部分を抜粋したものを参考に作成する。

- (3) 各種の運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む態度を養う。

- ・ 単元目標の語尾は、「～することができるようにする」と表記する。

3 当該単元における単元の評価規準（学習活動に即した評価規準）

知識・技能	思考・判断・表現	主体的学習の取組態度
①病気は、病原体、体の抵抗力、生活行動、環境などが関わりあって起こることについて、理解したことを言ったり書いたりしている。 ②病原体が主な原因となって起こる病気の予防には、病原体の発生源をなくしたり、移る道筋を断ち切ったりして病原体が体に入るのを防ぐことや体の抵抗力を高めておくことが必要であることについて、理解したことを言ったり書いたりしている。 ③生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、全身を使った運動を日常的に行うこと、糖分、脂肪分、塩分などを摂りすぎる偏った食事や間食を避けたりすることなど、健康によい生活習慣を身に付ける必要があることについて、理解したことを言ったり書いたりしている。 ④生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、口腔の衛生を保ったりすることなど、健康によい生活習慣を身に付ける必要があることについて、理解したことを言ったり書いたりしている。 ⑤喫煙は、呼吸や心臓のはたらきに対する負担などの影響がすぐに現れることや受動喫煙により周囲の人の健康にも影響を及ぼすこと、飲酒は、判断力が鈍る、呼吸や心臓が苦しくなるなどの影響がすぐに現れることについて、理解したことを言ったり書いたりしている。 ⑥薬物乱用は、一回の乱用でも死に至ることがあり、乱用を続けると止められなくなり、心身の健康に深刻な影響を及ぼすことについて、理解したことを言ったり書いたりしている。 ⑦人々の病気を予防するために、保健所や保健センターなどでは、健康な生活習慣に関わる情報や予防接種などの活動が行われていることについて、理解したことを言ったり書いたりしている。	①病気の予防について、病気の起こり方に関わる事象から課題を見付けている。 ②病原体が主な原因となって起こる病気の予防について、学習したことを活用して、予防の方法を考えたり、適切な方法を選んだりしている。 ③生活行動が主な要因となって起こる病気の予防について、学習したことを自分の生活と比べたり、関連付けたりするなどして適切な解決方法を考えている。 ④喫煙・飲酒が健康を損なう原因となることについて、ワークシートに書いたり、仲間に説明したりしている。	①病気の予防について、課題の解決に向けての話し合いや発表などの学習や、教科書や資料を調べたり、自分の生活を振り返ったりするなどの学習に進んで取り組もうとしている。

【ポイント】

保健領域の単元の評価規準は、「内容のまとまりごとの評価規準」を基に、学習指導要領解説の例示を参考に作成する。

「主体的に学習に取り組む態度」については、保健領域では、学習指導要領に「学びに向かう力、人間性等」に関する内容が示されていないことから、改善等通知における「主体的に学習に取り組む態度」の「評価の観点及びその趣旨」に示された内容等を踏まえ、文末を「～しようとしている」として、評価規準を作成する。

本単元のように「技能」に関する内容がない単元についても、評価規準の観点名は「知識・技能」とする。ただし、目標の(1)に当たる育成を目指す資質・能力については「(知識)」となる。

【小学校 保健領域】

内容のまとまり	単元	学年	時数
(1) 健康な生活	健康な生活	3	4
(2) 体の発育・発達	体の発育・発達	4	4
(1) 心の健康	心の健康	5	4
(2) けがの防止	けがの防止	5	4
(3) 病気の予防	病気の予防	6	8

学習指導要領に示された内容

知識及び技能	思考力,判断力,表現力等	学びに向かう力,人間性等
<p>ア 病気の予防について理解すること。</p> <p>(7) 病気は、病原体、体の抵抗力、生活行動、環境が関わりあって起こること。</p> <p>(4) 病原体が主な要因となって起こる病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐことや病原体に対する体の抵抗力を高める必要があること。</p> <p>(9) 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、適切な運動、栄養の偏りのない食事をとること、口腔の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身に付ける必要があること。</p> <p>(5) 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。</p> <p>(4) 地域では、保健に関わる様々な活動が行われていること。</p>	<p>イ 病気を予防するために、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。</p>	<p>※内容には、学びに向かう力、人間性等について示されていないことから、該当学年の目標(3)を参考にする。</p>

内容のまとまりごと評価規準（例）

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none"> ・病気は、病原体、体の抵抗力、生活行動、環境が関わりあって起こることを理解している。 ・病原体が主な要因となって起こる病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐことや病原体に対する体の抵抗力を高めることを理解している。 ・生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、適切な運動、栄養の偏りのない食事をとること、口腔の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身に付ける必要があることを理解している。 ・喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となることを理解している。 ・地域では、保健に関わる様々な活動が行われていることを理解している。 	<p>病気を予防するために、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断しているとともに、それらを表現している。</p>	<p>健康や安全の大切さに気付き、病気の予防についての学習に進んで取り組もうとしている。</p>

4 指導と評価の計画

時間	学習のめあて・学習活動	知	思	態	評価の方法
1時間目	<p>【ねらい】 病気は、病原体、体の抵抗力、生活行動、環境などが関わりあって起こることについて、理解することができるようにするとともに、病気の起こり方に関わる事象から課題を見付けることができるようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 知っている病名をブレインストーミングする。 出された病名を病気が起こる要因ごとに分類する。 病気は、病原体、体の抵抗力、生活行動、環境などが関わりあって起こることを知る。 	①	①		<p>【知①】 観察・記述</p> <p>【思①】 観察・記述</p>
2時間目	<p>【ねらい】 病原体が主な原因となって起こる病気の予防には、病原体が体に入るのを防ぐことや体の抵抗力を高めておくことが必要であることについて、理解することができるようにするとともに、学習したことを活用して、予防の方法を考えたり、適切な方法を選んだりすることができるようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> インフルエンザにかからなかった秘密を考える。 病原体が主な要因となって起こる病気の予防について知る。 学習したことを活用して、病原体が主な要因となって起こる病気の予防について具体的に考える。 	②	②		<p>【知②】 観察・記述</p> <p>【思②】 観察・記述</p>
3時間目	<p>【ねらい】 生活行動が主な要因となって起こる病気には、心臓や脳の血管が硬くなったり詰まったりする病気があることや、その予防には望ましい生活習慣を身に付ける必要があることについて、理解することができるようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> Aさんの1日の生活から、病気になる要因を考える。 生活行動がかかわって起こる病気には、心臓や脳の血管が硬くなったり、詰まったりする病気があることを知る。 	③			<p>【知③】 観察・記述</p>
4時間目	<p>【ねらい】 生活行動が主な要因となって起こる病気には、むし歯や歯ぐきの病気があることや、その予防には、望ましい生活習慣を身に付ける必要があることについて、理解することができるようにするとともに、学習したことを自分の生活と比べたり、関連付けたりするなどして適切な解決方法を考えることができるようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 自分の生活の経験から、むし歯や歯ぐきの病気の起こり方について、その原因を考える。 その予防の仕方について知り、学習したことをもとに自分の生活に当てはめて考える。 	④	③		<p>【知④】 観察・記述</p> <p>【思③】 観察</p>
5時間目	<p>【ねらい】 喫煙、飲酒などの行為は、健康を損なう原因となることについて、ワークシートに書いたり、仲間に説明したりすることができるようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 喫煙・飲酒について、自分の調べたい課題を決める。 教科書や資料を基に喫煙や飲酒による健康への影響を調べ、ワークシートに書く。 同じ課題の仲間と話し合い、自己の考えを再形成する。 		④		<p>【思④】 観察・記述</p>
6時間目	<p>【ねらい】 喫煙、飲酒などの行為は、健康を損なう原因となることについて、理解することができるようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 異なる課題の仲間と交流し、喫煙、飲酒の健康を損なう原因について知る。 それぞれの学びを全体で共有する。 学習したことを基に、喫煙・飲酒を勧められた時の反論をワークシートに書く。 	⑤			<p>【知⑤】 観察・記述</p>
7時間目	<p>【ねらい】 薬物乱用は、健康を損なう原因となることについて、理解することができるようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 薬物乱用による健康への影響について調べる。 一回の乱用でも死に至ること、止められなくなること、心身の健康に深刻な影響を及ぼすことを知る。 学習したことを基に人から誘われたらどう断るか考え、伝え合う。 	⑥			<p>【知⑥】 観察・記述</p>
8時間目	<p>【ねらい】 地域では、保健にかかわる様々な活動が行われていることについて理解することができるようにする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 学校での保健活動について知る。 地域の保健所や保健センターの取組を調べ、発表する。 保健所や保健センターなどでは、病気を予防するために様々な取組が行われていることを知る。 	⑦		①	<p>【知⑦】 観察・記述</p> <p>【態①】 観察・記述</p>

※ 主体的に学習に取り組む態度については、単元全体で評価していくため破線で示している。

5 展開 (例)

(1) 本時の目標 (5時間目/8時間中)

- ◎ 喫煙・飲酒が健康を損なう原因となることについて、ワークシートに書いたり、仲間に説明したりしている。(思考力, 判断力, 表現力等)
- 喫煙と健康について、課題の解決に向けての話し合いの学習活動に取り組むことができるようにする。(学びに向かう力, 人間性等)

【ポイント】

本時は、指導と評価の計画上、本時は主に「思考力, 判断力, 表現力等」について評価を行うこととしているが(◎の項目), 主体的に学習に取り組む態度についても、単元全体で評価していくため目標に示している(○の項目)。

(2) 展開

 : めあて

 : 発問・指示

	●学習内容 ・活動 (予想される児童の反応)	指導上の留意点 (○指導 □支援・配慮 ◆評価規準)
導入 5分	<p>●喫煙・飲酒について知っていることを話し合う。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">喫煙や飲酒が禁止されている場所があったり、未成年者の喫煙や飲酒が禁止されていたりしているのはなぜでしょうか。</p> <p>・煙草の煙ってくさいから迷惑になる。 ・酔った人が大きい声を出したり、暴れたりして迷惑だからじゃないかな。 ・体に悪いから禁止されているんだよね。</p>	<p>○煙草や、アルコール飲料のラベル等を見せ、未成年者の喫煙や飲酒が禁止されていることを知らせる。 ○児童に課題を身近なことから捉えさせ、学習への意欲を高めるため、校区にある施設等にある喫煙禁止、飲酒禁止等の写真を提示する。</p>
展開 35分	<p>●本時のめあてをつかむ。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">喫煙・飲酒が健康にどんな影響があるのか知ろう。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">喫煙・飲酒によって体にはどのような影響を受けるのでしょうか。</p> <p>●喫煙・飲酒について、自分の調べたい課題(喫煙または飲酒)を決め、教科書や資料を基に喫煙や飲酒による健康への影響を調べ、ワークシートに書く。</p> <p>〈喫煙〉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・せきが出たり、心拍数が増えたりする(急性影響) ・肺がんや心臓病等にかかりやすくなる(慢性影響) ・低年齢からの喫煙は特に害が大きい(未成年への影響) </div> <p>〈飲酒〉</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・判断力が鈍ったり、呼吸や心臓が苦しくなったりする(急性影響) ・肝臓などの病気の原因になる(慢性影響) ・低年齢からの飲酒は特に害が大きい(未成年への影響) </div> <p>●同じ課題の仲間とワークシートの記述について理由をあげて説明し合い、自分の考えを再形成する。</p>	<p>○学習課題を提示し、本時のめあてを押さえる。</p> <p>○教科書の資料をもとに喫煙・飲酒の害についてワークシートにまとめさせる。 □慢性影響(喫煙を長い間続けると、肺がんや心臓病などにかかりやすくなること、飲酒を長い間続けると肝臓などの病気の原因になること)については「触れる」内容であるので、概念的な知識の理解にとどめる。</p> <p>○グループで話し合わせ、KJ法でまとめさせる。 ○低年齢からの喫煙は特に影響が大きいこと、また未成年の喫煙が禁止されていることについて適宜話す。</p>

	<p>〈喫煙〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心臓が苦しくなったり、息切れをしたりするということは、運動能力が落ちるってことだね。 ・煙草を吸う人だけでなく、周りの人にも影響があるね（受動喫煙）。自分が吸いたくなくても、煙を吸ってしまうね。 ・煙草を吸っている人の肺は真っ黒になっているよ。病気にならないのかな。 ・歯の裏が汚れているね。むし歯や歯ぐきの病気になるのかもしれないね。 <p>〈飲酒〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転で交通事故が起きているね。判断力がなくなるからなのかな。 ・テレビでお酒を飲んだ人がフラフラ歩いているのも脳の働きに影響しているからだね。 ・お酒を飲みすぎた人が、頭が痛くなるということを知ったことがある。 ・体の大きさが小さい子供は影響が大きいのかな。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆【思】喫煙・飲酒が健康を損なう原因となることについて、ワークシートに書いたり、仲間に説明したりしている。（観察、ワークシートの記述） ◆【態①】喫煙の害について、課題の解決に向けての話し合いに、意欲的に取り組もうとしている。（観察、ワークシート）
<p>まとめ 5分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本時の学習の振り返りをする。 ●次時の学習内容を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ワークシートに本時の学習で学んだこと、考えたこと、これからの生活で生かしていきたいことをまとめるように指示する。 ○次時は本時に深めたことを、違う課題の仲間に紹介し合う学習をすることを伝える。

【ポイント】
内容の取扱いについて

ア 喫煙については、せきが出たり心拍数が増えたりするなどして呼吸や心臓のはたらきに対する負担などの影響がすぐに現れること、受動喫煙により周囲の人々の健康にも影響を及ぼすことを理解できるようにする。
また、喫煙を長い間続けるとがんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることについても触れるようにする。
その際、低年齢からの喫煙は特に害が大きいことについても取り扱うようにし、未成年の喫煙は法律によって禁止されていること、好奇心や周りからの誘いなどがきっかけで喫煙や飲酒を開始する可能性があることについても触れるようにする。

※「理解できるようにする」「取り扱う」・・・必ず授業で行う内容。
※「触れる」・・・適宜取り上げる内容、必ずしも授業で行わなければならない内容ではない。

授業の中で必ず学習させる内容と、適宜取り上げる内容とを授業者が十分に理解した上で、児童の興味関心を損なったり、過度の負担になったりしないよう授業内容を精選する。

単元名 **病気の予防**

6年 組 名前

月 日

（ たばこ ） の影響について考えよう

1 （ たばこ ） の影響について調べてみよう

影響

- ・ 肺がんや心臓病等にかかりやすくなる（長い期間続けると出る）

原因



2 （ たばこ ） の影響を受けないようにするためには、 どうしたらいいのでしょうか？

3 今日のふり返りをしよう

第4章 指導の評価と改善

1 評価の考え方

(1) 評価の意義

ア 学習評価を行う目的

学習評価は、学校における教育活動に関し、児童の学習状況を評価し、教師の授業改善及び児童の学習改善を図り、資質・能力の向上に資するためのものである。

小学校学習指導要領総則においては、学習評価の目的等について、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主體的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。それと同時に、評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価することを示し、授業の改善と評価の改善を両輪として行っていくことの必要性を明示している。

イ カリキュラム・マネジメントの一環としての指導と評価

各学校は、日々の授業の下で児童の学習状況を評価し、その結果を児童の学習や教師による指導の改善や学校全体としての教育課程の改善、校務分掌を含めた組織運営等の改善に生かす中で、学校全体として、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図っている。

このように、「学習指導」と「学習評価」は学校の教育活動の根幹であり、教育課程に基づいて組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」の中核的な役割を担っている。

学習評価は、PDCAサイクルにより教育活動の質の向上を図る際の「Check」の役割を果たすものであり、カリキュラム・マネジメントにおいて重要な位置付けにある。

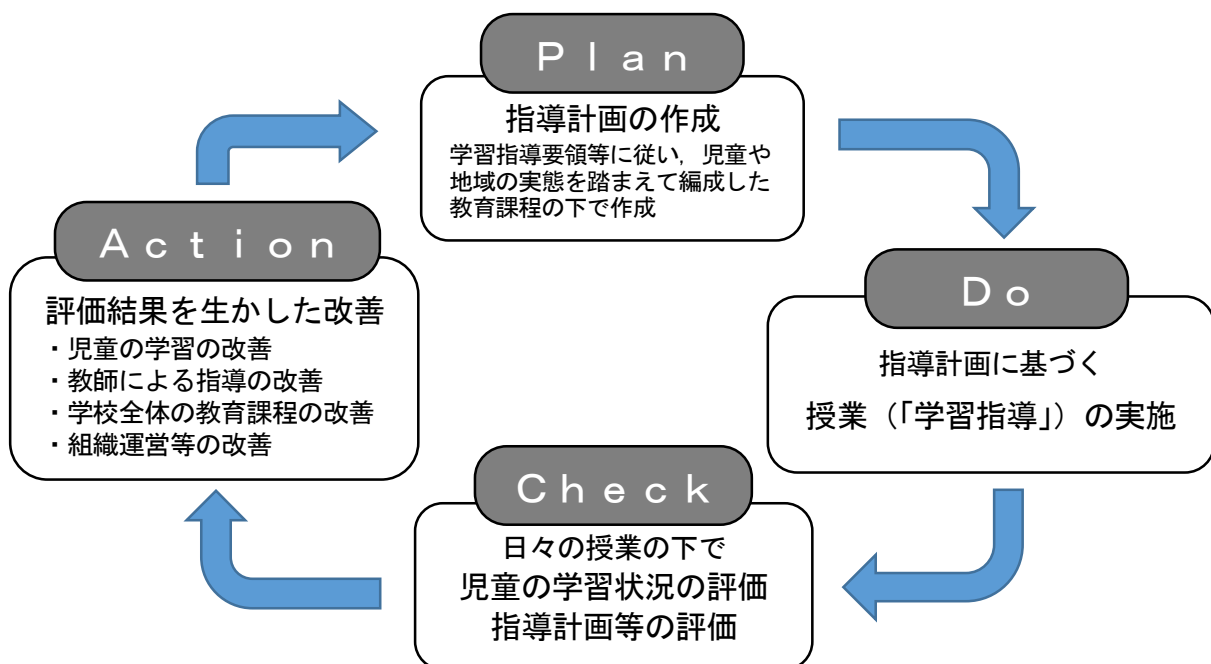


図 4-1 各学校における教育活動

ウ 主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善と評価

指導と評価の一体化を図るためには、児童一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって、教師が自らの指導のねらいに応じて授業の中での児童の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくというサイクルが大切である。すなわち、学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

～学習評価の在り方～

- 児童の学習改善につながるものにしていくこと
- 教師の指導改善につながるものにしていくこと
- これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと

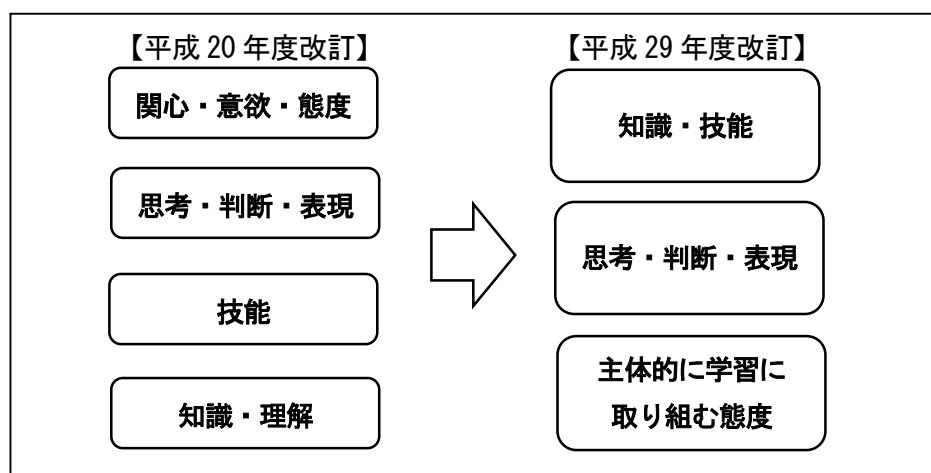
(2) 評価の観点の整理

今回の学習指導要領改訂に向けた中央教育審議会における議論においては、「生きる力」という理念をより具体化し、学校教育法第30条第2項が定めるいわゆる学力の三要素（「基礎的な知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力その他の能力」、「主体的に学習に取り組む態度」）を議論の出発点としながら、教育課程全体を通して育成を目指す資質・能力を以下の三つに整理した。

- 何を理解しているか、何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）
- 理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）
- どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）

学習指導要領の各教科等における目標や内容についても、資質・能力の三つの柱に基づいて再整理した。

観点別学習状況の評価については、こうした教育目標や内容の再整理を踏まえて、小・中・高等学校の各教科を通じて、次のように4観点から3観点到整理した。



(3) 学習評価

学習評価は、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、これらを総括的に捉える「評定」の両方について、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施する。

観点別学習状況の評価の実施に際しては、学習指導要領の規定に沿って評価規準を作成し、体育科の特質を踏まえて適切に評価方法等を工夫することにより、学習評価の結果が児童の学習や教師による指導の改善に生きるものとするのが重要である。

また、これまで取り組まれてきた観点別学習状況の評価や、それに基づく学習や指導の改善の更なる定着につなげる観点からも、ABCの3段階で評価する。この際、ABC全てについての評価規準を作成した上で評価を行うのではなく、評価規準に表されたものを「おおむね満足できる」状況（B）として捉え、それを踏まえて「十分満足できる」状況（A）、「努力を要する」状況（C）を判断するというのが観点別学習状況の評価の基本的な考え方である。また、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、「個人内評価」として実施する。

ア 「知識・技能」の評価

体育における学習の過程を通じた知識及び技能の習得状況について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に概念等を理解したり、技能を習得したりしているかについて評価するものである。

具体的には、主に児童の動きの習得の様子を観察によって見取る方法、学習カードに記入された内容から見取る方法、ICT機器を用いて動きを把握する方法などがある。

知識と技能それぞれの見取り方については、低学年段階では、課題となる動きが身に付いている児童は、その運動の行い方、特に動きのこつやポイントを理解しているものとして見取ることができる。それ以外の児童については、観察や学習カードの記述等にその気付きや理解が認められる場合は知識に関する理解が得られているものと捉えることとする。中学年以降は、技能については観察やICTを用いて見取るとともに、運動の行い方については話合いの場面や学習カードへの記入など、その内容について「言ったり書いたりする」活動を通して、その習得状況を見取っていく。

イ 「思考・判断・表現」の評価

体育の知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価するものである。

教師は、児童が自己の課題を見つけて活動を工夫できるように、運動する場、補助的な運動や練習方法、作戦例の提示等を授業で取り上げる必要がある。また、自己の課題について思考し判断したことを学習カードに書くこと、友達と話し合うこと、発表することや身振りで表現することなど、友達や教師に伝える活動を授業に取り入れる必要がある。

なお、「思考力、判断力、表現力等」は、「新たな情報と既存の知識を活用しながら課題を解決すること」などであることから、知識・技能を評価した後に思考・判断・表現力等を評価する計画にしている。

ウ 「主体的に学習に取り組む態度」の評価の内容

知識及び技能を習得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ば

うとしているかどうかという意思的な側面を評価するものである。

教師は実際の授業の中で、児童が積極的に取り組むための手だてを考えたり、互いに認め合うための相互評価の場面を設定したり、安全に留意する場を指導したりするなど、具体的な場面を捉えて指導していく。

エ 体育科の評価の観点とその趣旨

観点	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
趣旨	各種の運動の行い方について理解しているとともに、基本的な動きや技能を身に付けている。また、身近な生活における健康・安全について実践的に理解しているとともに、基本的な技能を身に付けている。	自己の運動の課題を見付け、その解決のための活動を工夫しているとともに、それらを他者に伝えている。また、身近な生活における健康に関する課題を見付け、その解決を目指して思考し判断しているとともに、それらを他者に伝えている。	運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、運動に進んで取り組もうとしている。また、健康を大切に、自己の健康の保持増進についての学習に進んで取り組もうとしている。

オ 体育科の学年別の評価の観点と趣旨

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
第1学年及び第2学年	各種の運動遊びの行い方について知っているとともに、基本的な動きを身に付けている。	各種の運動遊びの行い方を工夫しているとともに、考えたことを他者に伝えている。	各種の運動遊びの楽しさに触れることができるよう、各種の運動遊びに進んで取り組もうとしている。
第3学年及び第4学年	各種の運動の行い方について知っているとともに、基本的な動きや技能を身に付けている。 <保健領域> 健康で安全な生活や体の発育・発達について理解している。	自己の運動の課題を見付け、その解決のための活動を工夫しているとともに、考えたことを他者に伝えている。 <保健領域> 身近な生活における健康の課題を見付け、その解決のための方法を工夫しているとともに、考えたことを他者に伝えている。	各種の運動の楽しさや喜びに触れることができるよう、各種の運動に進んで取り組もうとしている。 <保健領域> 健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進についての学習に進んで取り組もうとしている。
第5学年及び第6学年	各種の運動の行い方について理解しているとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能を身に付けている。 <保健領域> 心の健康やけがの防止、病気の予防について理解しているとともに、健康で安全な生活を営むための技能を身に付けている。	自己やグループの運動の課題を見付け、その解決のための活動を工夫しているとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えている。 <保健領域> 身近な健康に関する課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫しているとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えている。	各種の運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう、各種の運動に積極的に取り組もうとしている。 <保健領域> 健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復についての学習に進んで取り組もうとしている。

(4) 指導と評価の一体化

ア 教えたことを質的に評価する

評価の際に気を付けることは、教えたことを評価するということである。したがって、指導の前には、まず学習内容（目標）を明確にし、何をどのように指導するかをはっきりさせる。また、評価の内容（評価規準）が、指導に対応しているものであるかどうかについても十分に吟味しなくてはならない。

イ 指導の手だての充実と目標の実現

評価により、目標に対する児童の実現状況を見取っていったときに、「おおむね満足できる」に達していない児童がいた場合、教師は指導を改善する必要がある。例えば、関心を示さない児童に気付けば、ステップが高すぎるのではないかと判断し、より簡単な技能レベルの場を作るなどの指導の改善を行う。このように、児童のレベルに合った指導を行うために、教師は手だてを充実することも重要になる。そして、指導改善後はその成果を再度評価し、設定した学習内容（目標）の実現に向けて取り組む。

このようにして、指導と評価を一体化させることで、学習内容（目標）の達成に向けた指導を行うことが大切である。

(5) 児童の意欲を喚起し、指導の改善に生かす評価

学習評価は、学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況を把握し、指導の改善に生かすものである。

体育科においては、学習指導要領に各種の運動の特性に応じた運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする「知識及び技能」、運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う「思考力、判断力、表現力等」、運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う「学びに向かう力、人間性等」の三つの目標を相互に密接な関連させることが示されており、重要なねらいとなっている。そのため、単に評定を出すためだけの評価に終わることなく、児童が楽しく明るい生活を実現させるための基礎を培う支援となり得るような評価にしていく工夫が求められる。

したがって、評価の際には、学習の過程を一層重視するとともに、児童のよい点や進歩の様子などを把握し、児童の成長の伸びを積極的に評価することで、児童の学習意欲を喚起するように心がけることが大切である。

(6) 児童にとっての評価

児童にとっての評価は、自らの学習状況に気付き、自分に適した目標や課題を設定して、その後の学習や発達・成長が促される契機となるべきものである。特に児童が行う自己評価や相互評価は、児童の学習活動であり、自身のよい点や可能性について気付くことにもなる。よって、個人内評価結果を積極的に児童に伝えることは、主体的に学ぶ意欲を高めること等、学習の在り方を改善していくことに役立つため、積極的に取り組んでいくことが大切である。

(7) 評価の方針等の児童との共有

学習評価の方針等を児童と共有することは、児童に自らの学習の見通しをもたせ自己の学習の調整を図るきっかけとなる。そして、児童に評価の結果をフィードバックする際にも、どのような方針によって評価したのかを改めて共有することも重要である。

(8) 教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力の評価

言語能力、情報活用能力や問題発見・解決能力など教科等横断的な視点で育成を目指すこととされた資質・能力は、体育科における「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価に反映することとし、体育科の学習の文脈の中で、これらの資質・能力が横断的に育成・発揮されることを目指すことが適当である。

(9) 評価を行う場面や頻度

毎回の授業で全ての観点を評価するのではなく、単元や領域などのまとまりの中で、指導内容に照らして評価の場면을適切に位置付ける。日々の授業の中では、児童の学習状況を把握して指導に生かすことに重点を置きつつ、「知識・技能」及び「思考・判断・表現」の評価の記録については、原則として単元や領域等のまとまりごとに、それぞれの実現状況が把握できる段階で評価を行うこととする。また、学習指導要領に定められた体育科の目標や内容の特質に照らして、単元や領域ごとに全ての観点別学習状況の評価の場면을設けるのではなく、複数の単元や領域にわたって長期的な視点で評価することを可能とすることも考えられるが、その場合には、児童に対して評価方法について誤解がないように伝えておくことが必要である。

(10) 障害のある児童など特別な配慮を必要とする児童に係る評価

児童一人一人の学習状況を適切に把握することは、学習指導要領で目指す資質・能力を育成する観点からも重要であり、障害のある児童、日本語指導を必要とする児童や不登校の児童、特別な配慮を必要とする児童に対する指導についても、個々の児童の状況に応じた評価方法の工夫改善を通じて、体育科の目標や内容に応じた学習状況を適切に把握し、指導や学習の改善に生かしていくことを基本に、それぞれの実態に応じた対応が求められる。特別支援学校等の助言または援助を活用しつつ、個々の児童の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、その評価を適切に行う。

2 評価の手順

(1) 指導と評価のための具体的な手順

単元における観点別学習状況の評価を実施するに当たり、まずは年間の指導と評価の計画を確認することが重要である。その上で、学習指導要領の目標や内容、「内容のまとまりごとの評価規準」の考え方等を踏まえて、次のように進める。

ア 単元の目標の設定

単元の目標は、学習指導要領の本文を参考に設定することができる。本文に示された内容は、各領域において育成を目指す資質・能力であるため、学習指導要領の趣旨等に基づく指導上の目標と捉えることができる。単元目標の語尾は、「～することができるようにする」と表記する。

イ 単元の評価規準に盛り込むべき事項の整理

学習指導要領に示された教科及び学年の目標を踏まえて、「評価の観点及びその趣旨」が作成されていることを理解した上で、各教科における「内容のまとまり」と「評価の観点」との関係を確認する。単元の評価規準に盛り込むべき事項は、児童の実態等を考慮しつつ、本文をもとに表4-1のように作成する。

表4-1 単元の評価規準に盛り込むべき事項（マットを使った運動遊びに関する部分を抜粋）

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
マットを使った運動遊びの行い方について知っていると同時に、いろいろな方向への転がり、手で支えての体の保持や回転の動きを身に付けている。	器械・器具を用いた簡単な遊び方を工夫しているとともに、考えたことを友達に伝えている。	器械・器具を使つての運動遊びの楽しさに触れることができるよう、運動遊びに進んで取り組もうとしていたり、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしようとしていたり、場や器械・器具の安全に気を付けている。

さらに、これを具体化し、「内容のまとまりごとの評価規準」を表4-2のように作成する。

表4-2 内容のまとまりごとの評価規準の例（太字は表4-1からの引用部分）

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none"> ・マットを使った運動遊びの行い方を知っている。 ・マットに背中や腹などをつけていろいろな方向に転がったり、手や背中で支えて逆立ちをしたり、体を反らせたりするなどして遊ぶことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マットを使った簡単な遊び方を選んでいる。 ・友達のよい動きを見付けたり、考えたりしたことを友達に伝えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マットを使った運動遊びに進んで取り組もうとしている。 ・順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動しようとしている。 ・場の安全に気を付けている。

- ・ 評価規準の語尾は、「～できる」（技能）、「～している」（知識、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度の「健康・安全」）、「～しようとしている」（主体的に学習の取り組む態度の「健康・安全」以外）と表記する。
- ・ 「知識・技能」については、知識の評価規準と技能の評価規準に分けて設定する。
- ・ 「思考・判断・表現」については、「思考・判断」の評価規準と「表現」の評価規準に分けて設定する。
- ・ 「主体的に学習に取り組む態度」については、愛好的態度、公正・協力、責任・参画、共生、健康・安全の各項目に分けて設定する。

ウ 指導計画の立案

児童の実態を踏まえ、単元目標の達成に向けた指導計画を作成する。指導する内容の順序や指導にかけることができる時間等を考慮し、無理のない計画に留意する。

エ 単元の評価規準の作成

内容のまとまりごとの評価規準と指導計画における児童の活動を考慮し、児童の学びの姿としてより具体化した評価規準を表4-3のように作成する。実際に1単位時間（授業）での評価に用いるもので、児童の実現状況を「おおむね満足できる」と判断される状況（B）を評価規準とする。単元目標の実現状況を学習活動に合わせて多面的に見取るように設定する。この際、「単元の目標－内容のまとまりごとの評価規準－学習活動－単元の評価規準」の一貫性を図ることが大切である。各観点とも複数個に細分した評価規準を想定するが、順序性を示すものではないことに留意する。

表4-3 単元の評価規準の例

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
① マットを使った運動遊びの行い方について言ったり、実際に動いてみたりしている。 ② マットに背中や腹などをつけていろいろな方向に転がって遊ぶことができる。 ③ 手や背中で支えて逆立ちをしたり、体を反らせたりして遊ぶことができる。	① 坂道やジグザグなどの複数のコースでいろいろな方向に転がることができるような場を選んでいく。 ② 腕で支えながら移動したり、逆さまになったりする動きを選んでいく。 ③ 友達のよい動きを見付けたり、自分で考えたりしたことを友達に伝えたり書き出したりしている。	① 動物の真似をして腕で支えながら移動したり、転がったりするなどの運動遊びに進んで取り組もうとしている。 ② 順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動遊びをしようとしている。 ③ 場の準備や片付けを友達と一緒にしようとしている。 ④ 場の安全に気を付けている。

オ 指導と評価の計画の作成

単元全体の指導の流れに、いつ、どの場面で、何をどのように見取るかを位置付けた計画を表4-4のように立案する。1時間につき1～2程度の評価観点にするなど、評価をするにあたり無理のない計画を立てる。

表4-4 指導と評価の計画の例 ※表の中の丸数字は、表4-3の評価規準を表している。

時間	1	2	3	4	5	6
0	オリエンテーション ・学習内容の確認 ・安全の約束の確認 ・場の準備や片付けの仕方の確認	場の準備→準備運動（感覚づくりの運動遊び）				
		ころころランド ・前転がり ・後ろ転がり ・だるま転がり ・丸太転がり	びよんびよんランド ・腕支持での川跳び ・腕支持での平均台跳び	さかさまランド ・跳び箱を使って ・肋木を使って	マットランドで遊ぼう	
		振り返り→遊びのバリエーションの紹介				
	感覚づくりの運動遊びの紹介	転がり方を組み合わせる。	腕立て横跳び越し	さかさまからのブリッジ	グループでマットランドの場を作って楽しむ。作ったランドをグループ同士で紹介し合っ	他のグループが作ったランドで楽しむ。もっと楽しいランドになるよう工夫する。動きのバリエーションを楽しむ。
45	振り返り→整理運動→片付け					
知		① 観察	② 観察	③ 観察		②または③ 観察
思			③ 観察・カード		① 観察・カード	② 観察・カード
態	④ 観察	③ 観察		① 観察	② 観察	

カ 本時の展開の構想

本時の指導の流れの中に、いつ、どの場面で、何を見取るかを位置付ける。

表 4-5 本時の指導の展開の例（一部）

段階	●学習内容・活動（・予想される児童の反応）	指導上の留意点（○指導 □支援・配慮 ◆評価規準）
展開	<ul style="list-style-type: none"> ・基本となる転がり方をして遊ぶ。 前転がり 後ろ転がり だるま転がり 丸太転がり ・工夫した転がり方をして遊ぶ。 忍者転がり 手つなぎ転がり ○○転がり（自由なネーミングで） 	<ul style="list-style-type: none"> ○基本となる転がり方を紹介し、一人ずつ順番に行うようにする。 ◆<u>マットを使った運動遊びの行い方について言ったり、実際に動いてみたりしている。</u> □うまく転がっていない児童に行い方を助言しながら、知識の有無を見取る。

(2) 毎時間の観点別評価の進め方

ア 指導と評価の重点化

毎時間の指導においては、単元目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき目標を設定するが、全ての児童に全てのことを指導し評価することは難しい。育成を目指す資質・能力の三つの柱に留意しつつも、本時において重点的に指導する内容を絞り、指導することが想定される。その際、重点的に指導する内容の指導と同時間内に評価を行う場合があるが、技能や主体的態度のように、習得や活用の段階等を踏まえ一定期間を置くなど、指導と評価の時期をずらして評価を行う場合も考えられる。したがって、重点的に指導する内容と本時の評価の観点が必要しも一致するものではないことに留意する必要がある。

イ 評価後の指導の継続と再評価の重要性

ある児童において、単元の前半に評価の機会を設定した項目においてBまたはCであったものを、単元の終盤までにAまたはBとなるよう指導の充実を図ることが本来の評価の在り方であることから、単元の前半に評価したことをもってその観点の評価を確定することには留意が必要である。指導したことがどの程度身に付いているかを評価することは、単元の途中や終盤等において指導方針の修正を図るうえで極めて重要である。つまり、単元の目標を踏まえて評価規準を作成し、評価の観点を明確にしたうえで指導に当たることにより、指導内容が一層明確になると考えることができる。

ウ 指導と評価の計画の柔軟な運用

評価のための指導にならないようにすることは言うまでもないことであるが、育成を目指す児童の姿を評価項目の視点から想起し、指導の充実につなげることは、授業改善を図るうえで重要である。指導と評価の計画は、育成を目指す資質・能力と指導内容及び評価の具現化を図ることに資するものであるため、児童の実態等に応じて、適宜修正を加えながら柔軟に作成することが大切である。

(3) 総括的評価の考え方

指導と評価の計画を基に、1単位時間ごとに決められた観点別学習状況を「十分満足できる状況（A）」、「おおむね満足できる状況（B）」、「努力を要する状況（C）」の3段階で評価する。そして、単元終了後に、単元終了時までに累積してきた評価を、観点ごとに総括する。その後、各観点の評価を総括し、評定する。

ア 組み合わせによる総括

表4-6 組み合わせによる総括的評価の例

	第1時	第2時	第3時	第4時	第5時	第6時	総括
知		①→B	②→B	③→A		②→A	A
思			③→B		①→A	②→B	B
態	④→B	③→A		①→B	②→A		A

【各観点における単元の評価規準を2つ設定した場合】

- * AA→A
- * AB→A又はB
- * BB→B
- * BC→B又はC
- * CC→C

【各観点における単元の評価規準を3つ設定した場合】

- * AAA・AAB →A
- * ABB・BBB・BBC→B
- * BCC・CCC →C

【各観点における単元の評価規準を4つ設定した場合】

- * AAAA・AAAB →A
- * AABB →A又はB
- * ABBB・BBBB・BBBC→B
- * BBCC →B又はC
- * BCCC・CCCC →C

- ・ 同一の観点において、AとCが混在することは想定していない。例えば「知識・技能」において、知識はCだが技能はAといった評価は、技能の見取りを確かとするならば知識の見取りが不確かであると想定されるため、知識の評価を再考することが検討される。また「思考・判断・表現」において、思考・判断はAだが表現はC（又はその逆）となった場合には、それぞれの見取りが不確かであると言わざるを得ない。さらに「主体的に学習に取り組む態度」においても、愛好的態度がCであっても、友達と助け合う姿がAなどということ（又はその逆）は考えられず、CまたはAとなった観点の見取りを再考することが想定される。
- ・ 育成を目指す資質・能力の3つの柱は、目指す児童の姿とそのための指導の在り方が相互に関連しているため、総括的評価の際に3観点にAとCが混在することについても、十分に留意することが求められる。しかし、児童の学習状況等によっては、必ずしもそうはならない場合があることも考えられるため、十分に留意する。

イ 数による総括

Aが半数を超える場合にはA、Cが半数を超える場合にはC、それ以外はBとする。また、AとCが同一観点到に混在する場合は、Bに置き換える。

ウ 数値に置き換えた総括

表4-6は、Aを3点、Bを2点、Cを1点と、数値に置き換えて評価したものである。学習活動における具体的評価規準の平均値が、2.5より大きいものをA、1.5以上2.5以下をB、1.5未満をCとして評価している。

表4-7 評価を数値へ置き換えた例

氏名	陸上	表現	鉄棒	水泳	合計	平均	評価
○○○○	3	3	3	2	11	2.75	A
□□□□	3	3	2	2	10	2.5	B
△△△△	2	1	1	1	6	1.5	B
◇◇◇◇	2	1	1	1	5	1.25	C

エ 評価から評定への総括例

表4-7は、三つの観点別の評価を基に、評定へ総括した例である。三つの観点をバランスよく評価することを心がけ、児童の到達度や成長等を的確に評価したい。単元に

おける観点別評価の総括については、この他にも様々な考え方や方法があり、的確な評価ができるよう、児童の実態に応じて各学校において工夫することが望まれる。

表4-8 評価から評定への総括例

氏名	知・技	思・判・表	態度	評価
〇〇〇〇	A	A	A	3
□□□□	A	A	B	3 or 2
△△△△	B	C	B	2 or 1
◇◇◇◇	B	B	C	2 or 1

第5章 総則「体育・健康に関する指導」

1 体育・健康に関する指導のねらいと内容

学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。(学習指導要領 第1章第1の2の(3))

(1) 学校における食育の推進

近年、偏った栄養摂取など子供たちの食生活の乱れや肥満傾向、痩身などが見られ、食にかかわる課題が顕在化している。食育を推進するに当たっては、子供たちが積極的に健康な生活を実践することができる資質・能力を育成することが重要である。

- ・ 栄養摂取の偏りや朝食欠食といった食習慣の乱れ等に起因する肥満・やせや生活習慣病、食物アレルギー等の健康課題に対して、正しい知識と望ましい食習慣を身に付けられるようにする。
- ・ 生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育てていくための基礎が培われるよう栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導を一層重視する。
- ・ 自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化など、教科等の内容と関連させた指導を行う。
- ・ 栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行う。

ア 食に関する指導の充実

食に関する指導に当たっては、食事の重要性や栄養バランス、食文化等についての理解を図ること、食生活や食の選択について、正しい知識・情報に基づき、自ら管理したり判断したりできる能力を養うこと、主体的に自他の健康な食生活を実現しようとし、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育むことなど、食に関わる資質・能力について高めていかなければならない。実際の指導では、子どもの姿や地域の実情を踏まえつつ、自らが健康で安全な生活や健全な食生活を実現するために何が必要かを考え、意志決定し、行動するために必要な力を身に付けさせることに留意しなければならない。給食の時間を中心としながらも、各教科や道徳科・外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に指導を行うよう努めることが必要である。

指導計画の作成においては、食に関する実態調査等で実態を把握することで、各学年の指導目標を明らかにし、栄養教諭の積極的な活用や日頃の給食指導の方法、肥満などの個別指導の行い方について計画することが大切である。

イ 家庭、地域、学校相互間との連携

社会に開かれた教育課程の実現が重要とされており、食育を推進していくに当たっては、広く家庭や地域、学校相互間で連携を図り、食育の目標の実現を、社会との連携及び協働により目指していく必要がある。

① 家庭への啓発

- ・ 参観日に食に関する指導の授業を行う。
- ・ 学校と地域が連携して講習会や研修会を企画し、「実際に食べる」「調理を体験する」など親子で取り組める機会を設ける。

② 地域との連携

- ・ 関係機関や団体等が主催する各種教室や体験活動のイベント等へ参加する。
- ・ 医療関係者等の専門家との連携を図り、食物アレルギーを有する児童への個別的な相談指導や学校給食における個別対応に関する情報、助言を得る。
- ・ 生産者や関係機関との連携を図り、生産者のアドバイスによる栽培学習を展開したり、交流給食を行ったりする。

③ 校種間の連携

- ・ 小学生と中学生が一緒になって、地域起こしの料理開発に取り組む。
- ・ 食事に関する基本動作やコミュニケーションの持ち方等の共通理解を図る。

(2) 体力の向上に関する指導

- ・ 体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、生きる力を支える重要な要素である。児童の心身の調和的な発達を図るためには、運動を通じて体力を養うことが必要である。
- ・ 子供の体力水準が、1985年（昭和60年）のピーク時より低く、積極的に運動する子どもとそうでない子どもの二極化の状況も未だ改善されていない。基礎的な身体能力を身に付けさせ、運動の楽しさや喜びを味わわせることで、生涯にわたって運動やスポーツに親もうとする資質や能力を高めていくことが大切である。
- ・ 教科としての体育科においては、体づくり運動などの多様な動きをつくる運動を通して、基本的な身体能力を育成したり、仲間との交流を図ったりすること、単元や学年間での指導体系を確立し指導内容の明確化を図ることで、自ら進んで運動に取り組もうとする児童を増やしていくことが求められている。

生涯にわたって運動やスポーツに親しむためには、基礎的な体力と運動をする機会や仲間、「できそう、できた」等の自己効力感、達成感や成功体験が必要である。生活環境の変化によって、体を動かしたり、外で遊んだりする機会が減ってきている中で、学校の教育活動の時間を有効に生かすことが求められている。体育科や特別活動等の運動を伴う活動においては、ねらいや課題

を意識させながら、仲間と交流する機会や運動量を確保し、誰でも手軽で簡単に行える運動に取り組ませる等して、意欲的に運動にかかわろうとする児童を増やしていくことが大切である。

○ 体力向上のための総合的な方策の例

- (ア) 「運動キャンペーン月間」「子どもの体力向上ウィーク」等を設定して、休み時間や放課後、または土・日に家庭で体を動かすことをしたらスタンプを打つなど、積極的に運動に取り組む動機づけのための工夫をする。(なわ跳びカード、マラソンカードなど)
- (イ) 親子で行うスポーツ活動、学校の授業参観で「親子スポーツ参観日」等を設定して、親子で運動・スポーツに親しむ場をつくる。
- (ウ) 家庭や地域等で、親子で体力向上を目指して交流している様子を、ホームページや通信に掲載するなどして、運動の場を啓発する。

(3) 心身の健康の保持増進に関する指導

- ・ 近年の社会環境や生活様式の変化の中で生きる児童に、健やかな心身の育成を図ることはきわめて重要である。また、児童の心身の調和的発達を図るためには、運動を通して体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要であるため、他教科との関連や学校教育活動全体での指導を充実させることが大切である。
- ・ 情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどからモラルが低下していることもあり、児童が適切に行動できるようにする指導が一層重視されなければならない。
- ・ 学校においては、児童が自分の心身の健康状態に関心をもち、健康上の課題を自分で考え、解決・改善できるような資質や能力、すなわち心身の健康を保持増進するための実践力を発達段階や実態に応じて身に付けることができるようにすることが重要である。

ア 「健康3原則」の徹底

心身の健康のための生活習慣の基本は、①調和のとれた食事、②適切な運動、③十分な休養・睡眠である。体を動かすことと心身の発達は密接に関連しており、適切な運動は精神的な面によい影響を及ぼす。児童の心身の健康の保持増進に当たっては、このような心と体の関係を念頭において、心身のバランスのとれた発達を促していくことが重要である。

イ 心身の健康の保持増進に関する指導の例

- (ア) 学校保健委員会において、学校の実態調査から問題点を取り上げ、児童と保護者で意見交換を行うことで、生活環境の見直しを図る。
- (イ) 参観日に保健の授業の公開を行い、保護者の意識啓発や家庭で保健に対する取組について話し合うきっかけをつくる。
- (ウ) 学級や学年単位で必要な指導や援助を行うガイダンスや一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行う教育相談やカウンセリングを実施する。

2 教育課程実施上の配慮事項

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けて

単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

特に、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、児童が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実を図ること。（学習指導要領 第1章第3の1の(1)）

運動や健康についての自己の課題を見付け、課題の解決のための活動を選んだり工夫したりして活動の充実を図ることや運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう留意して、指導計画を立てることが重要である。

実際の活動においては、筋道を立てて練習や作戦について話し合うことや、身近な健康の保持増進について話し合うことなど、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促すための言語活動を充実させることが大切である。

(2) 児童の発達を支える指導の充実

- ・ 学習や生活を基盤として、教師と児童、児童相互の信頼関係を育てるために学級経営の充実を図ること。
- ・ 集団の場面で必要な指導を行うガイダンスと、個々の児童の課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。
- ・ 児童が、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、児童理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。
- ・ 児童が、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、キャリア教育の充実を図ること。
- ・ 児童が、基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けることができるよう、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、習熟の程度に応じた学習を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保するなどの指導方法の改善により、個に応じた指導の充実を図ること。

小学校学習指導要領総則第1章4に、児童の発達の支援における教育課程の編成及び実施に当たっての配慮事項が示されている。体育科の授業においては、生涯に渡って健康を保持増進し、豊かなスポーツライフの実現に向けて、低学年、中学年、高学年それぞれの発達の特長を生かした指導の工夫が求められている。運動する児童とそうでない児童の二極化の問題を解決するためにも、学年の早い段階から仲間と手軽に運動に親しむ機会を設け、個々の能力に応じて、主体的に技能向上に挑戦することや他者と協働して課題を解決する重要性を実感させたい。

(3) 障害のある児童などへの指導

障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。(学習指導要領 第1章第4の2の(1)のア)



- ・ 学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが求められている。その際に、特別支援学校等の助言又は援助を活用したり、自立活動の中に位置付けたりして行うことで、より充実した指導を行うことができる。
- ・ 当該児童の運動（遊び）の行い方を工夫するとともに、活動の場や用具、補助の仕方に配慮するなど、困難さに応じた手立てを講じることが大切である。
- ・ 体育科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、児童の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。
- ・ 通常学級と交流する場合は、言葉だけの指示に頼らず、視覚的な支援や授業の見通しを持たせるなど、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた指導の工夫が必要である。
- ・ 個々の児童の実態については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して、担任や担当教員のみならず全職員で共通理解を図ることが大切である。また、長期的な視点で児童の教育的支援を行うために、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図ることも必要になる。
- ・ 障害の有無を超えたスポーツの楽しみ方の指導の充実として、パラリンピックに関する運動やスポーツの経験をさせることで、共生社会の実現につながる学習機会とすることができる。

第6章 特別活動

特別活動と体育の関連

特別活動において、今回の学習指導要領では、「小・中・高等学校の系統性の考慮」、「人間関係形成、社会参画、自己実現の三つの視点に基づいた育成」など、特別活動全体を通して育成を目指す資質・能力として以下のように目標が示された。

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

(1) 学級活動

ア 目標

学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

今回の学習指導要領の改訂で、「互いのよさや可能性を發揮」することや「生活上の課題を解決する」ことが、特別活動の目標に加えられた。これらの視点は、学級活動のみならず、児童会活動やクラブ活動、学校行事においても留意されるべきである。学級活動における体育的な活動としては、「学級会でしたいこと」などの主題において、球技や鬼遊びなどのゲームを行うことが考えられる。学級活動では、企画段階からより自主的、実践的な活動となるよう配慮するとともに、多様な他者との協働や自己を生かす場面に焦点を当てた活動となるよう留意したい。また、児童会活動や学校行事との関連にも配慮し、「運動会の応援」や「校内球技大会」などの準備を学級活動としても計画的に取り入れたい。全体計画に基づき、他学級の担任とも相談し、歩調を合わせる 것이大切である。

学級活動における健康安全に関する指導は、個への配慮を重視し、教師が意図的、計画的に行う。その際、家庭の理解、協力を得ること、さらに養護教諭や安全指導担当教諭との連携を図ることが必要となる。食育は健康教育とのかかわりが深く、学校教育全体を支える基盤とも言える。栄養教諭の専門性を生かしつつ、学校栄養職員等との連携を図りながら、学級活動を実践していく必要がある。

イ 内容

学習指導要領では学級活動は、それぞれの特質に応じて「(ア) 学級や学校における生活づくりへの参画」「(イ) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」「(ウ) 一人一人のキャリア形成と自己実現」に分類しており、具体的活動例を示した。

表6-1 学級活動における体育，健康安全教育，食育

活動	活動内容	活動の具体的例
(ア) 学級や学校における生活作りへの参画	a 学級や学校における生活上の諸問題の解決	・運動会の準備 ・お楽しみ会の計画 ・球技大会の計画
(イ) 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全	a 心身ともに健康で安全な生活態度の形成	・規則正しい生活 ・登下校の安全 ・健康診断の受け方と結果 ・長期休業中の安全 ・心の健康に関する指導 ・性に関する指導
	b 学校給食と望ましい食習慣の形成	・楽しい給食 ・朝食を見直そう ・食べ物に感謝しよう ・牛乳とカルシウム ・野菜について知ろう
(ウ) 一人一人のキャリア形成と自己実現	a 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成	・健康・運動面での目標を立てよう ・一輪車が乗れるように教えてあげよう

ウ 関連する具体例

(ア) 学級活動における体育的活動（高学年の場合）

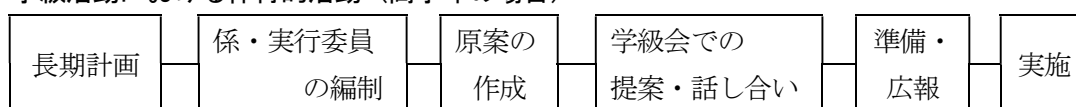


図6-1 学級活動における体育的活動 実施までの過程（例）

実施までの過程で次の点に留意する。

- a ねらいをはっきりさせる。（学級のまとまり，みんなが仲良くなるために，など）
- b いつ行うのか，年間または学期計画を立てる。
- c 誰が主催するのかがはっきりさせる。（行事係，レクリエーション係，実行委員等）
- d 主催者は原案を作成する。作成にあたっては以下のことに留意させる。
 - (a) 日時，内容，場所，方法，チーム編成，服装，諸注意，雨天案等の内容を網羅する。
 - (b) 内容やチーム編成については学級全体の意見が反映されるようにする。
 - (c) 日時や場所については担任に相談するようにする。
- e 原案を学級会で提案し，話し合う。
- f 必要なものを準備したり，ポスターを作成したりする。
- g 担任は過程を大切に，学級全体の前で主催してくれた児童の労をねぎらう。低・中学年は，より担任主導となるが，学年に合わせた児童の活躍の場を設定する。

(イ) 学級活動における食育（4年生の「からだがよろこぶおやつを考えよう」）

目的 望ましいおやつのとり方を知り，自分のこれからの食生活に生かす。

時期 夏季休業前

指導者 栄養教諭，担任

- 内容
- ・自分の食べているおやつについて考える。
 - ・おやつの役割と目安量を知る。
 - ・からだが喜ぶおやつを考える。
 - ・活動をふり返る。



(2) 児童会活動

ア 目標

異年齢の児童同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

児童会活動は、学校全体の生活を共に楽しく豊かにするために学校の全児童をもって組織する異年齢集団の児童会による自発的、自治的な活動である。望ましい人間関係として上級生が下級生を思いやり、リードすること、下級生は上級生を見習って目標とすることなどがあり、活動における組織編制などは、異年齢集団としてのよさを生かしたものでありたい。児童会という大きな集団の中で、自己を生かす機会を大切にさせ、個々の力が十分発揮できるように配慮することが大切である。自己の生かし方は役割や学年によってさまざまであり、学級活動との連携を図ることが必要である。

「運動会」は、児童会活動における体育的活動としても重要である。学校の実情に応じて児童会が関わる場面は違おうだろうが、児童を主役とし、児童の発意・発想を生かした計画によって実施したり、各委員会の活動内容を生かした活動を取り入れたりして、積極的に児童会を機能させていくべきである。具体的には「開・閉会式」「応援合戦」「児童会種目」等が、多くの学校で児童会によって進められている。他には「大なわ跳び大会」「球技大会」「児童集会におけるゲーム的活動」等があり、より自主的に計画させ、全児童が楽しめるようにしたい。このような活動を通して、それぞれの児童がよりよい学校生活づくりに参画できる。このような活動は、代表委員会が主体となっていく場合が多いが、学校によっては体育委員会が委嘱される形で行う場合もある。

イ 内容

(7) 児童会活動における体育的活動

児童会活動は自発的なものであるため、その内容については児童の思いが尊重されるべきである。しかし、そこには教師の教育的意図があり、計画性をもって適切な指導の下に展開されることが求められる。

表6-2 児童会活動における体育的活動（例）

時期	児童会行事名	内 容
6月	児童集会	・鬼ごっこ ・ジャンケン汽車 ・ボール送りゲーム等
9月	運動会	・開・閉会式 ・応援合戦 ・児童会種目（大玉送り、騎馬戦、棒引き、綱引き、玉入れ等）
12月	球技大会	・ドッジボール大会 ・ミニサッカー大会等
2月	大なわ跳び大会	・8の字 ・みんなでジャンプ（高学年で1チーム10人程度）

(イ) 委員会活動による体育的活動、保健活動

表6-3 体育委員会と保健委員会の活動内容（例）

体育委員会	保健委員会
・一輪車や竹馬、ボールなどの管理、整頓 ・体育器具庫の清掃、整頓 ・児童集会（一輪車、なわ跳びの技の紹介）	・校内の衛生管理（石けん液の補充など） ・保健室内の備品の整理、整頓 ・保健に関する啓発活動（集会や掲示物）

委員会活動には常時活動と定時活動があるが、学校の実情に合わせ行うとよい。

ウ 関連する具体例

(7) 児童会活動における体育的活動

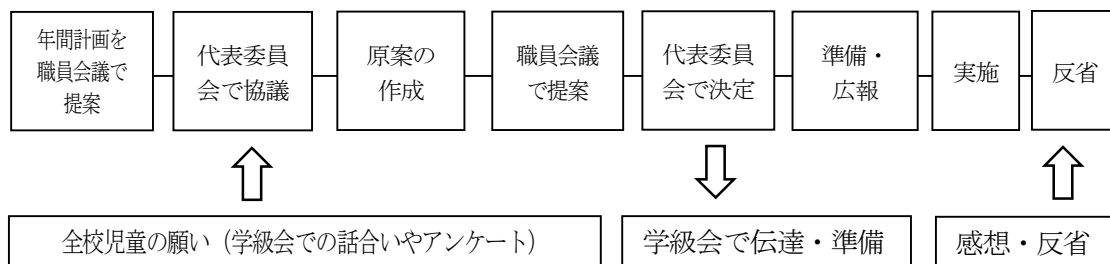


図6-2 児童会活動における体育的活動実施までの過程（例）

実施までの過程で次の点に留意する。

- a 児童会担当教師が、学校の伝統行事を尊重しつつ、毎年改善された年間計画を立てる。
- b 全校児童の願いを吸い上げ、代表委員会で内容を検討する。児童会担当教師は実現可能な内容になるよう留意し、必要に応じてアドバイスする。
- c 代表委員会の実行委員が原案を作成し、児童会担当教師は職員会議で提案する。
- d 代表委員会で提案，協議し，決定する。
- e 代表委員は学級会で伝達し，チーム編成などの準備をすると同時に，実行委員は用具や進行表（シナリオ）の準備，全校への広報を進める。
- f 運動場で行う活動は，予備日を設けるか，雨天案を別に作成する。
- g 実施後は必ず反省点を洗い出し，次回，来年度に生かす。

(イ) 大なわ跳び大会

目的 縦割り班で仲良く体を動かそう。

時期 2月上旬

方法 ・ 1列になって8の字で順番にとぶ。
 ・ 5分間で何回とべたかを競う。
 ・ 引っかかった回数は数えない。

表彰 上位3チームを表彰する。



(ウ) 球技大会（ドッジボール）

目的 ・ 寒さに負けないように体を動かそう。
 ・ ペア学級と仲良くしよう。

時期 12月上旬

方法 ・ ペア学級で2チーム作る。

1年1組－6年1組で赤チーム 黄チーム

1年2組－6年2組で白チーム 青チーム

・ 4チームのリーグ戦を行う。

第1試合 赤 vs 黄 白 vs 青

第2試合 赤 vs 白 黄 vs 青

第3試合 赤 vs 青 黄 vs 白



- ・ 上記の要領で2年と5年，3年と4年がペアとなり，3試合同時進行で行う。
- ・ ソフトバレーボールで行う。途中でボールを2個に増やす。

(3) クラブ活動

ア 目標

異年齢の児童同士で協力し、共通の興味・関心を追求する集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むことを通して、個性の伸長を図りながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

クラブ活動は、興味・関心と同じくする異年齢集団による活動である。望ましい人間関係として個性や能力を互いに認め合い、切磋琢磨し、より高め合うことができる人間関係を目指したい。担当教職員は、異年齢集団であることを考慮し、発達段階や経験の差を理解し、それぞれのよさに目を向けて励まし合ったり、教え合ったりすることができるような集団づくりに心がける。

体育的クラブ活動は、話し合いによってチームの作戦を立てたり、リーグ戦を計画したりするなど自主的、実践的な態度の育成につなげやすい。そのような機会を多くもつことで、より興味・関心を深め、よりよいクラブづくりや個性の伸長を図り、自己を生かす能力を養うことができる。

クラブ活動は、児童が自ら希望し、選択してきている活動なので、児童の期待も大きい。その期待に応えられるよう年間計画をしっかりと立て、その運動自体の楽しさ、喜びを体験させ、満足できる内容となるよう努めたい。

イ 内容

(ア) クラブの計画や運営

クラブ活動は、児童の自発的な活動を基本とするものであるから、教師が作成した年間指導計画に基づき、児童がより具体的な年間、学期及び月ごとの活動計画を作成する。クラブ長、副クラブ長を中心に、下学年の意見も取り入れながら、クラブの成員の発意・発想を生かして決める。

計画に沿って、運営も児童が自ら行う。例えば、活動のまとめとしての大会や発表会を計画する場合には、場所、用具の準備、チーム編成、ルール作り、審判、表彰など、運営全般を児童が役割分担して行う。

家庭や地域との連携、社会教育施設等の活用などを工夫することも大切であり、担当教員が例示し、児童の意欲の向上を図ることができる。

(イ) クラブを楽しむ活動

年間活動計画に基づき、毎回のクラブ活動を進めながら、以下の点に留意したい。

- a 計画から外れていないか。
- b 安全に活動できているか。
- c 異学年、男女が能力差、体力差を認め合い、補いつつ活動できているか。
- d 楽しさ、喜びを味わいつつ、満足できる活動となっているか。
- e 活動を振り返り、課題を見だし、解決策を決めるなど、目標をもって取り組んでいるか。

(ウ) クラブの成果の発表

クラブの成果を、全校児童に、または機会があれば地域の人々に発表することは、クラブの成員の意欲を高める上で望ましいことである。学校の実態に応じて、運動会や全校児童集

会，3年生のクラブ見学時，昼の放送など，多くの機会を活用し，計画的に取り組むことが大切である。

ウ 関連する具体例

(7) クラブ編成

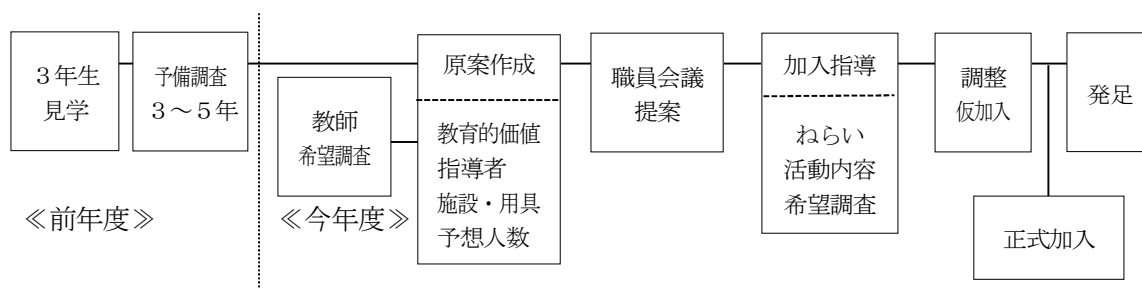


図6-3 クラブ編成の過程 (例)

編成までの過程で次の点に留意する。

- 過程全体を通して，内容への興味・関心でクラブを希望するように指導する。
- 前年度の3年生見学後，3年～5年生を対象に，来年度「やってみたいクラブ」を予備調査する。同時に「あるとよいクラブ」も調査する。
- 年度初めに教職員に指導可能なクラブの調査をする。
- (b)，(c)の調査を参考に，担当教師はクラブ活動の原案を作成し，職員会議で提案する。
- 決定した内容を基に，「児童向けパンフレット」（クラブ活動一覧表）を作成する。
- 学級活動で，全校一斉に加入指導，希望調査を行う。
- できる限り，児童の第1希望を尊重する。
- 施設・用具，指導者などの関係で調整せざるを得ないときも，児童の次の希望の中から仮加入を経て，納得の上，正式加入としたい。

(イ) 体育的クラブ活動の具体例

表6-4 体育的クラブ活動のねらいと活動内容 (例)

クラブ名	ねらい	活動内容
サッカー	チームで話し合っ てゲームをしよう	・毎時間リーグ戦を行う。ゲームの合間に話し合 いをし，次のゲームに生かす。
バスケットボール	作戦を考えてゲームで 試そう	・リーダーを中心に，チームの攻め・守りの作戦を 決める。チーム練習の後，ゲームをする。
テーパーボール	みんなで打って，得点 しよう	・打撃練習を中心に行い，ゲームをする。男女・学 年によって打つボールを変え，飛距離を伸ばす。
バドミントン	ゲームを楽しめるよう になろう	・打ち方の基礎から学び，ゲームができるようにす る。定期的にペアを変え，ゲームをする。
一輪車	一輪車の操作方法を上 達させよう	・一輪車に乗る技能を高め，一本橋，スラロームな どの操作を身につけ，発表する。
グラウンドゴルフ	グラウンドゴルフで地域 の人と交流しよう	・地域の老人クラブの方にルールを教えてもらい ながらグラウンドゴルフをする。
リズムダンス	音楽に乗ってダンスを しよう	・地区の公民館へ出かけて，講師の先生に教えても らう。様々なダンスを練習し，発表する。
なわとび	いろいろな跳び方を楽 しもう	・短なわとびの様々な跳び方を身につけたり，ダブ ルダッチを発表したりする。

(4) 学校行事

ア 目標

全校又は学年の児童で協力し、よりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。

学校行事において、次のことが効果的に育てられるように適切な指導をする必要がある。

- 全校または学年などの児童で協力して取り組む各学校行事の意義について理解するとともに、各学校行事に必要なことを理解し、それぞれの学校行事のねらいや内容に即した行動の仕方や習慣を身につけるようにする。
- 学校行事を通して、学校生活の充実を図り、人間関係をよりよく形成するための目標を設定したり課題を見いだしたりして、大きな集団による集団活動や体験的な活動に協力して取り組むことができるようにする。
- 学校行事を通して身につけたことを生かして、集団や社会の形成者としての自覚をもって多様な他者と尊重し合いながら協働し、公共の精神を養い、よりよい生活をつくろうとする態度を養う。

健康安全・体育的行事については、児童自らが自己の発育や健康状態、安全な生活について関心をもち、主体的に取り組む態度を育成することが大切である。目的や意義を理解し、目標を掲げ、集団で成し遂げることによって、達成感や満足感を得られるようにし、学校生活に秩序と変化を与え、より生き生きと生活できるようにしたい。

遠足・集団宿泊的行事については、自然や文化に触れる体験を通して見聞を広め、集団で生活することを通して、人間的な触れ合いを深め、よりよい人間関係を形成することが大切である。自然の中での活動は、体育や健康安全とも関連が深いので、その観点から計画を検討したい。

イ 内容

学校行事には、儀式的行事、文化的行事、健康安全・体育的行事、遠足・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事がある。ここでは体育との関連から健康安全・体育的行事と遠足・集団宿泊的行事について記す。

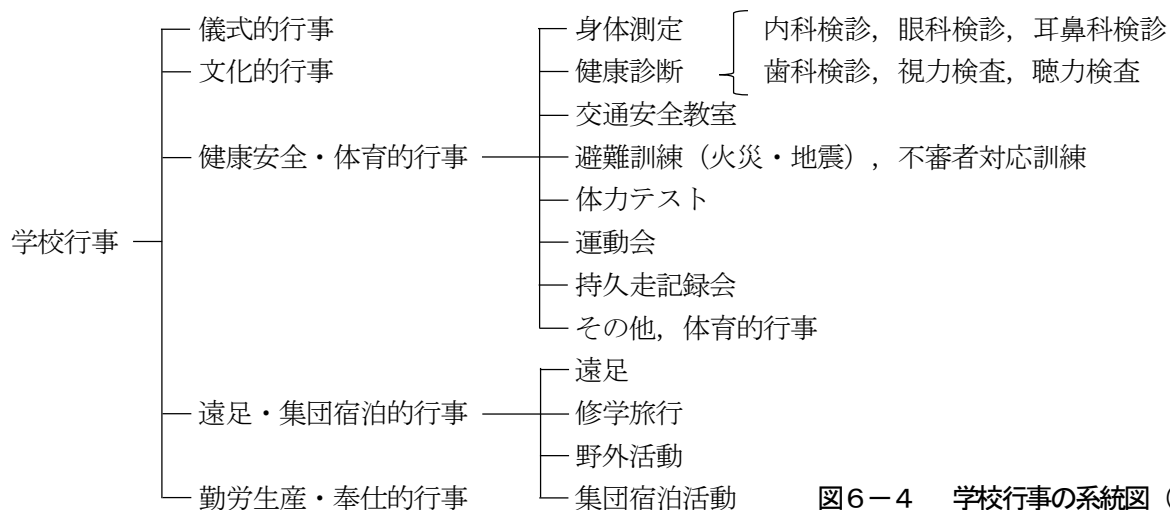


図6-4 学校行事の系統図(例)

ウ 関連する具体例

(7) 健康安全に関する行事（1年生の「交通安全教室」）

目的 登下校や地域での生活の中で、交通安全に気をつけ、自分の命や安全を守る態度を養う。

時期 4月

場所 運動場と学校周辺の国道

内容・ 交通指導員から、安全に関する話を聞く。
 ・ 正しい横断歩道のわたり方、信号の見方を知る。
 ・ 横断歩道の実地訓練。



指導者 警察官、交通指導員、担任、ハートフルスタッフ

(イ) 体育的行事（運動会）

目的・ 競技や演技を通して、たくましい心と体をつくる。

- ・ 運動する楽しさや喜び、集団での連帯感を味わい、達成感や満足感が得られるようにする。
- ・ 準備や運営を主体的に取り組み、協調性、責任感を養う。

留意点・ 運動会当日だけでなく、練習、準備を通して目的を達成させるようにする。

- ・ 児童会を生かした運営に心がけ、児童が全面的に活躍する運動会にする。
- ・ 児童に過度の負担を与えたり、いたずらに勝敗にこだわったりすることがないようにする。
- ・ 体育科の学習との関連を図り、学びの成果を発揮できる運動会にする。

表6-5 運動会までの日程（例）

月日	教師	内容	児童	内容
3月	職員会議	原案の検討	児童代表委員会	運動会に対する要望
	学年会	学年演技内容検討	児童代表委員会	演技内容の検討と要望
4. 10	プログラム決定	係の仕事の検討		
4. 19	案内状の発送			リレー選手選出
4. 26	グラウンド準備	ポイント打ち	児童委員会	役割の決定・準備
5. 7	係打ち合わせ			
		全校合同練習開始		
5. 15		運動会予行練習		
5. 17	前日準備		児童委員会	前日準備活動
5. 18		運動会当日		
5. 21	事後指導・係反省		児童委員会	振り返り

(ウ) 体育的行事（持久走記録会）

目的 体育の授業や業間のかけ足運動で身につけた力を発揮する場とする。

時期 2学期末

方法・ 校内で各学年に合わせたコースを設定し、体育の授業や業間かけ足運動で取り組む。



- ・ 事前健康調査を行い、保護者に参加の同意を得る。
- ・ 業間かけ足ではかけ足カード、記録会では完走賞を作るなど、児童の意欲を高める。

(エ) 遠足・集団宿泊的行事（5年生「野外活動」）

目的・ 校外の豊かな自然や文化に触れる体験を通して、学校における学習活動を充実発展させる。

- ・ 活動を通して、集団の中での自分の役割を考え、行動する力を高める。
- ・ 活動を通して、集団生活の在り方について考え、実践する態度を養う。

時期 7月上旬

場所 市の野外活動センター

日程

1日目	2日目
10:00 入所式, 荷物整理	6:30 起床
12:00 昼食 (弁当)	7:00 朝の集い
13:00 係ごとの活動 (食器・食材の用意 キャンプファイヤーの準備)	7:20 朝食
15:00 飯ごう炊さん	8:30 掃除・荷物整理・退所準備
17:00 夕食	9:30 カヌー体験 (地引き網体験, ゲーム集会, クラフト体験, 刺エテリングなど)
18:30 キャンプファイヤー (キャンドルサービス)	12:30 昼食
21:00 班長会・振り返り会, 就寝準備	14:00 退所式
21:30 就寝	

運営分担 (例)

総務	全般的な監督, 渉外
庶務	計画立案, 日程の進行, 開・閉会式・朝の集いの運営
会計	経費集金・支払い, 会計報告, 必要物資の購入
記録	諸記録, 写真撮影, 展示
指導	生活 安全指導, 持ち物管理, 清掃分担と指導, 就寝・起床指導
	食事 調理指導, 食事の準備と片付け指導
	レクリエーション キャンプファイヤーの出し物
	保健 健康診断計画, 事前保健指導, 救急処置の準備

第7章 安全教育と安全管理

1 運動時の事故の実態と要因

「学校保健安全法」（平成21年4月1日施行）では、児童の安全の確保を図るため、施設・設備の安全点検、児童に対する通学を含めた学校生活、その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修等について学校安全計画を策定し実施しなければならないと規定されている。また、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し、事故等により児童に危害が生じた場合、当該児童及び関係者の心身の健康の回復のため、必要な支援を行うこととされている。

学校では、精神的にも技術的にも未熟な多数の児童を擁しているばかりでなく、体育活動は危険な要素を含み、他の教育的活動に比べ事故の割合は大きい。そこで、児童が生涯を通じて、健康で安全な生活を営むことができるために、必要な知的理解を図り、かつ安全な行動のとれる態度や能力を身に付けるよう努めなければならない。ここに安全に関する指導の立場から留意事項をかかげておいたので、十分に活用するとともに、事故防止のためのきめ細かな指導体制のもと、適切な指導ができるよう配慮することが大切である。

(1) 学校管理下における事故の発生状況

ここでは、独立行政法人日本スポーツ振興センターの統計から、愛知県内の小学校における学校管理下の事故発生状況を示した。

表7-1 学校管理下における事故発生状況（愛知県内・令和元年度）

活動状況	事故件数	発生率(%)	備考	
教科 体育	5,178	24.8	全国の件数に対する発生率	愛知県6.3%
他 教科	1,019	4.9		
体育的クラブ活動	215	1.0	場所別順位	校舎外 ①運動場・校庭②プール
体育的 school 行事	224	1.1		校舎内 ①体育館・屋内運動場②教室
体育的部活動	2,108	10.1		
休憩中	8,289	39.7		
児童・学級活動	1,834	8.8		
登下校中	1,465	7.0		
その他	534	2.6		
合計	20,866	100		

この表からわかるとおり、学校管理下における事故発生率は、「他教科」と比べて「教科体育」が大幅に上回っていることから、体育が他教科よりも危険な要素を多分に含んだ教科であることを認識しなければならない。したがって日常の体育指導においては、安全に十分留意することが重要である。

(2) 事故発生の要因

体育活動において発生した事故については、各学校でその原因・誘因及び処置や結果についてすみやかに分析検討を加え、今後の指導資料とすることが大切である。

体育活動時における事故の直接原因は、打撃、衝突、転倒、墜落等である。それらは、天候、気温、施設用具の状況に影響されることが多い。また、内的条件としての不安や疲労、不注意、さらには指導者の不手際が事故原因になる場合も少なくない。

○ 安全に関する基本事項

- (ア) 教材研究と施設用具の安全点検や配慮計画をしておくこと。
- (イ) 児童に学習内容を事前に理解させていること。
- (ウ) 健康観察は授業の始めと終わり、また、活動中にも顔色や動きに留意すること。
- (エ) 準備運動・整理運動の質や量が適正であること。
- (オ) 運動種目に適した服装であること。
- (カ) 運動のルール無視や厳正を欠くことのないようにすること。
- (キ) 技能指導は児童の実態に適応し、段階的、発展的であること。
- (ク) 病中、病後の運動は控えさせ、日常観察や家庭からの連絡資料を把握しておくこと。
- (ケ) 固定施設は使い方によって危険をとまなうので、使用上の注意事項を十分に理解させ、守らせること。

2 学校安全の推進

(1) 安全教育（下図参照）

安全教育の目標は、安全な生活を実現するための知識や技能を身に付け、自ら考えて判断し行動する力をもつことや、主体的に自他の安全な生活を実現しようとしたり、安全で安心な社会づくりに貢献したりする態度を育成することである。

安全教育は、学校の教育活動全体を通じて行われるものであり、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うものである。例えば、事故等の原因や防止の仕方、事故発生時の応急手当の方法に関する理解や、危険予測と回避の方法については、体育科において計画的に実施されることが重要であり、理科などの実験・実習や作業を伴う教科においては、事故防止の指導を徹底し、児童に安全な行動の仕方を身に付ける必要がある。

また、特別活動における指導においては、実践的な集団活動を通して、各教科等で育成した資質・能力を総合的で汎用的な力に変え、実生活や実社会で活用できるようにすることが求められる。

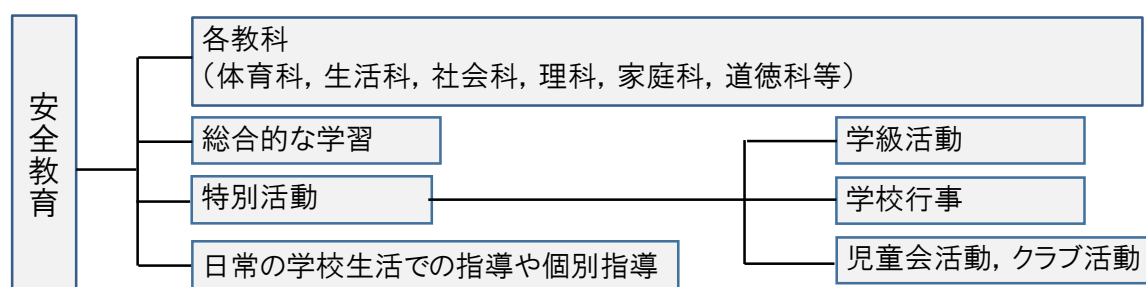


図 7 - 1 安全教育の構造

(2) 安全管理

安全管理は、事故の要因になる学校環境や児童の学校生活における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、事故や災害が生じた場合には、適切な応急手当や安全措置ができるような管理体制を確立するなど、児童の安全を確保するための活動である。

これらは、教職員が中心となって行うものであるが、安全を考慮したうえで児童にも参画させることは、安全教育の視点からも重要である。また、安全管理は、対人管理と対物管理に大別される。

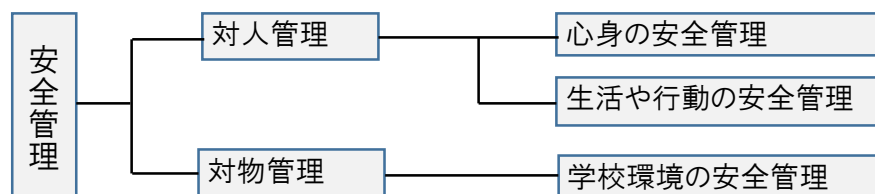


図 7 - 2 安全管理の構造

3 運動時の安全に関する指導

(1) 体育授業における安全に関する指導

学習指導要領では、体育科の目標は、「心と体を一体として捉え、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を育てる」とされている。

この目標を達成するためには、運動する子供とそうでない子供の二極化傾向が見られることや社会の変化に伴う新たな健康課題に対応した教育が必要との指摘を踏まえ、引き続き、心と体をより一体として捉え、体育と保健を一層関連させて指導することが重要である。

このことから、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、望ましい習慣の形成を目指して行う安全指導については、各種の運動がもたらす体の健康への効果はもとより、心の健康も運動と密接に関連していることを実感させるとともに、また、小学校の体育から計画的・継続的に行うことが大切である。

ア 基本的な留意事項

- (ア) 安全指導の意義や目的を十分認識し、学校として組織的に実施する。
- (イ) 指導者は、安全管理、安全指導についての研修を受けることにより、事故防止に努めるとともに、緊急時に対応ができるように、応急手当、救命措置の訓練をする。
- (ウ) 事故防止を強調するあまり、児童の学習活動が消極的にならないよう配慮する。
- (エ) 万一の事故に備えて、校内の救急体制並びに関係機関や家庭との連絡体制を整備する。

イ 指導計画

- (ア) 学習指導要領に示されている目標や内容を踏まえ、指導計画の中で「安全」に関する配慮事項を明確にする。
- (イ) 学校全体の健康や体力に関する指導の全体計画（特別活動や部活動等）との関連を適切に図る。
- (ウ) 指導計画が前例踏襲とならぬよう、学校の規模や児童の実態に応じて、常に見直しを図る。
- (エ) 児童の発育・発達の特性とそれぞれの運動の特性をよく理解し、発育・発達段階に応じた指導計画を作成する。
- (オ) 個々の児童の学習能力や学習経験と学校の体育施設や用具の条件や気候、季節、あるいは、健康・安全・体育的行事との関連により、取り扱う種目について計画的に配当する。
- (カ) 自然との関わりの深い種目や運動では、運動する環境に応じて具体的な配慮事項を明確にし、指導者はもちろんのこと、児童が自らの安全点検と安全確認ができるよう指導計画を作成する。
- (キ) 運動の技能や体力に関する指導では、発育・発達段階に応じた学習の適時性を十分に配慮する。
- (ク) 安全教育については、全ての指導者がその必要性と指導内容について共通理解をもち、全校的な立場から年間を見通した指導計画を作成する。

(2) 運動部活動における安全に関する指導

運動部活動は学校において計画する教育活動で、スポーツ等に興味と関心をもつ同好者が運動部を組織し、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、スポーツ等の楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を体験する活動である。また、この活動は、生涯にわたって親しむことのできるスポーツ等を見いだす格好の機会であるとともに、活動の時間数、計画性、継続性から考えると、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動と言える。したがって、児童が運動部活動に積極的に参加できるように配慮することが大切であるが、活動中の事故も多数報告されており、運動部活動の指導においては、児童の能力等に応じた指導をする必要がある。

また、運動部活動は、同好の児童によって行われる活動であることから、児童の自主性を尊重する必要がある。勝つことのみを目指した活動となり、児童の能力以上の過度な活動になら

ないよう指導に配慮する必要がある。

○ 指導計画作成上の基本的な配慮事項

- (ア) 児童の個性の尊重と柔軟な運営を図る。
- (イ) 児童のバランスのとれた生活や成長が図れるよう適切な休養日と練習時間を設定する。
- (ウ) 必要に応じて外部指導者を活用するなどして、家庭や地域社会とともに児童を育成する視点をもつ。
- (エ) 児童の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、適切な活動が行われるよう配慮する。

(3) 体育的行事における安全に関する指導

体育的行事は、運動やスポーツを愛好し、主体的に実践する能力や態度を育成するとともに、体育科の教科指導や学級活動・ホームルーム活動における安全指導で学習した事柄を実践し、安全に運動やスポーツを行う能力や態度を育成する学校行事であり、将来にわたり心身ともに健全な生活を送るための基礎作りをすることに意義がある。






しかし、1学年単位以上の大きな集団による活動であること、活発な身体活動を伴うこと、自然環境の影響を受けやすいことなど、学校行事で発生する事故の大部分は、この体育的行事で起きていると言っても過言ではない。したがって、事故を防止するためには、安全指導計画を具体的な指導内容にわかりやすく反映させることが大切になる。






○ 基本的な留意事項

- (ア) 行事の目標やねらいを明確にする。
- (イ) 学校全体の体育的行事として全児童が参加できるよう、教科の学習内容との関連で種目を選定する。
- (ウ) 児童会等の児童の主体的な活動分野に留意し、児童が主体性、自主性、創造性、協調性等を育む機会となるよう計画する。
- (エ) 行事の様々な業務の負担が一部に偏ることがないようにできるだけ均等化を図り、全教職員、児童の参加意識を高める。
- (オ) 全児童が参加する学校行事としては、全児童が一同に会することができる大会の設定が望ましいが、会場の関係等を考慮して、プログラムを工夫する。
- (カ) 行事を計画する際は、教科や学級活動・ホームルーム活動との関連を重視し、具体的な安全指導の内容を含んだ計画とする。
- (キ) 全職員の共通理解と協力のもとに実施できるように指導計画を作成する。
- (ク) 実施内容（種目）が季節等の自然条件による悪影響が出ないように考慮して計画を作成する。
- (ケ) 実施内容（種目）は、児童の実態を考慮して計画を作成し、取組の過程において問題が生じた時は、内容を修正するよう柔軟性をもたせる。
- (コ) 予想される事故の可能性を最大限に考慮し、事前の安全指導を徹底するとともに、危険回避のための知識や技能・態度を身に付けるよう指導する。
- (ク) 実施上のルール、集団の規律及びマナーについては、事故防止の最低条件であるとともに運動を楽しむための基本事項であることを理解させる。
- (シ) 実施場所や施設・設備・用具の安全点検を十分に行い、問題箇所の改善には万全を期する。
- (ス) 児童一人一人の健康状態や既往症等を事前に必ず把握し、無理のない活動となるよう適切に指導する。
- (セ) 事故発生に備え、迅速で適切な対応ができるよう事故対応マニュアル等を作成するとともに、それぞれの役割を確認する。

(4) 各運動種目における指導上の留意点

表7-2 体育・スポーツ活動の安全に関する指導の一例

運動種目	予想される事故・問題点（傷害例）	安全上の留意点
サッカー ラインサッカー 	<ul style="list-style-type: none"> ボールばかり見ていたことによる相手との衝突。（打撲） ボールを奪おうとするとき相手をけったり押したりしたことによる転倒。（打撲・捻挫・骨折） 正しいショルダーチャージやタックルができないことによる相手の転倒。（打撲・捻挫・骨折） ボールに密集していたことによってボールが顔や目に当たるけが。（顔面打撲・眼球打撲・網膜剥離） インステップキックでのけりそこない。（捻挫・骨折） 顔より上にあるボールに足を振り上げ、相手の顔をけったことによるけが。（顔面打撲） 	<ul style="list-style-type: none"> 鬼遊びなどにより衝突を未然に予知し防ぐ能力を養う。 個人的技能のボール操作や対人動作を味方や相手の攻防の関係がある動きの中で系統的に指導する。 ゲーム中においては、ボールや相手をよく確かめ、乱暴なプレーはさける。 密集している場合など、相手をかまし、周囲の状況に応じた安全なプレーができるようにする。 段階的な指導を通して個人的技能の定着を図る。 足を相手の顔付近に上げるなど、危険なプレーはルールの上からも禁止する。
バスケットボール ポートボール ドッジボール 	<ul style="list-style-type: none"> ボールをキャッチするときの受けそこない。（つき指） 密集時におけるボールの奪い合いやショット時における相手との衝突。（打撲・捻挫） 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的なボール扱いの技能の積み上げをはかる。 自らがルールを厳守し、常にフェアプレーに徹するように指導する。 児童の能力に応じたルールを設定していく。
ソフトボール	<ul style="list-style-type: none"> バットを振る、投げることによって起こるけが。（打撲・骨折） 	<ul style="list-style-type: none"> 周りの安全を確かめてからバットを振らせる。また、バットを振っている人に注意し、不意に近寄せない。
陸上運動 (短距離走・リレー)  (ハードル走) (長距離走)	<ul style="list-style-type: none"> 走路の整地がされていないために起こる事故。（捻挫） スタートダッシュ、疾走中の激しい運動による事故。（肉離れ） バトンパス時の衝突、転倒。（捻挫・骨折） ハードル走における転倒。（擦過傷・捻挫・骨折） 長距離走（持久走）における事故。（過呼吸・心臓発作） 	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の除去、セパレートコースで練習させるなどの習慣化を図る。 児童の個人差を配慮した学習課題やコースの設定をする。 安全な器具の工夫や段階的な指導をする。 能力に応じてハードルの高さ、間隔を加減する。 事前の健康診断と健康観察、準備運動、児童の体調及び気象条件などについて配慮する。

運動種目	予想される事故・問題点（傷害例）	安全上の留意点
<p>(走り幅跳び)</p>  <p>(走り高跳び)</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂場の整備がされていないために起こる事故。（擦過傷，捻挫） ・踏切がすべる。着地時の失敗。 ・未熟な着地。（捻挫） ・安定度のないスタンド。（打撲） ・踏切がすべる。（捻挫） ・着地の失敗。（捻挫，骨折） 	<ul style="list-style-type: none"> ・助走路，砂場の整地，各技術の分習を十分に行う。 ・補助器具を使用しての練習，安定性のあるスタンドの設置をする。 ・特に走り高跳びについては，安全に注意した着地の段階的な練習を十分行う。
<p>鉄棒運動</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・握り手のはずしからの落下。 ・恐怖心や筋力の不足。（手のひらのまめ，膝の裏の損傷） ・着地時における事故。（捻挫，骨折） ・回転，踏み越し時における事故。（上肢，下肢の損傷） 	<ul style="list-style-type: none"> ・逆さ感覚，回転感覚に慣れさせる。 ・無謀に振ったり，回転したりさせない。 ・補助具，補助者の活用，鉄棒の正しい握り方を徹底させる。 ・準備，柔軟運動を徹底させる。 ・腕の支え，逆さ感覚，回転感覚に慣れさせる。
<p>マット運動</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・能力に即さない練習による事故。 ・規則や心得の無視から起こる事故。（打撲，捻挫，頸椎損傷，骨折） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の能力に応じて課題の克服にあたらせるとともに児童の技能の実態を把握し，個に応じた指導に留意する。 ・使う器具を決め，順番をはっきりさせ規則正しく運動させる。
<p>とび箱運動</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・運動中，安全確認を怠って起こる事故。 ・規則や心得の無視から起こる事故。 ・運動が調子よくできなかつたときに起こる事故。（打撲，捻挫，頸椎損傷，骨折） 	<ul style="list-style-type: none"> ・マット，とび箱の調節などの役割分担をして安全点検の習慣を身に付けさせる。 ・練習する人数を少なくし，ふざけたり調子に乗ったりしないように慎重な態度で練習させる。 ・恐怖心を起こさせない高さで慣れさせるとともに危険度の少ない種目で十分力を付けさせておく。 ・徐々に高さを変えたり，手を着く位置や体重移動に気を付けたりさせる。

4 体育施設等の安全管理

児童がいつでも伸び伸びと安心して運動ができるよう運動場、体育館等の施設・設備から授業で使用する消耗品に至るまで、安全管理のための具体的な安全点検実施計画を作成して適切な管理ができるように努めなければならない。そのためには定期的・計画的な安全点検の実施、必要に応じた危険防止の措置等、安全な環境の維持を図ることが大切である。

(1) 安全管理のねらい

学校における安全管理とは、事故の要因となる学校環境や児童の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、万が一、事件・事故災害が発生した場合に備え、適切な応急手当や安全措置ができるように体制を確立して児童の安全確保を図ることである。学校の施設・設備及び用具の管理については、学校保健安全法及び同法施行規則に定めるところにより、安全点検を計画的・組織的に実施しなければならない。安全点検のねらいは、児童が快適な学校生活を送り、常に安全な状態で体育的活動ができるようにすることである。教師は多発する事故に対して危機感をもち、施設・設備に潜在している危険を早期に発見し、その除去に努めなければならない。

(2) 安全管理の種類と方法

ア 安全管理の種類

安全点検は、日常的、定期的、臨時的に次表のように行う。

表 7-3 安全点検の種類

安全点検の種類	時期・方法等	対象
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童が普段から学習活動や学校生活で使用している箇所
定期の安全点検	毎月 1 回以上 ・計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、トイレ、手洗い場、給食室、屋上等
	毎学期 1 回以上 ・学校安全委員会等と連携し、計画的、組織的に実施	児童が使用する施設・設備及び防犯・防災に関する設備等
臨時の安全点検	必要があるとき ・体育祭や文化祭等の行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災等が発生したとき ・危害を受ける恐れのある犯罪（侵入や放火等）等が近隣で発生したとき	必要に応じて点検項目を設定

イ 安全点検の方法

(ア) 外観点検：施設・設備等の適正な配置、損傷の有無、周辺の異常の有無、その他、主として外観から判別できる事項の確認

- 目視：ゆがみ、亀裂、摩耗、腐食、異物等の有無の点検
- 打音：ハンマー等で叩いて、損傷、はく離、腐食等の点検
- 振動：揺り動かし接合部位や地下部分の緩み、ぐらつき等の固定不良の有無の点検
- 負荷：ぶら下がる、押す、引く、ねじるなどの力を加え、耐力の状況を確認
- 作動：回転部分の油ぎれ、摩耗等による作動の偏りを点検

(イ) 作動点検：施設・設備等の機能について、簡単な操作により判別できる事項の点検

(ウ) 総合点検：施設・設備等の全部若しくは一部を作動させ、総合的な機能を種類に応じて確認

表7-4 施設・設備別の点検箇所と着眼点

施設・設備	点検箇所と着眼点
体 育 館	・床板や壁面、電源設備等の破損の有無、体育施設や体育用具の破損の有無
運 動 場 等	・地面の勾配、凹凸の状態、排水の状態等の異常の有無 ・危険物（ガラス、石、くぎ等）の除去
遊具、体育等の 固定・移動施設	・遊具、鉄棒、バックネット等の破損の有無 ・周囲の状態、設置状態（倒壊の危険性）、砂場・掲揚塔の状態の危険の有無 ・ゴールポスト等の固定状況の確認
運動用具等の倉庫	・用具室や倉庫の整理整頓状況、石灰等の保管状況の確認 ・常に施錠ができる状態になっているかの確認
プ ー ル	・浄化・消毒装置やシャワー等の設備の異常の有無 ・プール内の危険物や異物等の混入の有無 ・プールの排水口、プールサイドやプールの周囲の危険の有無
ブ ロ ッ ク 塀	・ブロック塀の破損の有無
校舎等の外壁	・校舎等の外壁の亀裂、表面の浮き等から剥落・落下等の危険の有無
トイレ、手洗い場	・履物、タイル床、便器、窓枠、窓ガラス等の破損や危険の有無 ・出入口の扉、窓の開閉状況の異常や危険の有無 ・換気扇、水洗の破損や水漏れ等の危険の有無

(3) 安全管理の評価と改善

ア 安全管理の評価

安全管理の対象・観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているかどうかを検討し、安全管理の実態を把握するとともに、より有効な安全管理のための改善策を明らかにするための評価を行うことが大切である。評価の観点は、児童の生命や身体の安全を確保し、安心して生活できるという視点から、できるだけ具体的にしておくことが必要である。

表7-5 安全管理の評価（例）

学校安全の評価項目	評価の観点
安全管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・学校環境の安全管理に関する計画は適切であったか。 ・安全管理に関する実施要項、マニュアル等は適切に機能するように作成されていたか。 ・事件、事故災害の情報収集、連絡体制が整えられていたか。 ・計画が実行され、明確に記録されているか。
安全点検と事後措置	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検の点検項目は適切であったか。 ・安全点検は計画的に実施され、必要な改善措置がなされたか。 ・安全点検は全教職員の共通理解のもとに実施されたか。
学校生活の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の安全に関わる行動の実態や事故発生状況が把握され、安全管理や安全指導に役立てられているか。 ・様々な教育活動の内容や方法で安全確保のきまりや約束を児童が理解し、守って安全に活動しているか。 ・教科等における安全のきまりや約束等が明確にされ、教職員が安全に留意して授業を行っているか。 ・児童と日常的に関わり、安全に関連する指導、環境整備、相談活動体制の整備を適切に行っているか。 ・学校生活の安全管理が安全指導と関連付けられているか。
事件・事故災害等発生時の危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・危険等発生時対処要領（対応マニュアル）が作成され、訓練等の実施等により、見直しが図られているか。 ・全教職員が応急手当の手順や技術を習得できるように配慮や研修が行われているか。 ・校内での救急、緊急連絡体制はできているか。 ・校外での学習等における救急、緊急連絡体制はできているか。 ・火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等の発生に備えた被害防止対策は適切に立てられているか。 ・火災、地震、津波、火山活動、風水（雪）害等の発生に備えて、災害発生時の安全措置や教職員の役割が明確にされているか。

イ 安全点検の事後措置

安全点検の結果、施設・設備に不備があった場合には、事後措置を迅速かつ適切に行わなければならない。事故災害の要因を発見し、その除去に努めることが、児童の安全な学校生活を保障することになる。不備や欠陥を発見した場合、安全点検表に、その不備や欠陥の状況を記録し、各点検責任者の点検結果を集約して事後措置の計画を立てる。結果を集約しておくことは、次回以降の安全点検を効果的に行うための重要な資料にも、また、安全指導の際の有効な資料にもなる。

(7) 点検者による事後措置

点検者により処理できるような危険物の除去、簡単な修理、または取り替え等は、自身で直ちに整備する。簡単に処理できない場合は、応急対策として「使用禁止」などの表示をするとともに、周知徹底を図る。安全点検表の事後措置欄に、どのような措置をしたかを日付とともに記録しておく。

(イ) 児童による事後措置

児童の使用する用具、体育施設等の修繕は、教師の指導によって事後措置の可能なものもある。児童が安全点検や事後措置に参加することにより、自主的に身の回りや室内の整理整頓への実践化と結びつくとともに、安全意識の高揚を図ることができる。

(ウ) 校内組織による事後措置

校内の組織（教師、PTA）で措置できる場合は、安全担当分掌で計画・立案（人員、予算、日程、手順など）して実施する。

(エ) 業者依頼による事後措置

体育施設・設備や固定遊具の腐食等、校内の組織で措置できないものについては、専門業者に依頼し、整備する。(イ)(ウ)(エ)の場合でも、記録を残すことが大切である。

5 熱中症の予防

(1) 熱中症とは

熱中症とは、熱に中る（あたる）という意味で、暑熱環境下で体内の水分や塩分（ナトリウムなど）の減少や血液の流れが滞るなどして、体温が上昇して重要な臓器が高温にさらされることにより発症する障害の総称である。高温環境下に長期間いたとき、あるいはいた後の体調不良はすべて熱中症の可能性がある。熱中症にはいくつかの病型があるが、重症な病型である熱射病を起こすと、適切な措置が遅れた場合、高体温から多臓器不全を併発し、死亡率が高くなる。熱中症は死に至る恐れのある病態であるが、適切な予防法を知って、それを実践することで防ぐことができ、また、適切な応急処置により重症化を回避し後遺症を軽減することもできる。熱中症は大きく熱失神、熱けいれん、熱疲労、熱射病の四つに分けることができる。

(2) 熱中症予防の原則

基本的に乾球温が35℃以上では、皮膚温より気温のほうが高くなるので、特別な場合以外は原則として運動は中止する。

ア 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと

暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にようにし、休憩を頻繁に入れ、こまめに水分を補給する。WBGT等により環境温度の測定を行い、「熱中症予防運動指針」（表7-6）を参考に運動を行う。汗には塩分も含まれているため水分補給は0.1～0.2%程度の食塩水がよい。運動前後の体重を測定すると水分補給が適切であるかが分かる。体重の3%以上の水分が失われると体温調節に影響すると言われており、運動前後の体重減少が2%以内におさまるように水分補給を行うのがよい。激しい運動では休憩は30分に1回はとることが望ましい。熱中症の発生時刻としては、10時から16時の間に多くみられるが、暑い季節は、朝や夕方でも熱中症が発生することがある。また、運動種目にかかわらず、ランニングやダッシュの繰り返しにより多く発生しているため、特に注意が必要である。

イ 暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は梅雨明けなど急に暑くなったときに多く発生する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生する。これは体が暑さに慣れていないため、急に暑くなったときは運動を軽くして、1週間程度で徐々に慣らしていく必要がある。週間予報等の気象情報を活用して気温の変化を考慮した1週間の活動計画等を作成することも大事である。

また、けがや病気の後など、しばらく運動をしなかったとき、急に激しい運動をすると熱中症が発生することがあるので注意する。

ウ 個人の条件を考慮すること

肥満傾向の人、体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動を軽減する。特に肥満傾向の人は熱中症になりやすいため、トレーニングの軽減、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる必要がある。

また、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察を行い、下痢、発熱、疲労など体調の悪い人は暑い中で無理に運動しない、させないようにする。

エ 服装に気を付けること

服装は軽装とし、透湿性や通気性のよい素材にする。直射日光は帽子で防ぐようにする。

オ 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

表7-6 熱中症予防運動指針（日本スポーツ協会 2019）

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別な場合以外は運動を中止する。 特に、子どもの場合は中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動・持久走は避ける。 10～20分おきに休憩をとり、水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または運動中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	積極的に休憩をとり、水分・塩分の補給をする。 激しい運動では30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分の補給を行う。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分補給は必要である。 市民マラソン等ではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※ 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(3) 熱中症を予防する指導上の留意点

学校の管理下における熱中症死亡事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるもので、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度が高い場合に発生している。暑い中では、体力の消耗が激しく、トレーニングの質も低下し、効果も上がらない。熱中症予防のための運動方法、水分補給等を工夫することは、事故防止の観点だけでなく、効果的なトレーニングという点においても大変重要である。

ア 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツ、作業をさせることは避ける。

イ 屋外で運動やスポーツ、作業を行うときは、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着にさせる。

ウ 屋内外にかかわらず、長時間の練習や作業は、こまめに水分（0.1～0.2%食塩水あるいはスポーツドリンク等）を補給し適宜休憩を入れる。また、終了後の水分補給も忘れず行う。

エ 常に健康観察を行い、児童生徒等の健康管理に留意する。

オ 児童生徒等の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を常に把握するように努め、異常が見られたら、速やかに必要な措置をとる。

カ 児童生徒等が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせないようにする。

キ 緊急時の対応のために校内対策チームを組織し、熱中症対策について教職員の共通理解を図り、応急手当の研修を実施したり、学校医、消防署、教育委員会、家庭等への連絡方法等を明確にしたりして、救急体制を確立しておく。

(4) 熱中症で倒れた場合の対応

ア 異常が発生したら、涼しい場所に運び、衣服を緩めて寝かせ安静を保つ。

イ 次のような症状が見られる場合は、速やかに必要な手当や措置をとる。

(ア) 熱失神

炎天下にじっとしていたり、立ち上がったとき、運動後などに起こる。皮膚血管の拡張と下肢への血液貯留のために血圧が低下したり、脳血流が減少したりして起こるもので、めまいや失神（一過性の意識障害）などの症状がみられる。この場合には、足を高くして寝かせると通常はすぐに回復する。

(イ) 熱けいれん

大量に発汗があり、水のみを補給した場合に血液の塩分濃度が低下して起こるもので、筋の興奮性が亢進して、四肢や腹筋のけいれんと筋肉痛が起こる。この場合には、生理食塩水（0.9%食塩水＝1Lの水に9gの食塩水）等濃いめの食塩水の補給や点滴をする。

(ウ) 熱疲労

脱水によるもので、症状としては全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛等が起こる。頻脈、顔面蒼白となるが、体温の上昇は顕著ではない。

この場合には、水分（0.2%の食塩水あるいはスポーツドリンク等）を補給する。顔面蒼白の場合には、足を高くして寝かせ、手足を末梢から中心部に向けてマッサージするのも効果的である。

(エ) 熱射病（重症）

体温調節が破綻し、高体温で種々の意識障害が起こる。足がもつれる・ふらつく・転倒する、突然座り込む・立ち上がれない、応答が鈍い、意識がもうろうとしている、言動が不自然などの意識障害がある場合には重症の熱射病を疑い、すぐに救急車を要請し、同時に応急手当を行う。救急車到着までの間、体に水をかけたり、濡れたタオルを当てて扇いだりするなど、積極的に体を冷やすと同時に、氷やアイスパックがあれば頸部、わきの下、足の付け根などの大きい血管を冷やす。できるだけ迅速に体温を下げることができれば、救命率は上がる。

ウ (ア)～(エ)のどの症状の場合においても、吐き気や嘔吐などで水分補給ができない場合は、救急車を要請して医療機関に運び、処置を受ける。また、回復した場合でも容体が急変することがあるので、運動を中止し、保護者に経過を説明してできるだけ医療機関に受診させるようにする。

6 落雷事故の防止

落雷は、身近に起こりうる災害の一つであり、落雷による事故は年間50件以上起きている。しかし、そのほとんどが注意すれば防げたものばかりであり、避雷対策を教職員一人一人が身に付け、児童生徒等にも徹底しておく必要がある。また、屋外で行う活動や野外活動などの学校行事に際しては、気象情報の収集に努める必要がある。

(1) 落雷事故の教訓

ア 落雷事故

1967年8月1日、長野県松本深志高校2年生の登山パーティーは、北アルプスの西穂高岳において教員引率による集団登山を行っていた。教諭5名を含む46名の一行は、12時45分頃に西穂高岳頂上（海拔2909m）を出発し、南西方向約2kmの西穂山荘に向かい下山の途についた。

13時40分頃、一行が西穂高岳独標（海拔2640m）にさしかかったとき天候が悪化し、大粒のひょうまじりの激しい雷雨となった。一行は西穂山荘方向に避難するため、一列縦隊で独標を越える道を急いでいたところ落雷に遭遇し、11名が死亡（雷撃死9名、墜落死2名）、14名が重軽傷（外傷、やけど、しびれ、聴力障害等）を負った。登山中のみならず、通常の落雷事故としても一度にこれほどの死者・負傷者が出た前例はなかったため、新聞各紙が一面で報じるなど大々的に報道され、全国に衝撃を与えた。学校登山の歴史に残る大惨事であり、世界の落雷事故記録中最大の惨事で、これより被害の大きい事故は起きていない。

イ 落雷による障害

(ア) 直撃による障害（直撃雷）

グラウンド、平地、山頂、尾根等周囲の開けた場所にいると、雷雲から直接人体に放電が起きることがあり、これを直撃という。落雷のなかには空中で放電がわかれて複数の地点に落ちる場合があり、複数の死亡者、重傷者を出すことがある。人が直撃を受けると雷電流が体内を流れ、心拍・呼吸が止まり約80%の人は死亡する。同時に体の表面に沿った火花放電（沿面火花放電）がおこり、やけどを起こす。残りの約20%の人は助かるが、意識を失う重傷となり、数週間の入院が必要になる。

(イ) 落雷を受けた物体からの側撃による障害（側撃雷）

落雷を受けた物体（例えば樹木）あるいは人に接近していると、放電により被害を受けることがあり、これを側撃という。大きな木の下で雨宿りなどをしていて、雷による死傷事故が発生するのは、ほとんどがこの側撃が原因である。

(ウ) 歩幅電圧傷害

落雷点の近くで、座ったり寝ころんだりしていると、地面に接触している身体の部分にしびれ、痛み、やけどが発生し、時には歩けなくなることもある。これを歩幅電圧傷害といい、地表面に沿って流れる落雷電流によって起こる。

(エ) 電線や金属管を伝わる高電圧による傷害

落雷に対して屋内は安全だが、屋外からの電線に接続された電気器具、電話線に接続された電話機あるいはガス、水道のコックなどに接近していると、しびれ、痛み、やけどなどの傷害を受けることがある。これは、近くに落雷すると、これら電線や金属管を経由して人体に高い電圧が加わるためである。

(オ) その他

落雷点の近くにいると、強い風圧を受けて倒れたり、吹き飛ばされたりして外傷を受けること、頭部を殴られたようなショックを受けること、やけど、耳鳴り、難聴などの被害を受けることがある。

(2) 避雷の原則

雷は、雷雲の位置次第で、海面、平野、山岳などところを選ばず落ちる。ただ近くに高いものがあると、これを通して落ちる傾向がある。高いものほど落雷を引き寄せる効果が大きく、高さが同じならば、鉄塔も高い立木も、落雷を引き寄せる効果は同程度と考えられる。人体の場合二人並んでいると背の高い人に落雷する例が多くなるが、野球場、サッカーグラウンド、テニスコートなどにプレーヤーが散在すると、身長とはあまり関係なくなり、誰に落ちるか全く予測できない。

落雷に対しては、自動車、バス、列車、鉄筋コンクリートの建物の内部は安全である。ドアや窓がガラス、木等でできていても、全体的にしっかりとした導体（金属、カーボンなどの電気が流れやすい物体）で囲まれていると、落雷電流はこの導体を通して大地に流れ、内部は安全になる。本格的な木造建築の内部も普通の落雷に対しては安全である。しかし、テントやトタン屋根の仮小屋の中は、屋外と同様に雷の被害を受ける危険がある。

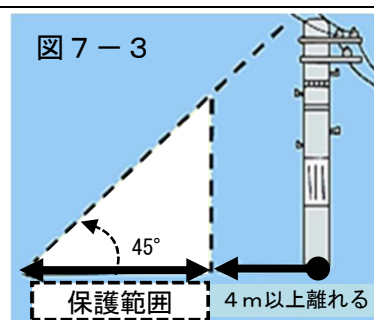
屋外では、橋の下、避雷針あるいは高い物体の保護範囲内は比較的安全だが、落雷を受ける確立はゼロにはならないので、できるだけ早く安全な空間に避難することが大切である。特に避雷針設備のない高い物体（例えば樹木）の近くでは、側撃を受ける可能性が高いため、直ちに4 m以上離れ、次いで安全な空間に避難する。

【落雷の予兆】

- モクモクと発達した一群の入道雲や頭上で急に発達した黒雲
- 突風や気温の低下、激しい雨
- 雷鳴
 - ・雷鳴はかすかでも危険信号
 - ・雷鳴が聞こえなくても突然落雷が発生する可能性がある
 - ・雷鳴が聞こえなくなっても、20分くらいは落雷の危険がある

児童生徒等の安全確保

- 校舎や体育館など屋内（蛍光灯や電気器具から1 m以上離れる）に避難・待機させる
- 屋内への避難が難しいときは、落雷を回避できる「保護範囲※」に速やかに避難させる
 - ・グラウンドなどでは中央付近が危険
 - ・広いキャンプ場では、テントの中はかえって危険
- 樹木の近くでは、側撃雷を受ける可能性が高いため、直ちに4 m以上離れ、その後、安全な空間に避難させる



※ 高さ4 m以上30 m以下の高い物体の頂上を45度以上の角度で見上げる範囲で、その物体から4 m以上離れた場所

(3) 落雷事故を未然に防ぐ指導上の留意点

屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合には躊躇することなく計画の変更・中止等の適切な措置を講じなければならない。

ア 厚い黒雲が頭上に広がったら、雷雲の接近を意識する。雷雲の接近にともない、多くの場合は突風が吹くとともに気温が下がり、やがて激しい雨になる。しかし、突風や降雨より落雷が先に起こることがあるので、早目の避難が大切である。

イ 雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車などの内部）に避難する。雷鳴が聞こえず雨も降っていないときに、突然落雷が発生することもあるので、雷鳴だけで雷の発生や接近を判断するのは危険である。

ウ 人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に付けていても、落雷を阻止する効果はない。

エ 落雷の危険がせまったときは、傘、バット、テニスラケット、ゴルフクラブなど長い物体はすべて手放して、自分自身はできるだけ姿勢を低くする。地面から人体が高く突き出ているほど、落雷を受けやすくなり、人体からさらに高く物体が突き出ると、金属、非金属にかかわらず一層落雷を受けやすくなる。

オ 雷雲が遠ざかり雷鳴が聞こえなくなっても、20分くらいはまだその雷雲から落雷の危険があるので、安全な場所で待機し、雷活動が止んで20分以上経過してから屋外に出る。また、一つの雷雲が去っても、次の雷雲が近づいてくる場合があるので、新しい雷雲の接近には常に注意する。屋根のない観客席も危険なので、安全な場所に避難する。

7 事故発生時の対応

学校現場で事故が発生した場合、居合わせた職員が速やかに適切な応急手当を行い、けがや病気の悪化を最小限にとどめることが大切である。応急手当には、呼吸や心臓が止まってしまったときの救命処置（心肺蘇生法とAEDの使用）とその他の傷病に対する応急手当とがあり、日頃から正しい応急手当の手順等について、全職員が熟知しておく必要がある。

(1) 応急手当（救急法）

ア 内科的疾患の手当

(7) 頭痛

安静にする。手足のしびれ、けいれん、嘔吐がある場合は、医療機関に受診させる。

(イ) 呼吸が苦しいとき → 過呼吸症候群

腹式呼吸でゆっくりと深呼吸させる。不安を取り除くようサポートする。

(ウ) 脳貧血

風通しのよいところで、水平または足の方を高くして寝かせる。衣服をゆるめ、気道を確保できる体位で休ませる。意識が回復するまで飲食物は与えない。

(エ) 嘔吐、腹痛、下痢

顔を横向きにして吐き出させる。神経的要素が多いので、気分転換を図る。

(オ) 突然のけいれん

衣服を緩め、吐物を飲み込まないように顔を横にして寝かせる。倒れたときにけがをしていたら、処置する。頭を打っていないか確認する。発作中には、奥歯の間に割り箸や手ぬぐいなどを入れない。

イ 外科的な傷害の手当

(7) 傷

流水できれいに洗い、清潔なガーゼや包帯で保護する。出血している場合は、出血部位を清潔なガーゼ等で、直接圧迫する。

(イ) 骨折・脱臼・捻挫

表7-7 RICE処置

Rest（安静）	まずは、患部を安静にする。無理に動かさない。
Ice（冷やす）	氷、氷水、アイスパックなどの温度が下がるもので、最低15分から20分は冷やす。
Compression（圧迫）	患部をやや強めに包帯やテープなどで巻く。指先がしびれたり白くなったりした場合は、やや弱める。
Elevation（高く上げる）	患部を心臓より高くして、腫れ、内出血、痛みを抑える。

(ウ) 鼻血

小鼻をしばらく押さえる。止まらない場合は、鼻を冷やす。

(エ) 歯のけが

抜けた歯、欠けた歯は、そのまま歯牙保存液、生理食塩水、牛乳または本人の舌下に入れ、歯科医院へ持参する。

(オ) 脳しんとう

転んだりボールが当たったりして気を失ったときは、動かさずに仰向けに寝かせる。腫れがあるときは患部を冷やす。意識障害がある場合には、救急車を呼ぶ。

(カ) やけど

できるだけ早くきれいな冷水で患部を冷やす（痛みを感じなくなるまで）。水疱ができていて、皮膚が損傷している場合は、清潔なガーゼ等で患部を覆う。

(2) 心停止への対応（心肺蘇生法とAED）

もし、心臓や呼吸が止まってしまった場合、応急手当はまさに1分1秒を争う。居合わせた人による迅速な119番通報、いち早い応急手当によって、救命できる可能性は高まる。

ア 胸骨圧迫

(ア) 圧迫の位置を確認する。手のひらを重ねて、胸（乳頭と乳頭を結ぶ線）の真ん中に手の付け根を当てる。他方の手をその上に重ねる（図7-4）。小児の場合は片手で圧迫する。

(イ) 両肘を伸ばしたまま、垂直に体重をかけて胸を真下に押し下げる（図7-5）。

(ウ) 胸骨圧迫は、中学生・高校生で成人と同程度の体格であれば胸骨が5 cmから6 cm下がる程度の強さで圧迫する。小児の場合、胸の厚みの3分の1程度が圧迫の目安となる。（乳児の場合、2本の指で真ん中より少し下を圧迫する）

(エ) 手を胸骨に置いたまま力を緩める。1分間に100～120回のペースで心臓マッサージを行う。

イ 気道の確保

(ア) 片手を額に当て、もう一方の手の人差し指と中指の2本をあご先に当て、これを持ち上げ、空気の通り道を広げる（図7-6）。

(イ) 頭を無理に後ろに反らせない。

ウ 人工呼吸法

(ア) 気道確保をした状態で、頬を患者の口、鼻に近づけ、呼吸を確認する（図7-7）。呼吸がなければ額を押さえていた手をずらし、指で患者の鼻をつまむ。

(イ) 救助者は、深く息を吸った後、自分の口を大きく開けて患者の口の回りにかぶせ、ゆっくりと2秒くらいかけて連続2回吹き込み、患者の胸が軽くふくらむまで息を吹き込む（図7-8）。

マウス・ツー・マウス用のマスクがあればそれを利用する。

(ウ) 吹き込み後、鼻から指を離し、顔を患者の胸部側に向け、胸の動きと呼吸を確認する。

(エ) 以後、5秒に1回の割合で息を吹き込む（小児で4秒に1回）。

(オ) 自発呼吸ができない場合、救急隊に渡すまで行い続ける。

図 7-4

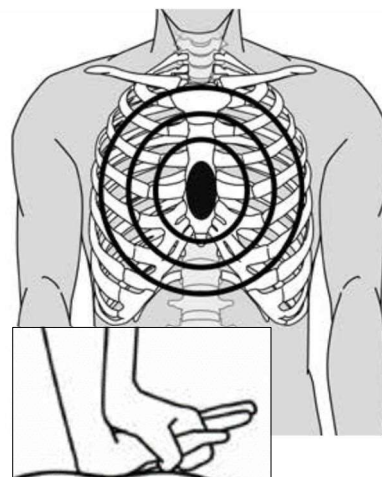


図 7-5



図 7-6



図 7-8



エ AED（自動体外式除細動器）

一般的に心臓突然死の多くは「心室細動」によるものと言われている。心室細動とは、心臓の筋肉がバラバラに興奮し小刻みに震える、いわば「けいれん」を起こしたような状態のことである。そのことにより脳や体に血液を送り出すことができないため、数分続くと死に至る致命的な不整脈の一つである。

病気や事故等で突然、心停止などが起こったときには、すぐに除細動を行うことが大切で、早ければ早いほど救命率が高くなる。AEDは音声メッセージに従うことにより、誰でも安全に使用することができる。

(ア) 電源を入れる

AEDを傷病者の頭の近くに置き、電源を入れる（ふたを開けると自動的に電源が入る機種もある）。

(イ) パットを貼る

傷病者の衣服を開き、2枚の電極パットを皮膚にしっかりと密着させる。

1枚を胸の右上、もう1枚を胸の左下側（乳頭の斜め下）に貼る（図7-9）。

(ウ) 心電図の解析

電源パットが皮膚にしっかりと貼られると、AEDは自動的に心電図の解析を始める。

「傷病者から離れてください」の音声メッセージに従い、周囲の人に離れるように伝える（図7-10）。

(エ) ボタンを押して除細動を行う

音声メッセージが流れたら、誰も傷病者に触れていないことをもう一度確認して、ショックボタンを押す。

「電気ショックは必要ありません」のメッセージが流れたら、ボタンを押さずに、心臓マッサージを再開する。

(オ) 救急車が到着するまで

電気ショックの後、すぐに心臓マッサージ30回、人工呼吸2回の組み合わせ（心肺蘇生法）を再開する。以後、2分おきにAEDは音声メッセージを繰り返す（図7-11）。

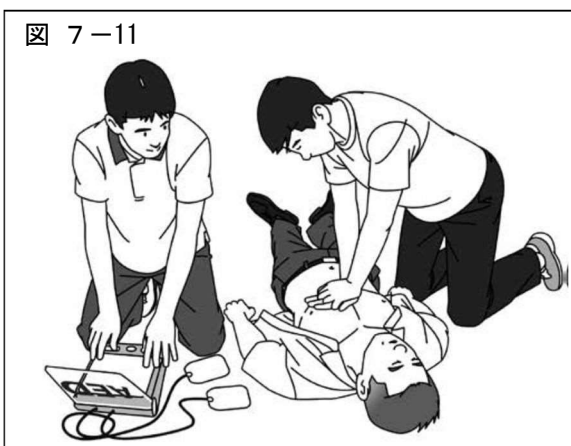
図 7-9



図 7-10



図 7-11



心肺蘇生とAEDの手順

◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！

◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける

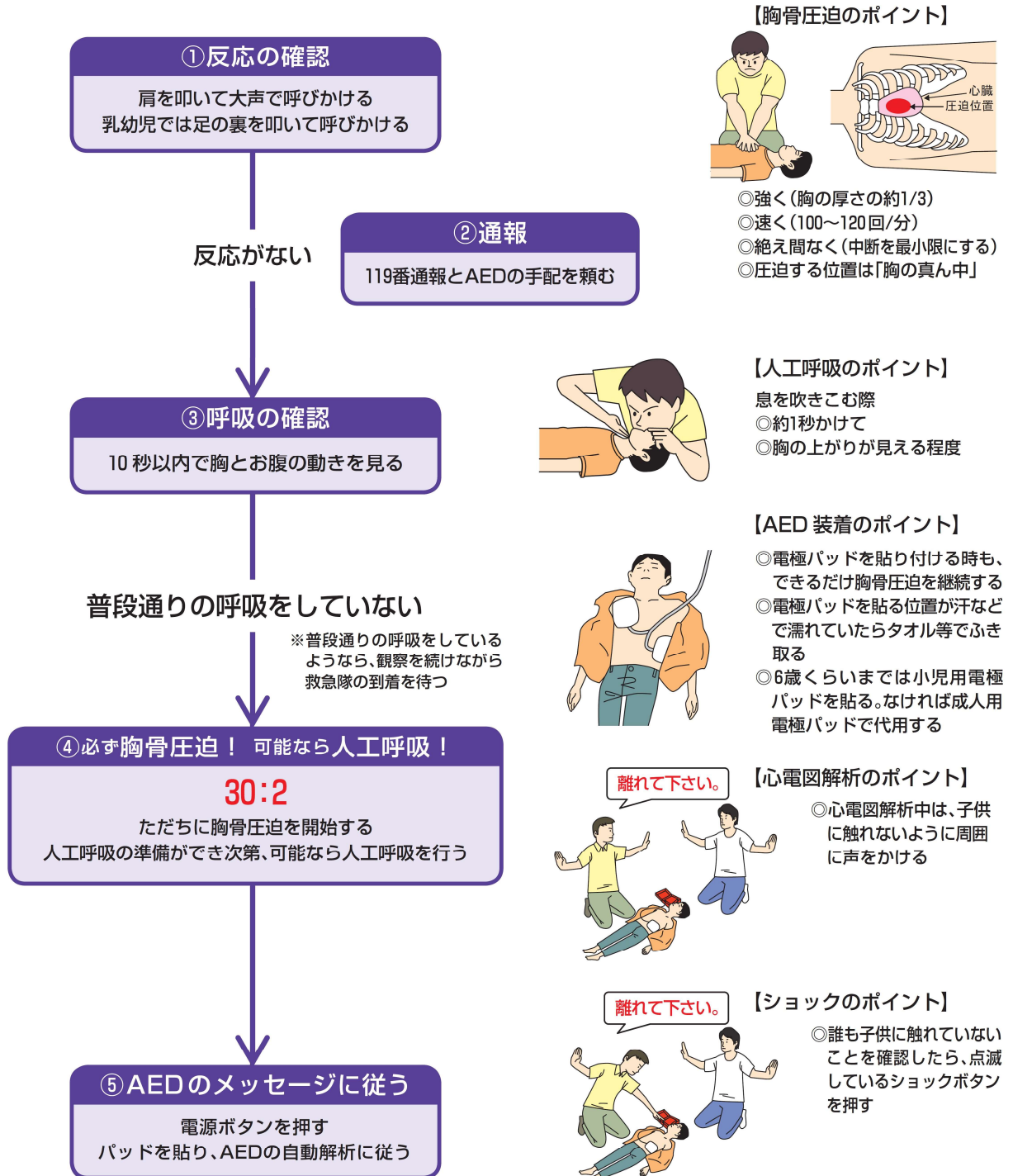


図7-12東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」引用

オ 救急処置の主な変更点

平成27年10月に日本心肺蘇生協議会（JRC）から示された「JRC蘇生ガイドライン2015」をふまえ、これまでの救急処置からの変更点、重要点は以下の点があげられる。

- (ア) 胸骨圧迫の深さは、5 cmから6 cmにする。
- (イ) 1分間のリズムは、100回～120回／分とする。
- (ウ) 胸骨圧迫では、胸をしっかり元の位置に戻す。
- (エ) 胸骨圧迫の中断が10秒を超えないようにする。
- (オ) 呼吸が異常と感じた場合は心停止とみなして、ためらわず胸骨圧迫を行う。
- (カ) 救急車を手配するために119番通報をすると、消防の通信司令員から電話口で指示や指導が受けられるため、心停止かどうかの判断に迷ったり、胸骨圧迫の行い方等が分からなかったりした場合は、119番通報した際に電話を切らずに指示を仰ぐようにする。

(3) 学校の救急連絡体制

事故が発生した場合には、発見者が誰に通報し、第一報を受けた職員は、さらに、どのような経路で医師を迎えるかという筋道を確立しておく必要がある。また、事故が発生した後は、速やかに全職員によって事故分析を行い、安全の管理と指導の在り方を追求するとともに、今までの安全管理の内容や方法について反省し、同じ事故の再発を防ぐ対策を講ずることが必要である。

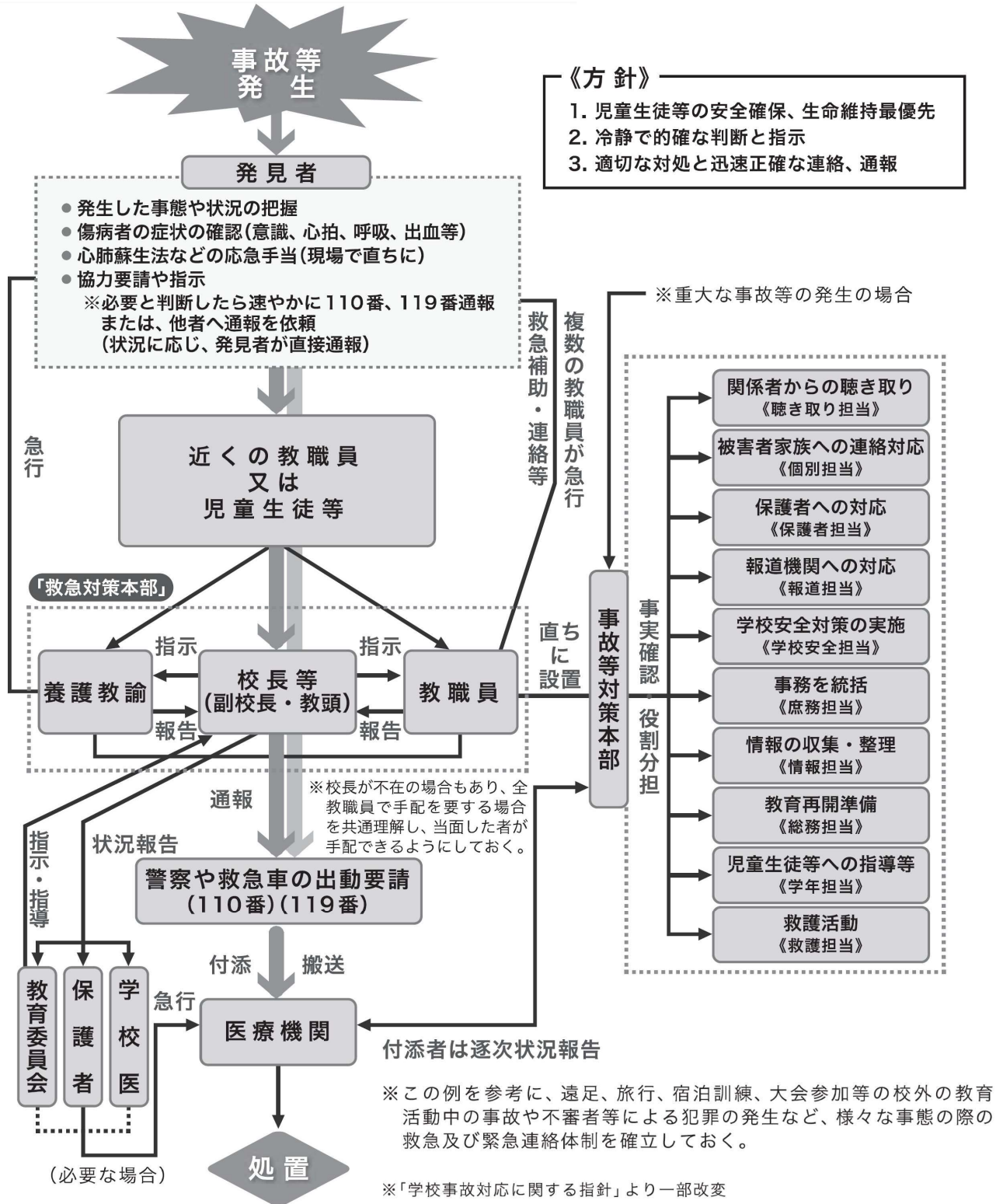


図7-13 校内での事件・事故災害発生時の対処、救急及び緊急連絡体制の一例

8 学校事故のケーススタディ

(1) 運動中の事故事例

ア 中枢神経系突然死

小3女	体育	準備運動
-----	----	------

体育館での授業中、準備運動として7周のランニング、なわ跳び（前跳び、後ろ跳び各100回等）と腹筋運動を行った後、頭を押さえて痛みを訴えた。担任が「頭をぶつけたの」と尋ねたが児童は「どこもぶつけていません」と答えた。一緒に歩いて保健室に向かう途中、体育館入り口で倒れた。救急車を要請し、病院で治療を受けたが、翌日死亡した。

中2男	学校行事	持久走・長距離走
-----	------	----------

学級対抗駅伝大会で、本生徒はマラソン（1,650m）終了後、校庭に設置されたクラス応援席で休んでいたが、「疲れたから寝る」と伝えて仰向けになった。その後、他の生徒が声をかけたが返事がないので、すぐに教諭や養護教諭に連絡した。担架で保健室に運び、直ちに救急車で病院に搬送、治療を受けたが、数日後に死亡した。

イ 心臓系突然死

中1男	部活動	バスケットボール
-----	-----	----------

バスケットボール部の練習中、ターンダッシュの際に前のめりに倒れた。顧問は、意識と呼吸がないことを確認し、胸骨圧迫を行った。他の教諭が救急車を要請、病院に搬送し、救命処置を受けたが、同日死亡した。

中3男	保健体育	準備運動
-----	------	------

体育の授業中、体育館でランニングを10周した後、準備運動を行った。最後の馬跳びくぐりの後、本生徒はペアの男子に寄りかかり、その後2、3歩歩いた後、突然意識を失い床に倒れた。養護教諭が直ちにかけてつけたが、意識、呼吸、脈がなかったので、AEDを使用し、救急車で病院に搬送、救命処置と心拍再開後の集中治療を行ったが、同日死亡した。

ウ 溺死

小1女	水泳指導	水泳
-----	------	----

夏期休業中、低学年プール指導の際の自由の時間に、教諭が水面にうつ伏せで浮いている本児童を発見した。意識はなく、すぐに心臓マッサージ、人工呼吸、AEDを試みる。救急隊到着後、病院に搬送、集中治療室で治療を受けていたが、翌日死亡した。

小3男	体育	水泳
-----	----	----

泳力測定中、18メートル付近で泳ぎを止めたにも関わらず、立ち上がらずに体を斜めに傾け、片足でジャンプするように動き、頭は水面につき、手はバタバタと動かした。

すぐに本児童を助け上げ、プールサイドに運び、呼吸確認と気道確保を行い、タオルケットで体をくるみ保温した。この後、様子が変わったので救急車を要請した。呼吸が弱くなったので、人工呼吸・心臓マッサージを行った。救急車で病院に搬送したが、同日死亡した。

エ 精神・神経障害

小5女	体育	跳び箱運動
-----	----	-------

体育の授業中、跳び箱の基礎的な練習をしていた。2人1組での馬跳びで、着地の際バランスを崩し左肘から転倒した。

中2男	部活動	バレーボール
-----	-----	--------

部活動の対外練習試合を近くの総合体育館で行っていた。午後の練習試合になりコートに入り試合を行っていた。試合の最中に突然激しい頭痛が起き、すぐにメンバーチェンジをし、ベンチへ下がったが、問いかけに答えることなく視野が定まらず、意識がもうろうとなり、床に倒れ込んだ。

オ 視力・眼球運動障害

小4男	休憩時間	なわ跳び
-----	------	------

短なわ2本をつなぎ長なわ跳びの練習をクラスメイト数人としていた。回し手を交代するため、他の児童が本児童に持ち手を渡そうとしたところ、もう一方の回し手の児童がなわを揺らしたため、なわが跳ね上がり、なわ跳びの持ち手（プラスチック部分）が本児童の左眼に強打した。

中2女	保健体育	ソフトボール
-----	------	--------

授業中、校庭で男女別に分かれてソフトボールの練習をしていた。ボールをバットで打つ練習をしていたとき、友人がボールを打った後バットを手から放したとき、近くにいた本生徒の右眼にバットが当たった。

カ 歯牙障害

小6女	体育	その他
-----	----	-----

体育の時間、校庭で運動会の学年種目である棒引きの練習をしていた。味方に加勢しようと棒の斜め後方より駆け寄ったところ、他の児童が勢いよく棒を本児童の方向に引いてしまったため、棒の先端が本児童の上前歯に当たった。

中3男	保健体育	ダンス
-----	------	-----

創作ダンスの練習中、後ろから体を持ち上げられ、前にジャンプする動きをした後、着地に失敗した。その際、バランスを崩し床に倒れて、左顎を強打した。

キ 運動誘発性アナフィラキシー

小2	給食・昼休み
----	--------

4月から医師の指示でアレルゲン解除になったので、給食で牛乳を飲用した。昼休みに放課ボール遊びをして、咳き込み、顔全体が腫れ、全身のかゆみがあったため、救急車を要請し、担任がエピペンを使用した。

中2	5限
----	----

小学生時に小麦摂取制限があったが中学生になり解除、管理不要になっていた。給食後、学級レクで10分間走り回った。教室に移動中、目のかゆみを訴え保健室へ行く。のどの違和感、咳、養護教諭が薬を飲ませたが目の浮腫が悪化したため、校長が救急車を要請し、養護教諭がエピペンを打った。

ク 熱中症

中1男	部活動	ハンドボール
-----	-----	--------

部活動中、運動場で準備運動としてランニングをしていた。35分間、走り終えたときにふらついたので、顧問が日陰に座らせ、休ませたが、寝転んでしまい、自力で給水できず、問いかけにも応えなくなった。すぐに氷で頸部や脇を冷やすなどの応急処置を行った。救急車を要請、入院したが翌日死亡した。

参考：独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校事故事例検索データベース」

(2) 運動中の事故の判例

学校教育活動下において児童・生徒が負傷、死亡した場合、学校側はいろいろな法的責任を追及されることがある。その際、以下のような項目が、論点の中心となる。

- ・指導者に事故に対する過失があったか。
- ・事故を未然に防ぐ安全指導や点検がなされていたか。
- ・事故発生直後に適切な処置がとられていたか。
- ・事件事実の確認と証拠と収集保存に万全を期されていたか。

事故を未然に防ぐための手だてを講じることはもちろん、事故後の対応についても適切に行うことが必要である。

ア 中学校で、夏休みの野球部の練習中に当該生徒が熱中症で倒れ、死亡

※ 横浜地裁川崎支部 平成12年9月 指導教諭に過失あり

事故の経緯

夏休みの野球部の練習で、ノック練習を2時間以上続けた。その後、5分間の給水休憩とり、約5kmのランニングを行った。スタートから約4km走った地点で、当該生徒は意識を失って倒れた。顧問教師は先頭を走っており、すでに野球場に着いていたため、当該生徒の異常に気付かなかった。部員の知らせを受け、顧問が119番通報をした。

裁 判

両親が、教諭の対応に問題があったとして警察へ告訴状を提出した。平成14年9月、横浜地裁川崎支部は、熱中症に対しての注意義務を怠ったことや部員の健康状態への配慮や適切な救護措置をとる態勢に欠けていたとして、元顧問教諭に業務上過失致死傷を適用した。

イ 中学校で、体育の授業中に跳び箱から落下して第4頸椎を骨折し、3週間後に死亡

※ 東京高裁 平成14年12月 本人の過失4割

事故の経緯

体育の授業で、器械運動を行っていた。1時間の授業の中で、グループごとにマット、鉄棒、跳び箱の3種類の練習をローテーションで行い、当日はマットの採点があった。テストを受けない当該生徒らは、鉄棒や跳び箱の練習を行っていた。当日の跳び箱の高さは、8段で、この高さは初めてであった。当該生徒は、練習課題を終え、ふざけてプロレス技を真似た跳び方をしていて、1回目にムーンサルトを成功させ、周囲の生徒から賞賛の声が上がっていた。リクエストに応えるかたちで2回目、跳び箱の上に立ち、シューティングスタープレス（空中で、後方に1回転しながら落下）をして回転しきれず落下した。指導教諭はマット運動の採点中で見ていなかった。当該生徒は3週間後に死亡した。

裁 判

遺族が、授業中の安全指導に問題があったとして当該市を提訴した。東京高裁は、担当教諭の体育授業の実施方法について、安全配慮義務を怠ったとして、指導教諭の過失を認め、当該市に慰謝料等の支払を命じた。指導教諭の責任とともに当該生徒の過失も4割認め、両者の和解が成立した。

ウ 高校で、体育祭の練習中に「人間ピラミッド」の下敷きになり、全身麻痺の後遺症

※ 福岡地裁 平成6年12月 指導教諭に過失有り

事故の経緯

体育祭で実施する8段の「人間ピラミッド」を作る練習をしていたところ、6段目にかかったところで崩れ、最下段にいた当該生徒は他の生徒の下敷きになり、首の骨を折る重傷を負った。その後、車いす生活を余儀なくされ、身体障害者1級の認定を受けた。

裁 判

本人と両親が当該県を相手に逸失利益ほか慰謝料、介護費用等の損害賠償を求めて提訴した。福岡地裁は、「8段ピラミッドが極めて成功が困難で、危険性のあることに対して認識不足」「生徒らの危険回避方法の工夫不足」「段階的な練習、指導をすることなく、一気に実践の組立に入るなどの注意不足」として、指導教諭らの過失を認め、当該県に賠償命令をした。

エ 高校で、課外クラブ活動中の落雷により両下肢機能全廃などの後遺症

※ 最高裁 平成18年12月 指導教諭に過失有り

裁 判

一審、二審は、落雷事故の予見はできないとして、指導教諭の安全配慮義務違反を否定した。

最高裁は、「毎年5件は発生し、3人は死亡している」「事故当時（平成8年）の文献には、運動場において雷鳴が聞こえるときには遠くても直ちに屋内に避難すべきであるとの趣旨の記載が多く存在している」「本件試合の開始直前頃には黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されている」ことなどから、教諭は落雷事故の危険が迫っていることを具体的に予見すべき注意義務を怠ったと判断した。

(3) 学校事故における教師の注意義務と留意点

事故が発生した場合、ケースごとに緊急度の高さや応急手当の内容は異なるが、関係者の冷静な判断と行動が望まれる。そこで、学校の事故が発生したときにどうするか、事前に対策を考えておく必要がある。そして、あらゆる傷病に対して、校長以下全教職員は、当然行わなければならないことを順序よく行うことが大切になってくる。そのためには、各学校で現職研修などにより、救急連絡体制の確認、応急手当の方法および手順などについて全教職員が熟知しておく必要がある。

ア 傷害の種類、大きさ、部位により保健室までの運搬方法を考える。出血がひどい場合には、応急手当をして保健室に運ぶ。負傷部位が頭部である場合は動かさないように留意する。

イ 校長等の指示を受けて、救急車の要請や医療機関への受診を行う。ただし、一刻を争う場合には、発見者が救急車を要請し、その後校長等に報告する。教職員は必ず負傷者に付き添い、一人にしてはいけない。

ウ 負傷者の家族に対し、誠意をもって事故処理にあたることが大切である。連絡の際、事故の概要・処置方法などについて説明する。

エ 重体な事故が発生した場合は、前記連絡体制のように関係者に報告するとともに、万全な対策を考える。特に、事故状況・応急手当などを克明に記録し、安全指導が適切であったかどうかの反省資料とする。また、市町村教育委員会に対して、すみやかに報告書を提出するとともに独立行政法人日本スポーツ振興センター名古屋給付課に対しても必要な手続きをとる。

参考：熊本県教育委員会「運動部活動指導の手引き－概要版－」

参考資料

1 学校体育Q & A

Q 1 体育・保健体育科の授業時数はなぜ維持されたのか。

子供の体力が低下する中で、運動の楽しさや基本となる動きを重視した体育の授業の必要性が高まっている。また、小学校及び中学校の時期は、心身ともに成長の著しい時期であることから、前回の改定時に、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を培うことをねらい、授業時数を増加させている。

Q 2 体育分野の内容ごとの時間数の目安はあるか。

体づくり運動は、中学校においては、各学年7単位時間以上、体育理論は各学年3単位時間以上を配当する。それ以外の単元は、示された内容に必要な時間数を配当する。第3学年ではできるだけ単元ごとの時間数を大きく組めるように配慮する。

Q 3 運動の取り上げ方の弾力化について、具体的に説明してほしい。

小学校の第1学年及び第2学年、第3学年及び第4学年、第5学年及び第6学年、また、中学校の第1学年及び第2学年において、2学年間で、実態に応じてそれぞれバランスよく時数を配当することを基本とする上で、例えば1年生における実施時数を2年生に含めて実施できること。またその逆もあり得るということである。つまり、2年間で実施することが効果的か、大きな単元を組んで1年間で実施することが効果的かを判断するということである。

具体的には、中学校において武道を1年生で実施し、2年生でダンスを実施できることとなる。器械運動では、「2年間でア(マット運動)を含む(2)を選択」となっているので、マット運動に加え鉄棒運動・平均台運動・跳び箱運動の中から1種目以上を選択させることとなる。この場合も、2年間でマット運動を含む2種類の種目を選択すればよいので、1年目にマット運動を選択し、2年目にそれ以外の1種目を選択すればよいことになる。

ただし、内容の取扱いで示しているのは指導の最低基準であり、発展的に学習させることに歯止めをかけるものではない。

Q 4 男女共習について、どのように考えていけばよいか。

男女を問わず全ての領域を履修することとなり、生涯スポーツに向けて多くの種目を体験させることとなった。領域選択がより生徒の希望に基準を置いた方法でなされるために、発育発達の状況、種目の特性を念頭に置き、それぞれの場面において工夫し、積極的に取り扱っていくべき手段の一つである。

Q 5 保健領域及び保健分野における技能の評価はどのように行えばよいのか。

小学校の保健領域、中学校の保健分野において技能について指導し、評価を行うことになった。しかしながら、保健領域・分野における技能は、知識の理解をより深めたり、知識をより定着させたりすることが目的となるため、知識が技能として表出しているものを見取ることとなる。したがって、技能の部分のみを取り出して技能の評価とするべきものではない。

例を挙げると、胸骨圧迫を行う際、体重が軽かったり、力がなかったりすることで、十分な圧迫ができていないことを評価するのではなく、姿勢やリズム、圧迫する位置等や、胸骨圧迫が必要な状況の判断が知識を基にして満足できる程度行うことができるかを評価することになる。

Q 6 体づくり運動は、帯状の位置付けでよいのか

本運動前の5分程度に、年間を通して位置付けておくことをねらいとするものではない。体育の標準授業時数が維持されていることは、子供の体力向上が国民から期待されていることの現れである。体づくり運動の7時間という最低時間数は、まとまった時間の中で学習指導要領に示した内容を確実に実施することが想定されたものである。実施時期や位置付けの仕方については、高まりを実感させるために、年間を通して分散して位置付けるなどの工夫も考えられる。

Q 7 ボール運動や球技において、技能差に対応する指導の工夫をどうしたらよいか。

運動の得意な生徒ばかりが目立つようなルールでは傍観者を作ってしまう。全員の触球回数を増やすることができる、適度な制限で少しずつ難しくなるようなルールが望ましい。しかし、制限が強すぎたり複雑すぎたりするルールは児童生徒のやる気を削いでしまう。運動の苦手な児童生徒や運動量の少ない児童生徒が活躍でき、得意な児童生徒がチーム作りに喜びを見いだせるようなルールを工夫するとよい。

また、安全面の確保のために、誰もが安全に行うことができるルールの工夫も必要である。

- ボールを取り替えてることでボールが操作しやすくなる。
 - ・ ソフトバレーボールを使ったサッカーの初期ゲーム
 - ・ バレーボールを使ったバスケットボール
- サッカーゴールをハードルサイズにすることで強いキックがなくなり恐怖心が少なくなる。
- 得意な者の触球回数に制限を加えることによって、周囲を動かせる技術を引き出す。
- バレーボールのワンバウンドゲームでは、苦手な生徒にも所属意識が芽生える。
- 分割式卓球台の一方を立てて壁にし、返球され易い状態を作ってラリー勝負をする。
- ソフトボールで、打った後、決められた場所にバットを置いてから走る。

Q 8 表現運動系・ダンスをやりたいがらない児童生徒には、どのようにアプローチをしたらよいか。

動き方を何も指導されていない児童生徒はどうやればよいのかが分からない。また、心の準備もなく取り組ませようとしても子どもたちは自分を出すことができない。表現運動の雰囲気作りは大変重要である。そこで、短時間でできる体ほぐしの運動を、準備運動として継続的に取り入れていくとよい。日ごろから安心して自己表現できる仲間づくりをさせることが重要である。

また、そうせざるを得ないような状況を作ることも工夫の一つである。ゲーム的な活動になるが、「エスカレートじゃんけん」というものがある。最初は全員「バッタ」からスタートし、じゃんけんで勝つたびに高等動物に変身するものである。同じ動物同士でしかじゃんけんができないため、互いを認識するために体を大きく動かすようになる。上手に表現できた者を取り出し、その場で教師と対決させる。何より教師自身が恥ずかしがらず、表現豊かに実演することを忘れてはならない。

Q 9 宗教上の問題で、実施できない運動がある児童生徒についての取扱いはどうすればよいか。（主に中学校）

武道は、健康や体力の向上等、心身の調和的発達を促すことができるものである。また、授業における武道は、闘争とは異なる学習内容の一種目であること、それを通じて我が国固有の伝統と文化に触れることも目的としていること等の教育的意義を根気強く伝えることが大切である。そうすることによって、着装・構え・素振り等の内容には参加できる場合がある。必要に応じて、見学方法やレポートの提出などの弾力的な履修方法を工夫することも必要である。ただし、観点別評価に当たっては、技能の評価が十分できないことをあらかじめ保護者にも伝えておく必要がある。

Q10 水泳運動系及び水泳の学習で単元（授業）の前に行う指導は何か。

単元開始2か月前には準備に向けての案内を出す。水着・水泳帽の形状はもちろん、ヘアピン・ゴーグル・タオル等の水泳の授業での使用規定を確認する。

身体的な理由で水に入れない、もしくは配慮が必要な生徒（コンタクトレンズ使用者・皮膚炎生徒等）の保護者とは十分連絡を取り、事情を聞くとともに学習の進め方について説明をする。もちろんプールに入ることができない疾病を持っていることが定期健康診断などから分かっている児童生徒には、担任・養護教諭と連携を取りながら治療を促す。

プール利用上の心得をプールサイドに来て初めて行っている場面を見かけるが、生命に関わる内容が多いので、天候等に影響されることなく集中して話が聞ける教室で行うのも一つの方法である。

Q11 体育・保健体育科における言語活動をどのようにとらえたらよいか。

体育の授業において、「なぜ」を中心に体の動きを具体的に考えることや、分かったことを言語化することは、知識の整理や学習内容の定着につながるため、これまでも「学び方」の一つとして重要視されてきたが、さらに教科の特性をふまえて研究を進めていく必要がある。ただし、指導内容の精選を図ったり、学習課題を明確にしたりすることにより、話合いの時間が長くなり過ぎたり、学習カードの記入時間が増大し過ぎたりすることがないようにしなければならない。

Q12 行事のための練習は体育・保健体育科の授業数として計上していいか。

学習成果の活用を年間指導計画に関連させて検討することは大切であるが、体育・保健体育科の授業時間には学習指導要領に示された内容を行う必要がある。

特に関連して行われることが多い組体操やダンスの練習については十分に検討することが必要である。組体操については、学習指導要領に示されていない。また、ダンスについても、行事での発表のための練習が、ダンス領域の目的に則したものとなるよう、単元計画を立案する必要がある。

体育大会の練習時間は、学校の成熟度を測るバロメーターである。「体育大会の時間を減らす」というのは大変なことである。それができるということは、他のことがらがしっかりできているという証拠である。生徒指導、学級・学年経営などの学校教育活動全般の指導はもちろん、教科指導における約束作り、集団行動様式の定着、技術指導が成果を上げていけば、全体練習などの時間は精選できるはずである。

Q13 評価の観点はどう変わるか。

体育・保健体育科の「評価の観点」は、これまでの「関心・意欲・態度」「思考・判断・表現」「技能」「知識・理解」の4観点から、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到整理された。

育成を目指す資質・能力をバランスよく高めることを踏まえ、各学校において観点ごとの比率を適切に設定する。

2 引用・参考文献

- 小学校学習指導要領（平成29年3月） 文部科学省
小学校学習指導要領解説 総則編（平成29年7月） 文部科学省
小学校学習指導要領解説 体育編（平成29年7月） 文部科学省
小・中学校保健体育指導の手引き（平成23年3月） 愛知県教育委員会
学習評価の在り方ハンドブック 小・中学校編（令和元年6月） 文部科学省
小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童の学習評価及び指導要録の
改善等について（通知）（平成31年3月） 文部科学省
児童の学習評価の在り方について（報告）（平成31年1月） 文部科学省
『指導との一体化』のための学習評価に関する参考資料（令和2年3月）
国立教育政策研究所・教育課程研究センター
平成31年度幼稚園，小・中学校教員研修の手びき（平成31年3月） 愛知県教育委員会
中央教育審議会答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」（平成14年9
月） 文部科学省
食に関する指導の手引―第二次改訂版―（平成31年3月） 文部科学省
熱中症環境保健マニュアル2018（平成30年3月） 環境省
熱中症を予防しよう（平成31年3月） 独立行政法人日本スポーツ振興センター学校安全部
雷から身を守るには―安全対策Q&A―（平成13年5月） 日本大気電気学会
あいちの学校安全マニュアル（平成29年11月） 愛知県教育委員会
安全指導の手引（三訂版） 愛知県教育委員会
改訂 生きる力を育む小学校保健教育の手引き（令和元年7月） 文部科学省
新版 たのしい保健5・6年（令和2年2月） 大日本図書
小学校 新学習指導要領 ポイント総整理体育（平成29年12月） 東洋館出版社
JRC蘇生ガイドライン2015（平成27年10月） 一般社団法人日本心肺蘇生協議会
学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年2月） 文部科学省

3 作成委員名簿

一宮市立貴船小学校	教諭	木村友太加
江南市立古知野東小学校	教諭	秋吉那由多
尾張旭市立渋川小学校	教諭	松浦由美
南知多町立篠島小学校	教諭	竹市洋介
飛島学園飛島小学校	教諭	中山久美
岡崎市立六ツ美中学校	教諭	鈴木善博
碧南市立中央小学校	教諭	鈴木靖士
西尾市立一色中学校	教諭	伊藤竜樹
蒲郡市立蒲郡南部小学校	教諭	丸山侑一郎
新城市立千郷小学校	教諭	杉原知
知多教育事務所	指導主事	橋本寛也
東三河教育事務所	指導主事	小野田朋恵

(研究委員の所属名は令和元年度のもの)

小学校体育指導の手引

令和3年3月

編集発行 愛知県教育委員会

学習教育部保健体育課

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 (052) 954-6825